




国への政策提案 2026

SAGA Prefectural Government

【部局提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義





佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、地域の価値と県民の誇りを次の世代に繋げ、佐賀から新時代を切り拓くため、各種施策に全力で取り組んでいます。

世界は、これまで築き上げてきたルールに基づく国際秩序、社会環境が揺らぐ大変革期にあり、私たちの生活や価値観にも大きく影響を及ぼしています。このような不確実な時代であるからこそ、地域の実情を踏まえ、地域発でできることを模索しながら主体的に行動していくことが一層重要であると考えます。

地方が自由な発想で未来を見据え、地域の特性に応じた行政運営をより一層進めていくため、令和9年度に向けて国の施策として取り組んでいただきたい項目を取りまとめました。

提案の実現に向けて御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

令和 8 年 5 月

佐賀県知事 山口 祥 義

目次

【政策部】

- ・ 地方大学・地域産業創生交付金の見直し [内閣府] . . . 2
- ・ 私立大学等経常費補助金の見直し [財務省・文部科学省] . . . 4

【危機管理・報道局】

- ・ 原子力災害対策の強化 [内閣府・原子力規制委員会] . . . 7

【総務部】

- ・ 広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与 [文部科学省] . . . 11
- ・ 高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への支援の拡充等 [総務省・文部科学省] . . . 13
- ・ 障害のある生徒の受入れに対する支援 [文部科学省] . . . 15
- ・ 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長 [総務省] . . . 17
- ・ 地方財源の充実と地域経済を支えるための財政支援 [内閣府・総務省] . . . 18
- ・ 選挙における投票期間の設定 [総務省] . . . 19
- ・ 地方公共団体情報システム標準化 [デジタル庁・総務省] . . . 21

目次

【地域交流部】

- ・ 小規模離島の生活を支える運搬船の安定的な運航の確保
[国土交通省・環境省] . . . 23
- ・ 外国人も暮らしやすい環境の整備に対する支援
[出入国在留管理庁・文部科学省] . . . 25
- ・ 九州佐賀国際空港における外国人入国審査手続きの円滑化
[出入国在留管理庁] . . . 27
- ・ もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！
[財務省・国土交通省] . . . 29
- ・ 重要港湾の機能強化
[国土交通省] . . . 32

目次

【県民環境部】

- ・ CSOの強みを発揮できる環境の整備 [内閣府] . . . 36
- ・ インターネット上の人権侵害行為の防止及び被害者を救済するための対策
[総務省・法務省] . . . 38
- ・ 地方消費生活相談体制の充実・強化 [消費者庁・総務省] . . . 39
- ・ 地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充 [環境省] . . . 40
- ・ 原子力規制検査の実効性の確保 [原子力規制委員会] . . . 43
- ・ 最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上
[原子力規制委員会] . . . 45
- ・ 放射線監視体制の充実・強化 [原子力規制委員会] . . . 46
- ・ アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充 [環境省] . . . 47
- ・ 自然環境整備交付金の対象経費の拡充 [環境省] . . . 49
- ・ 産業廃棄物最終処分場の施設設置許可基準等 [環境省] . . . 51
- ・ 産業廃棄物処理施設の所有権等の確認 [環境省] . . . 53
- ・ 建設廃棄物の不適正処理の未然防止 [国土交通省・環境省] . . . 55

目次

【健康福祉部】

- ・ 男性のHPVワクチンの定期接種化 [厚生労働省] . . . 57
- ・ 医療・福祉物資の安定供給の確保
[こども家庭庁・厚生労働省・経済産業省] . . . 59
- ・ 医療保険制度における出産に対する診療報酬の確保 [厚生労働省] . . . 60
- ・ 地方の大学病院の不足診療科における指導体制強化 [厚生労働省] . . . 62
- ・ 水道事業の基盤強化に向けた支援策の拡充 [財務省・国土交通省] . . . 64
- ・ 子どもの学習・生活支援事業の更なる推進 [厚生労働省] . . . 66
- ・ 物価高騰等の社会経済情勢に応じて柔軟に対応できる生活保護基準の構築
[厚生労働省] . . . 68
- ・ 生活保護受給世帯の熱中症対策 [厚生労働省] . . . 70
- ・ 賃金や物価等の上昇を遅滞なく反映できる報酬制度への見直し
[こども家庭庁・厚生労働省] . . . 72
- ・ 公的価格の地域間格差の是正・職員の処遇改善 [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 74
- ・ 介護支援専門員の処遇改善 [厚生労働省] . . . 77
- ・ 障害福祉人材確保のための支援策の充実・強化 [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 79
- ・ 動ける医療的ケア児への支援 [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 81
- ・ 障害のある方に配慮したデジタル化の推進
[デジタル庁・総務省・厚生労働省] . . . 83
- ・ 地域生活支援事業への十分な財政措置 [厚生労働省] . . . 84
- ・ 重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ [厚生労働省] . . . 85
- ・ 児童発達支援の利用者負担無償化の拡大 [こども家庭庁] . . . 87

目次

【健康福祉部】

- ・ **こども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る国の制度創設並びにマイナンバーカード活用** [こども家庭庁・デジタル庁・厚生労働省] . . . 90
- ・ **医療的ケア児の成人移行後の支援** [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 92
- ・ **精神科における患者の重症度等に応じた診療報酬の見直し** [厚生労働省] . . . 94
- ・ **独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターへの財政支援** [厚生労働省] . . . 96

【男女参画・こども局】

- ・ **年次有給休暇等の取得要件の緩和** [厚生労働省] . . . 98
- ・ **困難や不安を抱える女性への支援に係る制度の充実** [厚生労働省] . . . 100
- ・ **保育士修学資金貸付制度の返還免除要件の維持** [こども家庭庁] . . . 102
- ・ **保育対策総合支援事業費補助金の予算の確保** [こども家庭庁・財務省] . . . 105
- ・ **こどもの育ちを支える環境の幼保一元化** [こども家庭庁・財務省・文部科学省] . . . 106
- ・ **こども誰でも通園制度の円滑な実現** [こども家庭庁] . . . 108
- ・ **新生児マススクリーニング対象疾患の拡充** [こども家庭庁] . . . 110
- ・ **不妊治療における先進医療に対する助成制度の創設** [こども家庭庁] . . . 112
- ・ **小児慢性特定疾病患者の20歳以降の支援** [厚生労働省] . . . 114
- ・ **こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援** [こども家庭庁] . . . 116
- ・ **児童家庭支援センター運営費の措置費化及び支弁額の充実** [こども家庭庁] . . . 119

目次

【産業労働部】

- ・脱炭素電力供給地域への戦略的産業集積の充実強化 [経済産業省] . . . 121
- ・「物流の2024年問題」解消に向けた取組の促進
[消費者庁・経済産業省・国土交通省] . . . 122
- ・F補助金の雇用者算定対象年齢の見直し [経済産業省・資源エネルギー庁] . . . 126
- ・農水産物等の輸出促進 [農林水産省] . . . 127
- ・工業用水道施設の強靱化に対する財政支援の拡充 [経済産業省] . . . 128

【農林水産部】

- ・農業の持続的発展に向けた支援の強化 [農林水産省] . . . 130
- ・農業の担い手対策の強化 [農林水産省] . . . 133
- ・園芸振興対策の強化 [農林水産省] . . . 135
- ・水田農業振興対策の強化 [農林水産省] . . . 140
- ・農水産業における燃料・飼料・肥料の価格高騰対策の充実強化
[農林水産省・水産庁] . . . 142
- ・特定家畜伝染病対策の強化 [農林水産省] . . . 147
- ・畜産振興対策の強化 [農林水産省] . . . 148
- ・流域治水ビジョンの実現に向けた総合的な支援制度 [農林水産省] . . . 149
- ・農業構造転換を実現する地域構想策定への支援 [農林水産省] . . . 153
- ・中山間地域農業対策の強化 [農林水産省] . . . 155
- ・地域の水需要に対応した水利用の仕組み直し [農林水産省] . . . 159

目次

【農林水産部】

- ・ 国営造成の水管理施設等に係る保全管理制度の恒久化 [農林水産省] . . . 161
- ・ 地域の将来を見据えた水利体系の再構築
 ～国等が行う土地改良施設の再整備～ [農林水産省] . . . 163
- ・ 農業農村整備事業に係る当初予算の確保 [農林水産省] . . . 172
- ・ 国営土地改良事業上場地区の再整備 [農林水産省] . . . 177
- ・ 森林整備・林業振興対策の強化 [農林水産省・林野庁] . . . 179
- ・ リモートセンシング技術導入による森林計画制度の適切な運用強化
 [農林水産省・林野庁] . . . 181
- ・ 森林保全による防災・減災対策の強化 [農林水産省・林野庁] . . . 183
- ・ 玄海・有明海の水産振興対策の強化 [農林水産省・水産庁] . . . 186
- ・ 有明海におけるノリの安定生産対策の充実 [農林水産省・水産庁] . . . 188

目次

【県土整備部】

- ・ 強くて、しなやかな、佐賀の未来へ
～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～
[総務省・財務省・国土交通省] . . . 191
- ・ 国土強靱化に資する道路関係補助制度の拡充 [財務省・国土交通省] . . . 205
- ・ ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充 [財務省・経済産業省・国土交通省] . . . 208
- ・ 筑後川水系ダム群連携事業の推進 [財務省・国土交通省] . . . 211
- ・ 安全・安心な建物と住まいの推進 [財務省・国土交通省] . . . 213
- ・ 地籍調査費の予算確保 [財務省・国土交通省] . . . 215
- ・ 猛暑に対応した建設現場の多様な働き方の実現 [農林水産省・国土交通省] . . . 216
- ・ 下水道施設の整備及び改築・更新の促進と支援の充実
[財務省・国土交通省] . . . 219
- ・ 生活排水処理施設の整備促進 [内閣府・財務省] . . . 221
- ・ 合併処理浄化槽の整備促進及び維持管理への支援 [財務省・環境省] . . . 222
- ・ 農業・漁業集落排水施設の整備促進及び改築・更新 [財務省・農林水産省] . . . 223

目次

【教育委員会事務局】

・教育の情報化推進のための環境整備	[財務省・文部科学省]	225
・体育館への空調設備整備促進に向けた財政支援の拡充	[財務省・文部科学省]	226
・特別支援学校の教室不足解消に向けた財政支援	[財務省・文部科学省]	228
・特別支援学校の給食施設整備に係る財政支援	[文部科学省]	229
・市町村による主体的な支援員等の配置	[文部科学省]	230
・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援	[文部科学省]	231
・インクルーシブ教育の推進	[総務省・文部科学省]	233
・給与制度による教員の処遇及び環境改善	[文部科学省]	234
・教育職員免許の一括管理による利便性等の向上	[文部科学省]	235
・きめ細かな指導体制確立のための教職員の定数改善	[文部科学省]	236
・夜間中学における教育環境の充実	[文部科学省]	237
・不登校対応等の推進	[財務省・文部科学省]	238
・第三者委員会への財政支援等	[財務省・文部科学省]	239
・学校給食費の抜本的な保護者負担の軽減	[文部科学省]	240
・全国高等学校総合体育大会の参加資格の緩和	[スポーツ庁]	241



政策部

SAGA Prefectural Government

地方大学・地域産業創生交付金の見直し

内閣府

提案事項

「地方大学・地域産業創生交付金」において、地方大学が取り組みやすい事業メニュー（1千万円程度～／年）を新設すること。

現状と課題

- 地方創生の実現において、地方大学が持つ「地域における高等教育機関へのアクセス確保」「イノベーションの創出」「地域ニーズに応じた人材育成」などの役割がますます重要。
- 本交付金の対象は、産学官が連携した地域産業の創出と特定分野に強みを持つ大学づくりであるが、国費5千万円～7億円／年が目安とされているなど、規模が小さな地方大学にとって活用のハードルが高い。
- 地方大学の取組を促進させるため、自治体と共にスモールステップで地域の課題やニーズに応じた研究等にチャレンジしやすい環境を整えることが重要。

地方大学が持つ技術やノウハウを活用した産学官連携の創出促進
地方大学が学生から選ばれる魅力ある大学へ

地方大学・地域産業創生交付金の見直し

現行制度

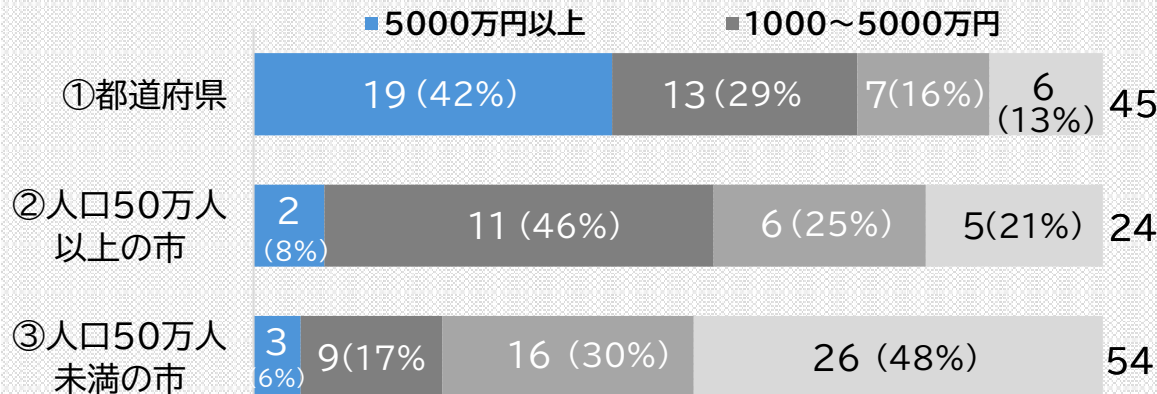
〔目的〕 産業振興：若者を惹きつける地域産業・若者雇用の創出
 大学改革：地域の産業振興に貢献し、日本全国や世界中から学生が集まるような地方大学づくり

〔対象〕 申請者：地方公共団体（大学と企業の参画が必須） 〔期間〕 計画期間10年

〔国費目安〕 **5千万円～7億円/年**（補助率1/2、2/3、3/4）※国費支援5年間（6年目以降は原則自走）

○地域における産学官連携の取組等に関する調査(内閣府調査)

大学と連携した産業創生に係る予算事業の規模が5千万円を超えるのは、都道府県では約4割、市では1割未満



(参考) 佐賀県の大学研究支援



TSUNAGI連携事業

- ・ 県内大学が持つ専門的な知識・技術を有効活用することで、地域課題の解決や産業・学術の振興を図る
- ・ 県提案・大学提案を募集しマッチングしたものについて大学へ研究委託（300万円程度/件・年）

提案

地方大学が取り組みやすい事業メニュー（1千万円程度～/年）を新設すること。

私立大学等経常費補助金の見直し

財務省・文部科学省

提案事項

- 私立大学等経常費補助金の算定において、地方の私立大学・短期大学については
- (1) 定員充足率による減額措置について、減額率を緩和する
 - (2) 特別補助における「地方の職を支える人材育成」の補助額を増額する

現状と課題

- 地方創生の実現のため地方大学の役割は、地域における高等教育機関へのアクセス確保、イノベーションの創出等、ますます重要であるが、一方で、東京一極集中が進む中、地方から首都圏への人口流出は歯止めがかからず、地方大学は厳しい状況。
- 本補助金は、学生数と教員数を基に算定し、かつ定員充足率が低いほど減額される仕組みであるため、地方の小規模で定員割れしている大学は補助金が少なくなり、安定運営に十分な額とは言えない。

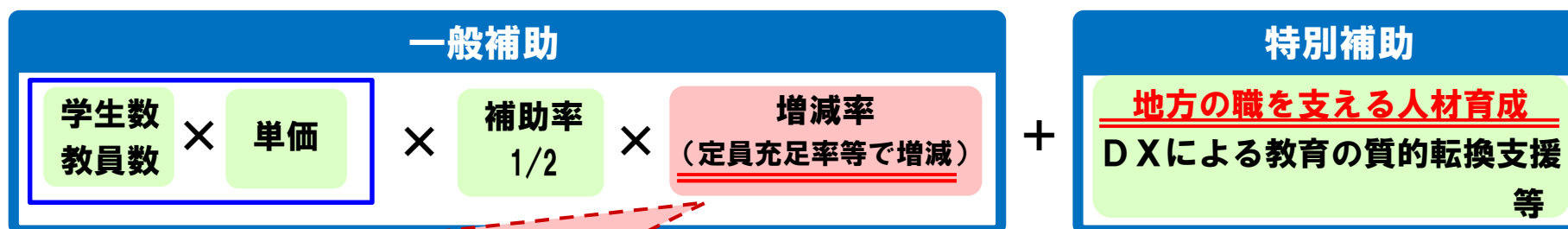
地方の小規模大学が安定してその役割を果たすことができるよう改善が必要

私立大学等経常費補助金の見直し

○現状と課題

- ✓ 大学進学者の都市部志向から、三大都市圏における私立大学の定員充足率が約100%であるのに対して、地方の私立大学は約96%と下回っている。
- ✓ 地方における大学は、都市部の大学と異なり、地元の高校生の進学先確保や、保育士・介護士をはじめとする地域に必要な人材の育成を担っているうえ、コミュニティの核として、地域社会の維持や発展に欠かせない存在である。
- ✓ 私立大学等経常費補助金は、学生数と教員数を基に算定し、かつ定員充足率が低いほど減額される仕組みであるため、地方の小規模で定員割れしている大学は補助金が少なくなり、安定運営に十分な額とは言えない。

○補助算定方法



増減率	6%	3%	0%	▲13%	▲18%	▲23%	...	▲50%
定員充足率	99~98%	97~95%	94~90%	89%	84%	79%	...	55%~

提案

- 本補助金の算定において、地方の私立大学・短期大学については
- (1) 定員充足率による減額措置について、減額率を緩和する
 - (2) 特別補助における「地方の職を支える人材育成」の補助額を増額する

危機管理・報道局

SAGA Prefectural Government

原子力災害対策の強化

提案事項

内閣府・原子力規制委員会

- (1) 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体と意見交換し、適切に反映すること。
- (2) 緊急時モニタリングについては、放射線監視に不可欠な機器の整備・更新に必要な予算を毎年度確実に確保するとともに、国において中期及び復旧期のモニタリングの在り方等の課題について検討を進め、速やかに原子力災害対策指針及びその補足参考資料を改定すること。
- (3) 原子力災害医療の体制については、安定ヨウ素剤の更新配布手続きの更なる簡略化に向けて、国が責任を持って対応すること。また、住民等の長期的な健康管理対策については、国が主体的に取り組むこと。
- (4) 避難が広域に及んだ場合に備え、他県との連携を含めた原子力災害対策、避難計画の更なる充実や、避難行動要支援者等の避難対策の充実のための搬送体制の構築など国においても積極的に支援や調整に取り組むこと。
- (5) 全国のどの原子力発電所においても起こりうる災害に、より迅速、かつ適切に対応するため、災害時に役割を担う本人が、平時のうちから土地勘を得るための現地確認をしたり、道府県が主催する原子力防災訓練に積極的に参加するなど、地域特性の理解に努めること。
- (6) 住民に対する原子力災害対策に関する基本的な知識の普及啓発や避難計画の内容等の周知等について、国においても積極的に取り組むこと。
- (7) 原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）内でのとるべき防護措置に必要な経費及びUPZ外において必要となる経費については、全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行うこと。
- (8) オフサイトセンターについて、国が設置や管理の主体となることを法令又はガイドラインに明記するとともに、オフサイトセンターや代替オフサイトセンターの整備等に必要な経費については、国で確実に予算化を行うこと。
- (9) より迅速かつ円滑な避難ができるよう、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備をするための更なる財源措置を講じること。

原子力災害対策の強化

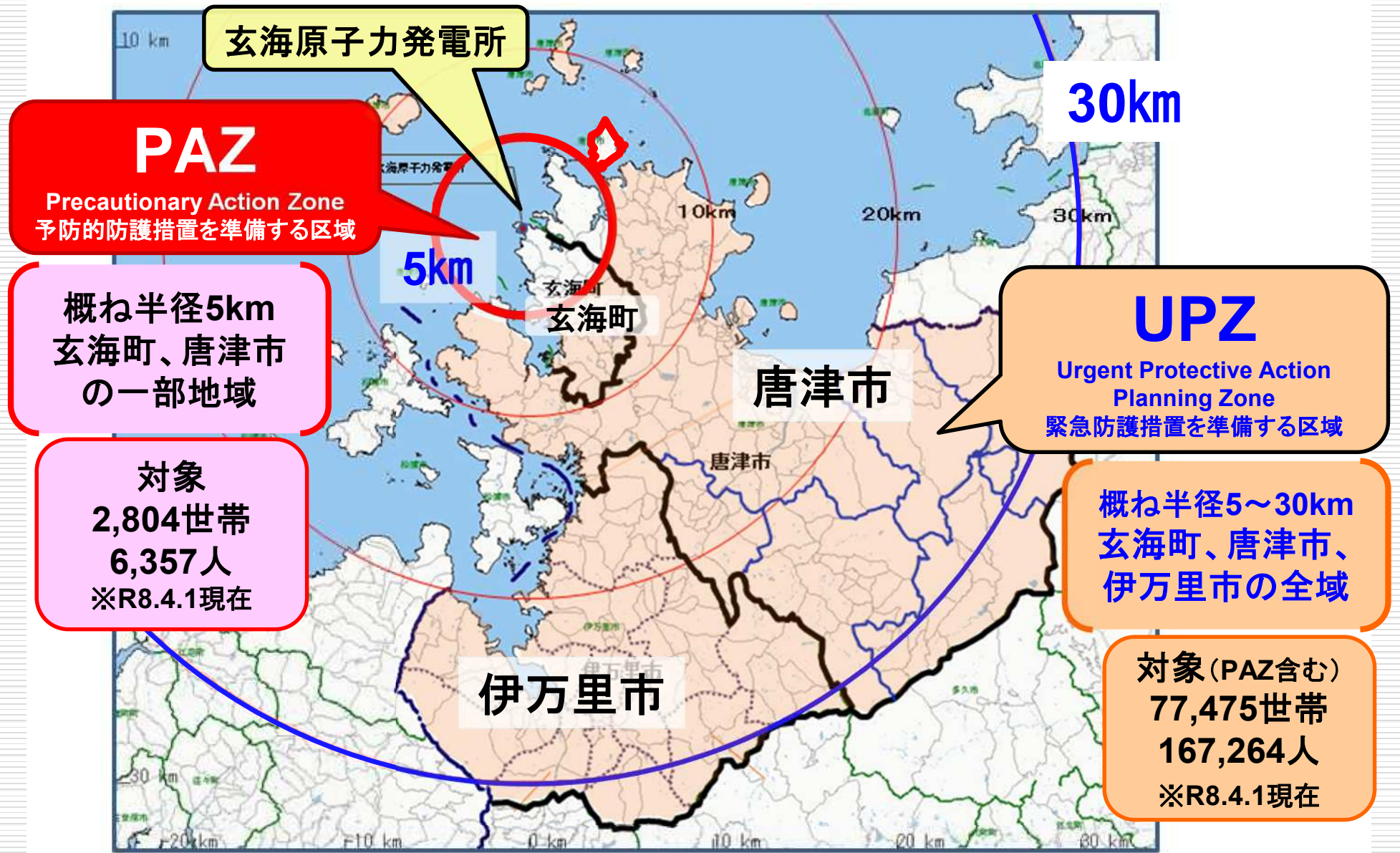
内閣府・原子力規制委員会

現状と課題

- 最新の知見や国内外の状況を踏まえ、かつ地方の声も反映し、今後も継続的な改定が必要。
- 緊急時モニタリングについて、近年、国は放射線監視機器の整備等に必要な予算を確保できておらず、このままでは緊急事態への備えに支障を来す恐れがある。また、原子力防災対策指針の補足参考資料「緊急時モニタリングについて」において示されている中期及び復旧期のモニタリングの在り方の検討等が進んでいない。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、薬剤の更新業務が継続的に発生し、住民や地方公共団体の負担が大きいため、更なる更新配布手続きの簡略化や不要となった薬剤を家族や本人が廃棄処分ができるよう回収手続きの簡略化を行うことが必要。
- 住民の避難範囲が広域に及んだ場合、避難行動要支援者の避難先が県内だけでは不足するとともに、関係機関のみでは搬送手段が不足する可能性がある。
- 原発立地場所毎に地域特性があることから、国は各地の地域特性を災害時に備えてあらかじめ理解しておくとともに、訓練には実際の災害時に役割を担う本人が参加し、災害対応の練度を高めておく必要がある。
- 万が一の緊急時にスムーズな防護措置をとるためには、原子力災害対策に関する基本的な知識について住民に十分な理解を得ることが重要。
- 防護措置に必要な経費やオフサイトセンター等の整備に必要な経費については、十分な対策ができるよう、今後も必要な経費について国が確実に予算化を行う必要がある。
- より迅速かつ円滑な避難を実施するためには、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備が必要である。

原子力災害対策の充実・強化による地域住民の更なる安全の確保

原子力災害対策の強化



PAZ

Precautionary Action Zone
予防的防護措置を準備する区域

概ね半径5km
玄海町、唐津市
の一部地域

対象
2,804世帯
6,357人
※R8.4.1現在

30km

UPZ

Urgent Protective Action
Planning Zone
緊急防護措置を準備する区域

概ね半径5~30km
玄海町、唐津市、
伊万里市の全域

対象(PAZ含む)
77,475世帯
167,264人
※R8.4.1現在



総務部

SAGA Prefectural Government

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与

文部科学省

提案事項

通信教育連携協力施設（サテライト施設）を利用する生徒にいじめ重大事態が発生した場合、施設が所在する都道府県も生徒の支援に関与できる制度を整備すること。

現状と課題

- いじめ重大事態の件数は全国的に増加傾向。学校や関係機関が連携して生徒の支援に取り組む必要性が高まっている。
- また、近年、広域通信制高校が生徒の日常の学習サポート等を行うサテライト施設を都道府県を越えて広範囲に展開しているケースが多く存在。
- サテライト施設を利用する生徒にいじめ重大事態が発生した場合、広域通信制高校が所在地の所轄庁に報告することは義務化されているが、サテライト施設が所在する都道府県には情報が共有されない。
- サテライト施設が所在する都道府県にも情報が共有され、所轄庁と連携して生徒のアフターフォロー等の支援に関与できる制度の整備が望まれる。

サテライト施設を利用する広域通信制高校の生徒が
安心して学習等に取り組める環境の確保

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与

通信教育連携協力施設（サテライト施設）の例

佐賀県

- 現行制度においては、いじめによる重大事態の発生を把握できない。
- 県内の子どもたちを守るためにも関与すべき。

現行

サテライト施設
(例: B 高校佐賀キャンパス)

佐賀県内の生徒に
いじめの重大事態が
発生



× 情報共有

A 県（所轄庁）

- 広域通信制高校の設置認可、指導・助言する立場。
- いじめ重大事態への対処、再発防止のために必要があるときは調査を実施。

発生報告

調査後
結果報告

重大事態の
発生を覚知

提携

広域通信制高校
(例: B 高校)



本校

提案

サテライト施設におけるいじめ重大事態について、施設が所在する都道府県も生徒の支援に関与できる制度の整備

高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への支援の拡充等

提案事項

総務省・文部科学省

高校に準じた教育を行う高等専修学校について、

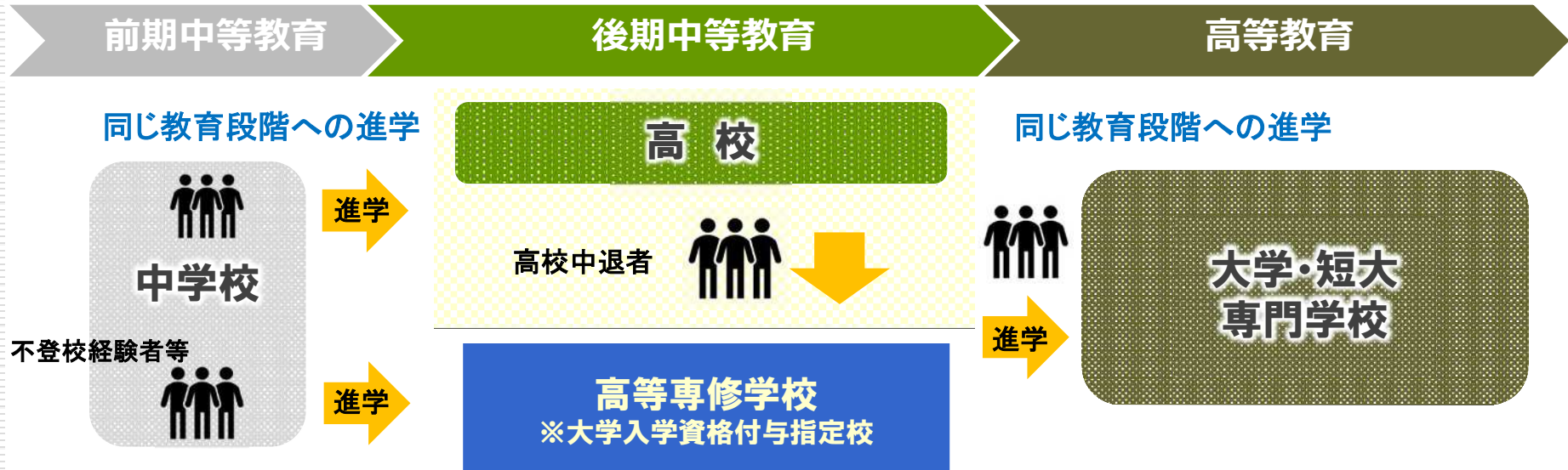
- (1) 高校に準じた財政措置として経常費助成費補助金の対象とするとともに、普通交付税の充実を図ること。
- (2) 高校向けの設備関係補助金の対象に含めるなど、国の各種補助において高校と同等の扱いとすること。

現状と課題

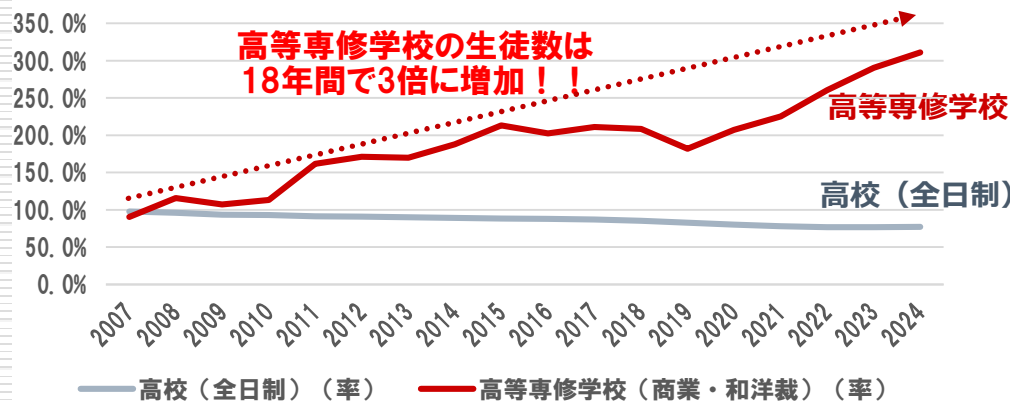
- 全日制高校の生徒数が減少する中で、多様化する生徒のニーズに応えることができる高等専修学校の入学者数は増加傾向。
- こうした中、当県では柔軟な制度的特性を生かし、学びのセーフティネットとして高校に準じた教育機会を提供している高等専修学校に対して、高校に準じた運営費補助を行っている。
- 一方、高校と比較し高等専修学校は国の経常費助成費補助金の対象外となっており、普通交付税の基準財政需要においても著しく低い状況。
- また、1人1台端末や産業教育設備についても、高校は国の補助の対象となっているが、高等専修学校は対象外であり、こうした補助についても本県単独で行っている状況。

学びのセーフティネットの機能の充実

高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への支援の拡充等



佐賀県内の高校、高等専修学校の生徒数推移 (2006年比)



学校種	2006年	2025年	2006年を100%とした増減率 (数)
高等専修学校	83	261	314% (178)
高校 (全日制)	28,337	21,609	76% (▲6,728)
[参考] 中学校卒業生数	10,013	8,092	81% (▲1,921)

提案

高等専修学校に対して、高校に準じた財政措置（経常費助成費補助金、普通交付税）を講ずること。その他国の各種補助においても高校と同等の扱いとすること。

障害のある生徒の受入れに対する支援

提案事項

文部科学省

私立学校(小学校、中学校、高等学校)に対する

- (1) 医療的ケアが必要な生徒の受入れに係る看護師等配置への補助について、補助率の嵩上げを行うこと。
- (2) 校舎等のバリアフリー整備に係る補助についても補助率の嵩上げを行うとともに、申請の複数回受付など、より柔軟に受付を行うこと。

現状と課題

- 近年、障害者差別解消法や医療的ケア児支援法など、障害のある子どもを取り巻く法制度の整備が進んでおり、今後、特別支援学校以外の学校に在籍する障害のある生徒の増加が見込まれる。
- 私立学校において医療的ケアが必要な生徒を受け入れる場合、看護師等の配置に対する国の補助が設けられているものの、私立幼稚園と比較して補助率が低く、学校設置者の負担が大きい。
- また、校舎等のバリアフリー化についても、国による施設整備補助が設けられているが、補助率は一般的な補助と同程度(補助率1/3)にとどまっている。
- 加えて、申請時期が2月に限定されていることから、私立学校が障害のある生徒の入学見込みを把握し、具体的な整備内容を検討する時期と合致しないため、設備整備の判断を躊躇させる要因となっている。

障害の有無に関わらず、すべての生徒が希望する進路を選択することができ、安全・安心に学習できる環境の整備

障害のある生徒の受入れに対する支援

(1) 医療的ケア児の受入れに必要な費用(看護師配置等)への補助

負担割合

私立学校
(小・中・高)

国	1/3	設置者	2/3
---	-----	-----	-----

設置者の
負担大

提案

**補助率の
嵩上げを**

参考

私立幼稚園

国	1/2 (※)	設置者	1/2
---	---------	-----	-----

※令和7年度から国1/3が1/2に嵩上げ

県単独補助 (1/2)
(交付税措置あり)

(2) 校舎等のバリアフリー化への補助

①負担割合

私立学校
(小・中・高)

国	1/3	設置者	2/3
---	-----	-----	-----

設置者の
負担大

提案

**補助率の
嵩上げを**

県単独補助 (1/6)

②補助制度の運用

(県内私立高校の入学の例)

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
入学までの流れ		出願受付		入学試験合格発表	入学手続き	入学
補助金の手続き			事業計画提出			交付決定 工事着手

具体的に
整備検討
する時期と
合致しない

提案

**柔軟な
申請受付を**

公共施設等適正管理推進事業債の期間延長

総務省

提案事項

令和8年度までの措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」について、令和9年度以降も財政措置の継続を行うこと。

現状と課題

- 老朽化が進む公共施設等について中長期的な計画に沿って長寿命化等を実施。その財源として、公共施設等適正管理推進事業債を最大限活用。当該事業債の期間延長が無ければ、計画に沿った最適な管理の見通しが立たなくなる。
- また、当県では県立大学の整備を予定。大学施設の一部を既存の公用施設から転用する計画としており、当該事業債（転用事業）の活用を予定。

(参考) 公共施設等適正管理事業債の活用状況 (億円)

事業名	R4	R5	R6	R7	R8
公共施設等適正管理事業債	24	28	32	21	26
うち長寿命化事業	24	28	32	19	21

公共施設等の適正な管理、財政負担の軽減・平準化

地方財源の充実と地域経済を支えるための財政支援

内閣府・総務省

提案事項

- (1) 地方一般財源総額の一層の充実を図ること。
- (2) 地域間の税財源の偏在是正を図ること。
- (3) 物価高騰の影響を受ける地域経済を支えるため、国の責任において地方への十分な財政支援を行った上で、必要な経済対策を機動的に講じること。

現状と課題

- 今後、社会保障経費、人件費、公債費などの経常経費の更なる増嵩が見込まれる中、安定した財政運営のためには、地方一般財源総額の一層の充実を図ることが必要。
なお、税制改正に伴う地方税の減収分については、その全額を国費で補填する制度を確立すること。
- 地方財政の健全化は着実に進んでいるものの、地域間の税財源の偏在は依然として大きく、近年は更に顕著化。早期の是正が必要。
- 物価高騰対策は、全国一律での対策に加え、地域経済の状況に応じ事業者等へのきめ細やかな支援を行うため、財源の更なる充実が必要。

安定した財政運営のもと、物価高騰対策をはじめとする喫緊の課題や
少子高齢化、地方創生などに対応し、県民生活の安定・向上を図る

選挙における投票期間の設定

総務省

提案事項

当日投票の原則を見直し、一定の投票期間を設定することについて検討すること。

現状と課題

- 国政選挙や地方選挙の投票率は、全国的に低下傾向で、投票率の向上が喫緊の課題。
- 期日前投票は、平成16年の制度開始以降、利用者が増加傾向にあり、令和8年の衆議院議員総選挙（小選挙区）では、当県でも投票者の半数以上が利用。
- 有権者がさらに投票しやすくするため、選挙期日に一定の事由で投票ができない有権者のみを対象とした期日前投票のような例外的な制度ではなく、一定の投票期間内（例えば1週間程度）であれば、誰でもいつでも投票ができるようにすることも考えられる。

投票率が向上し、より多くの民意を政治に反映

選挙における投票期間の設定

投票率の推移 (衆議院議員総選挙小選挙区)

近年の投票率は低下傾向 地方選挙も同様

投票率向上が課題



投票者に占める期日前投票の割合

令和8年衆議院議員総選挙

全国	46.53%
佐賀県	53.85%

当日投票の原則

「選挙期日」に投票所において投票することが原則



見直し

投票期間の設定

一定の「投票期間」に投票所において投票



投票率の向上

提案 一定の投票期間を設定することについて検討すること

地方公共団体情報システム標準化

デジタル庁・総務省

提案事項

- (1) ガバメントクラウドの利用料は国が全額を負担すること。
- (2) 基幹業務の統一について、国がシステムを構築し自治体に提供すること。

現状と課題

- 自治体基幹システムの標準化は、運用費の3割削減を目指したが、ガバメントクラウドを利用したことにより、むしろ運用費は増加している。
実際に、佐賀県の2システム（生活保護、児童手当）では、約5倍に増加。
- 自治体間における情報システムの差異を調整することが負担となり円滑なクラウド利用が進まないことから、既存システムを標準化システムに準拠させた結果、追加の財政負担等が発生している。

自治体の人的及び費用的負担が軽減され、基幹業務の早期統一が図れる。



地域交流部

SAGA Prefectural Government

小規模離島の生活を支える運搬船の安定的な運航の確保

国土交通省・環境省

提案事項

小規模離島の生活を支える必要不可欠なインフラである運搬船を安定的に運航するため、建造費等への支援制度を創設すること。

現状と課題

- 小規模離島では、家庭ごみ等を収集するごみ収集車、工事の重機や資材の運搬などに運搬船を利用しているが、船舶が老朽化。
- 自治体内の運航事業者も限られ、事業者の撤退があれば、安定的な運航及びコスト面への影響に加え、島内での家庭ごみ等の滞留、各種工事の工期延長等が想定され、島民の生活に多大な負担が生じる。
- 運搬船は、島民の生活を支える必要不可欠なインフラであり、建造費等について、定期船や廃棄物処理施設と同様に、支援制度が必要。

運搬船の安定的な運航による島民の定住促進

小規模離島の生活を支える運搬船の安定的な運航の確保

◎小規模離島の生活に直結する船舶建造に対する国の支援



◎輸送の視点から見た小規模離島における運搬船の位置付け

手段 \ 対象	ヒト	モノ			
		日用品	ごみ・し尿	重機・資材	車
定期船	○	○			
運搬船			○	○	○

事業者

人手不足、燃料高騰
建造費の負担増

島民

事業者撤退による
生活負担の増

運搬船は定期船同様、島民生活に欠かせない！

提案

小規模離島の生活を支える必要不可欠なインフラである運搬船を安定的に運航するため、建造費等への支援制度を創設すること。

外国人も暮らしやすい環境の整備に対する支援

出入国在留管理庁・文部科学省

提案事項

多文化共生に係る地方公共団体の役割を明確にするとともに、地方公共団体が地域の生活者である外国人に適切な支援を行うために必要な財政措置を講じること。

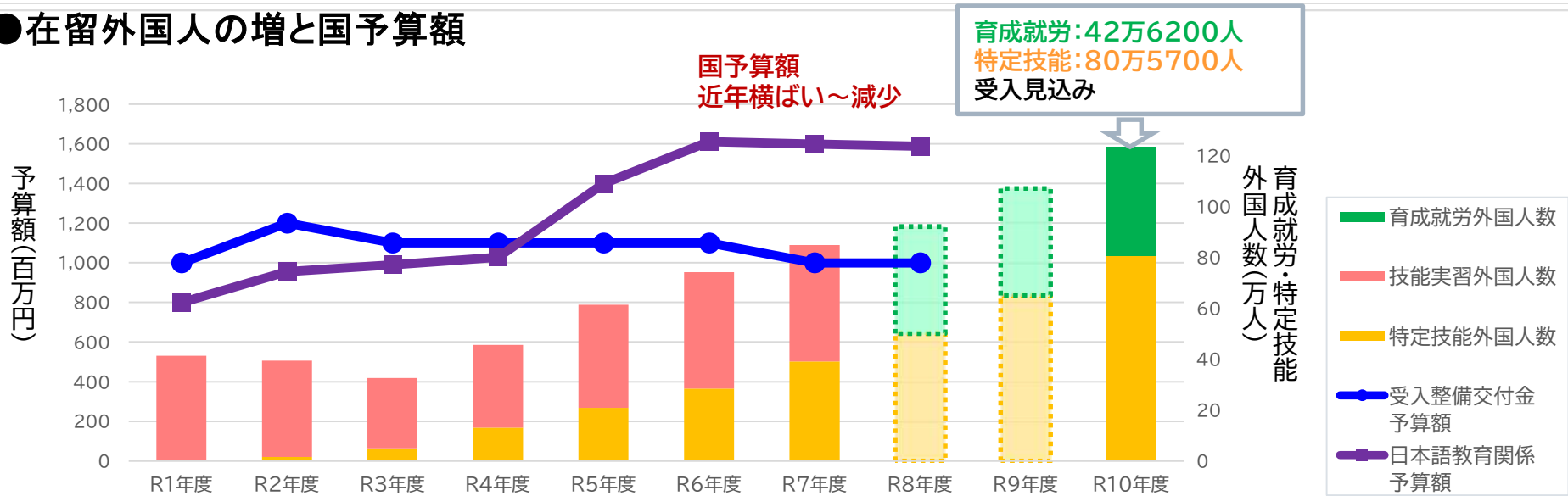
現状と課題

- 令和8年1月、政府は「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を閣議決定し、国主導で在留外国人が日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設を明記。しかし具体的な実施手法や財政措置の在り方は示されていない。
- 現状では、地域日本語教室の運営支援や生活ルールの周知、相談体制の整備等、多くの実務を地方公共団体が担っている。
- また、政府は「特定技能」及び「育成就労」に関する基本方針を決定し、両制度で令和10年度までに最大123万人を受け入れる上限枠を設定された。
- しかし、地方公共団体における相談窓口運営を支援する「外国人受入環境整備交付金」や日本語教育の推進に係る予算措置は、近年は前年度と同額程度にとどまっており、現行水準では増加している外国人と日本人の秩序ある共生社会を実現することは困難。
- 国の政策判断により外国人受入を拡大する以上、外国人の受入環境整備に係る財源は国の責任において措置し、地方への実質的な負担転嫁とならない制度設計が必要。

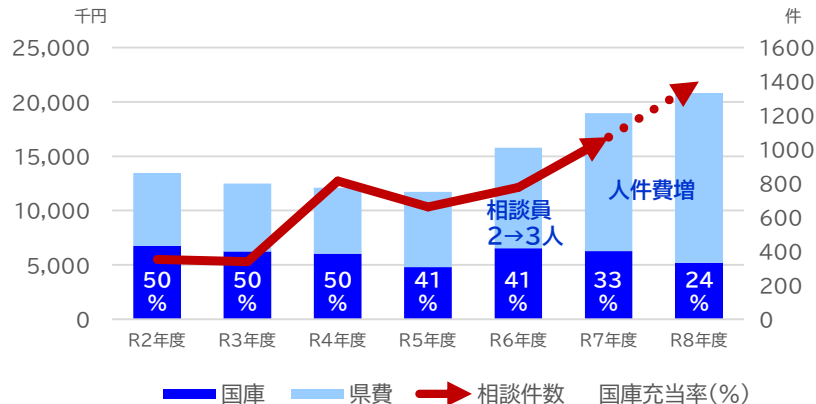
地方における外国人も暮らしやすい環境整備の促進
国と地方の連携による多文化共生社会の実現

外国人も暮らしやすい環境の整備に対する支援

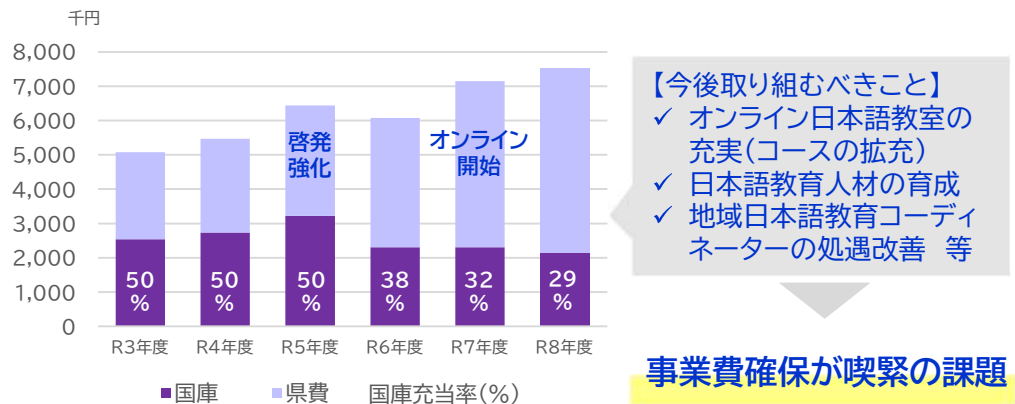
●在留外国人の増と国予算額



●県外国人相談窓口事業費と相談件数の推移



●県日本語関係事業費の推移



提案

地方公共団体において、外国人も暮らしやすい環境整備を推進できるよう財源を確保すること

九州佐賀国際空港における外国人入国審査手続きの円滑化

出入国在留管理庁

提案事項

九州佐賀国際空港における外国人入国審査において、国が導入を推進する電子渡航認証システム「JESTA」※1や顔認証ゲート、共同キオスク※2等の早期導入を図り、対面審査の不要化に向けた体制整備を促進することで、審査時の混雑緩和を実現すること。

※1 渡航前にオンラインで身元確認や渡航目的などの申告を求め、入国可否を判断する制度

※2 事前登録により税関・入管手続きに必要な情報を同時に提供し、スムーズな審査を可能とするシステム（羽田、成田、関空、福岡で設置済）

現状と課題

- 九州佐賀国際空港は、上海・ソウル・台北の東アジア主要3都市への路線を有し、既存路線の増便や新規路線の誘致による更なる利用者増が見込まれる。
- 国は、2030年までに訪日外国人旅行者数6,000万人とする目標を掲げ、「JESTA」の創設（2028年度）と自動顔認証ゲート「共同キオスク」の設置拡大により、外国人の入国審査の円滑化を進める方針。
- 本県では在留外国人が急増し、審査官は在留審査に加え空港での出入国審査も実施しているが、体制不足により令和7年度は県職員がバイオカート※を操作するなど入国審査業務を支援。

※審査待ち時間を利用して個人識別情報を事前に取得するためのシステム

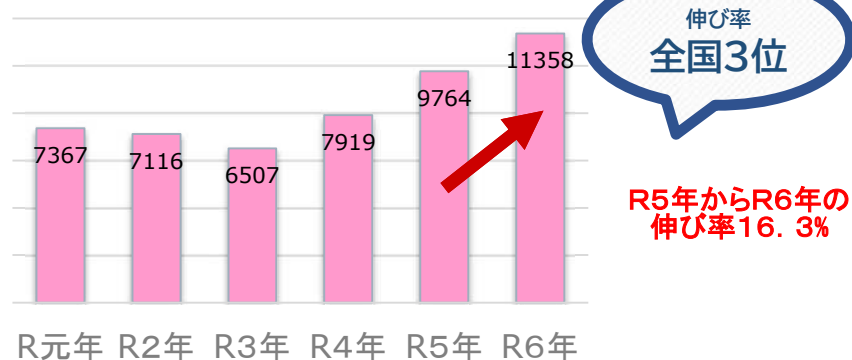
国際線受入れ体制の改善による路線便数の充実及び利用者の満足度向上
九州佐賀国際空港が九州のゲートウェイとして九州全体が発展

九州佐賀国際空港における外国人入国審査手続きの円滑化

東アジアの3つのハブ空港 とつながる



在留外国人数の推移



在留審査件数は増えているが、職員数はR元年と同じ状況となっている

(令和6年末現在)

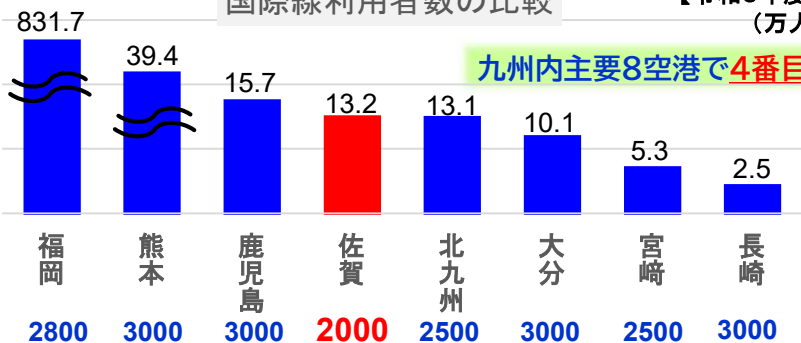
JESTA・共同キオスク導入後のイメージ



国際線利用者数の比較

【令和6年度】
(万人)

九州内主要8空港で4番目



もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！

財務省・国土交通省

提案事項

日々の暮らし、観光振興等の基盤であるローカル鉄道の好循環実現に向けた支援の充実を図ること。

現状と課題

- 佐賀県には、上下分離区間や第三セクターといったローカル鉄道があり、通学・通勤、通院や買い物など多くの県民の日常生活を支える重要な移動手段であるとともに、観光振興等の礎となっている。
- そのため、佐賀県では、ローカル鉄道をはじめとした公共交通に「乗って支える」という意識を醸成し、県民の行動変容に向けた取組を推進している。
- しかし、人口減少やコロナ禍により加速したテレワークの普及等により利用者数は減少傾向で、ローカル鉄道の経営環境は一層厳しさを増している。
- こうした中、近年では鉄道輸送で最も重要とされる安全運行に必要な施設設備の老朽化が進み、その更新や修繕などにも苦慮している。
- また、キャッシュレス決済導入など新たな需要を取り込むための投資も困難な状況となっている。

ローカル鉄道の持続可能性を確保し、誰もが移動しやすい環境の充実

もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！

<厳しさを増す経営環境>

① 安全運行に必要な
施設設備の更新に苦慮



② 新たな需要を取り込む
ための投資が困難



支援の充実

財源の十分な確保
対象事業の拡大、要件見直し

みんなで乗って支える
誰もが移動しやすい環境に



提案

日々の暮らし、観光振興等の基盤であるローカル鉄道の好循環実現に向けた支援の充実を図ること。

もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！

<現在の状況等>

最も重要な安全輸送確保への支援

《鉄道施設総合安全対策事業費補助等》

設備の更新、
大規模修繕など

ex. レール、マクラギ、
橋りょう、トンネル



日常的な修繕



補助対象外

【補助率】1/3



事業者（自治体）の負担増

- ✓ 安全・安心な運行への懸念
- ✓ 事業者の経営圧迫



新たな需要を取り込む投資への支援

《社会資本整備総合交付金》

（基幹事業）

鉄道施設の整備

ex. 駅施設、線路設備、
電路設備、信号保安設備



【補助率】1/2

（効果促進事業）

ICカード導入、
新型車両導入等

※基幹事業の1/4以内



【補助率】1/2

- ✓ 効果促進事業は枠が限定的
- ✓ ニーズに応じた柔軟で大規模な投資が困難



➡ 「財源の十分な確保」、 「対象事業の拡大、要件見直し」が必要

重要港湾の機能強化

提案事項

国土交通省

重要港湾の機能強化について

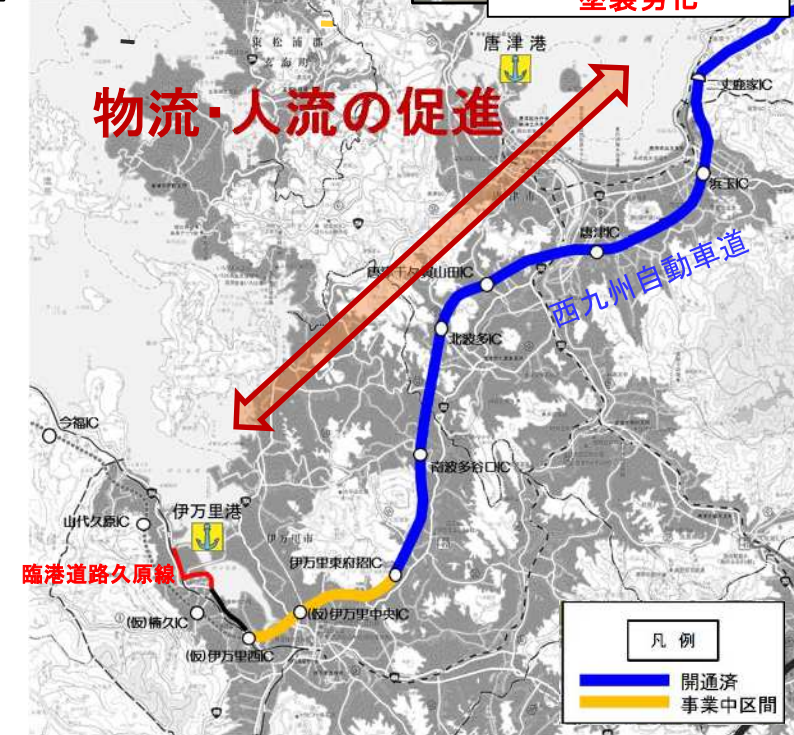
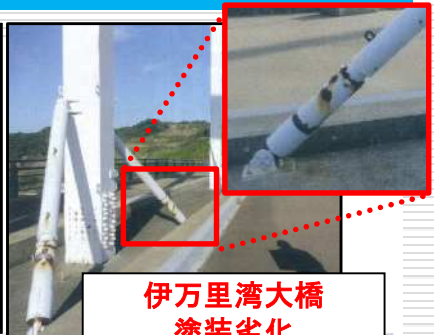
- 伊万里港臨港道路久原線の4車線化事業について、必要な予算を確保すること。また、物流機能継続のため、久原北3号岸壁、臨港道路久原瀬戸線の予防保全を推進すること。
- 唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進するとともに、東港地区航路・泊地の水深確保を図ること。
- 直轄事業の推進に加え、災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国の人員体制や資機材の充実・強化を図ること。

現状と課題

- 臨港道路久原線は、伊万里団地の立地企業に係る物流や人流、また七ツ島地区と往来するコンテナ車両など港湾関連の輸送を支える臨港道路。近年、半導体産業の民間投資が進んでおり交通量の増が見込まれるため、暫定2車線の早期4車線化が必要。
- 久原北3号岸壁はバイオマス発電の燃料や石炭を取り扱う重要な岸壁。また、臨港道路久原瀬戸線は、コンテナヤードがある七ツ島地区と久原地区の伊万里団地を結ぶ伊万里港の大動脈。重要港湾における国有港湾施設は、特に利活用が多い主要な施設であり、港湾活動の継続のため計画的な予防保全が必要。
- 大規模災害発生時の緊急物資輸送を担う唐津港東港岸壁は、現在、暫定水深で供用中。1万トン級の貨物船等を寄港させるためには早急な浚渫が必要。

- 伊万里港はコンテナ貿易をはじめとして背後圏の地域産業の発展に寄与
- 唐津港は物流基地、観光の海の玄関口及び災害時の防災拠点として機能発揮
- 港湾物流を支える社会インフラの計画的かつ効率的な維持管理・更新の実施

重要港湾の機能強化について



提案

伊万里港臨港道路久原線の4車線化事業について、必要な予算を確保すること。また、久原北3号岸壁、臨港道路久原瀬戸線の予防保全を推進すること。

重要港湾の機能強化

唐津港

予防保全事業による
港湾物流の継続性の確保

R6～バイオマス発電燃料
取扱開始

東港地区

航路・泊地(-9m)

岸壁(-7.5m)

妙見地区

妙見工業団地 28.1ha

東港地区(-9m)耐震強化岸壁
喫水制限:-7.4m(5千t級貨物船)
⇒1万t級貨物船(喫水-9.0m)の接岸不可

岸壁の消波構造部上面の利用制限



岸壁の消波構造部の断面欠損



航路・泊地の確保

提 案

唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進するとともに、東港地区航路・泊地の水深確保を図ること。

物流、観光及び災害時の
防災拠点として機能発揮



県民環境部

SAGA Prefectural Government

CSOの強みを発揮できる環境の整備

内閣府

提案事項

地域課題解決に取り組む“志”のあるCSOが強みを活かして持続的に活動できる環境を整備すること

現状と課題

- NPO法人や市民活動団体など非営利で公益的な活動を行うCSOは、機動性、柔軟性、専門性を備え、さらに幅広いネットワークを活かして、行政では行き届かないきめ細やかな支援を行うなど様々な地域課題の解決に重要な役割を果たしており、地域にとって大切な存在。
※CSO (Civil Society Organizations : 市民社会組織)
- 一方、CSOの多くは、寄附金や助成金を主な財源としており、営利企業とは異なり税額控除や価格転嫁策の恩恵が薄く、賃金上昇に伴う人件費増が負担となっており、事業継続に不安を抱えている。
- 多様化する地域課題に対応していくためには、志のあるCSOの自発的な活動に加え、民間（市民・企業）や行政と連携しながら、それぞれの強みを活かし協働して継続的に取り組むことが不可欠であり、その協働を促進するための資金や人材の確保に向けた環境整備が必要。

- 様々なCSOがきめ細やかな強みを最大限に発揮できる協働社会の実現
- 多様化する地域課題の解決が図られ、暮らしやすい地域を創出

CSOの強みを発揮できる環境の整備

“志”あるCSOが活躍

様々な分野のCSOを積極的に誘致、支援



物価高騰、賃金上昇、人材不足による活動環境の悪化

CSOが持続的に活躍できる環境整備が必要

例えば

CSOの経営基盤強化支援制度の創設

CSOへの寄附にかかる税制優遇の新設・拡充

ハードルが高い

- ・認定NPO取得の要件緩和、所得税控除40%の拡大
- ・CSOを対象とした新たな税制優遇制度

CSOの自主性、自発性が確保



インターネット上の人権侵害行為の防止及び被害者を救済するための対策

提案事項

総務省・法務省

インターネット上の人権侵害行為を防止するための実効性のある法制度の整備と人権侵害情報の速やかな削除を可能とする人権救済制度を確立すること。

現状と課題

- 本県では、インターネット上の人権侵害行為の防止を図るため、新たな条例を制定し、プロバイダ等に同和地区名の流布などの人権侵害情報の削除を要請したものの、未だ削除されていないうえ、絶えず新たな人権侵害行為が発生している。
- 昨年、情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模事業者に限り削除要請への対応の迅速化等が義務付けられたものの、削除の判断は各事業者に委ねられている。また、各事業者への削除要請方法が複雑で分かりにくく、早期削除を切望する被害者にとって必ずしも十分な制度となっていない。
- インターネット上の人権侵害行為を防止するためには、同法の適切な運用に加え、人権侵害行為そのものを禁止する実効性のある法制度の整備が必要。
- また、被害者の速やかな救済を図るためには、人権侵害行為にあたるかどうかを中立的な立場から判断する第三者機関の設置など、人権侵害情報の速やかな削除を可能とする人権救済制度の確立が必要。

国民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現

地方消費生活相談体制の充実・強化

提案事項

消費者庁・総務省

財政力等の地域間格差に関わらず日本全国どこに住んでいても同じ水準のサービスを受けることができるよう、消費生活相談員の人件費を恒久的に国が負担する仕組みを創設する等、地方消費生活相談体制の充実・強化のための抜本的な対策を講じること。

現状と課題

- 急速な社会経済のデジタル化進展により、消費生活相談の内容も多様化・複雑化。
- 相談員の高齢化が進んでおり、新たな人材確保のため、勤務条件、待遇の改善が必要。
- 本県は人件費に充当できる国の交付金（地方消費者行政推進交付金）の活用期限を超過。

地方消費者行政の安定的推進のためには、時限的ではなく、恒久的な財源措置（すべての消費生活相談員の人件費に活用できる新たな制度の創設）が不可欠。

- 女性相談支援センターと同様、地方財政法第10条を改正し、消費生活相談員の人件費は、国が恒久的に負担すること。

- 消費生活相談員の新規人材確保
- 消費生活相談体制の充実・強化

地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充

環境省

提案事項

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の十分な予算額の確保と地域の実情に応じた柔軟な制度運用と併せて、脱炭素化推進事業債等の地方財政措置を更に拡充等すること。

現状と課題

- 佐賀県における住宅用太陽光発電設備の普及率は全国1位であり、民生部門における温室効果ガスの削減に大きく寄与。
- 重点対策加速化事業の活用により、「SAGAネットゼロ・コンソーシアム」や市町と連携・協働した地域脱炭素の底上げ、加速化のための基盤が整いつつある。
- 全国と比較して温室効果ガスの割合が高い運輸部門の削減対策として、「歩くライフスタイル」や「公用ICカード導入」等、佐賀県独自の施策も展開。
- 一方、需給バランス確保のための出力抑制やFIT制度の適用期間終了後の売電価格の低下への対応、頻発する豪雨災害等に対する防災力向上が急務。運輸部門の削減にはハードの取組が不可欠。
- また地域脱炭素の推進のためには、交付金の要件強化ではなく、十分な予算の確保と地域の実情に応じた柔軟な制度運用が必要。公共施設の脱炭素化も急務であり、脱炭素化推進事業債等、地方財政措置の更なる拡充等が必要。

地域の実情に応じた官民による地域脱炭素の取組を加速させ、次期NDCを前倒して達成

地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充

【取組加速の必要性①】

住宅用太陽光発電設備普及率No. 1 佐賀県のニーズ

住宅用太陽光発電設備の普及率

	2013年度	2018年度	2023年度
佐賀県	7.5%	9.4%	10.8%
全国	3.0%	4.1%	4.9%

出典:住宅・土地統計調査 総務省

住宅用太陽光発電設備普及率
全国1位(2023年度)

【現状】FIT制度適用期間終了後も余った電気を売電

【目指す姿】FIT制度適用期間終了後は蓄電池を導入し不足分を買電

蓄電池は、初期投資額が大きいため、補助金なしでの導入拡大は難しい状況。導入費用の回収見込みを示すことで、家庭における自家消費の取組意欲を喚起。

【取組加速の必要性②】 運輸部門の脱炭素化

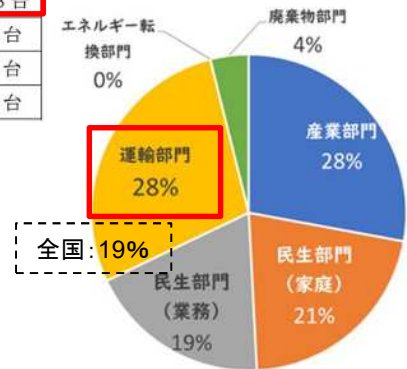
佐賀県の乗用車保有台数の内訳 ※軽自動車を含まない。

	2013年度	2022年度
乗用車保有台数	485,901台	512,738台
うちカーシェア自動車	25,030台	94,650台
うち電気自動車	545台	1,685台
うちハイブリッド自動車	24,222台	91,157台

2013年度から2022年度にかけて、乗用車保有台数の総数は、約6%の増加

※軽自動車の世帯当たり普及台数は全国4位(2024年末)

部門別排出量の構成【佐賀県】(2022年度)



全国と比較して運輸部門の温室効果ガスの割合が高い。「歩くライフスタイル」等、佐賀県独自の施策も展開しているが、ハードの取組が不可欠。

【取組加速の必要性③】 防災力の向上

九州における災害発生状況



令和5年豪雨災害
倒木が電線に接触したため停電

令和4年9月 台風14号による被害状況

	最大発生件数
佐賀県内計	約1万360戸
九州計	約35万戸

(参考)佐賀新聞、経済産業省説明資料

九州地方で約35万戸で停電が発生し、復旧までに約3日を要した



令和3年豪雨

佐賀県内では、平成30年から4年連続で、大雨特別警報が発令

住宅等において、停電時の電力使用が可能となる蓄電池の導入が、防災力向上のために急務。

地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充

R8地方財政措置比較

地方債の項目	主な対象事業	事業費 (R8見込)	事業期間 (年度)	地方財政措置
脱炭素化推進事業	地方単独事業として行う以下の事業 ①再生可能エネルギー設備 ②公共施設等のZEB化 ③公共施設等の省エネ改修 ④LED照明の導入 ⑤公用車におけるEV導入	900億円	R8～12 (5年間延長)	充当率90% 交付税措置率 ①②:50% ③④:財政力に応じて 30～50% ⑤:30%
緊急防災・減災事業	地方単独事業として実施する緊急性が高く、 即効性のある防災・減災対策のための施設 整備等	5,000億円	R8～12 (5年間延長)	充当率100% 交付税措置率70%
緊急自然災害防止 対策事業	地方単独事業として緊急的に自然災害の 防止のために実施する防災インフラの整備 (道路防災、治山、砂防、河川等)	4,000億円	R8～12 (5年間延長)	充当率100% 交付税措置率70%
緊急浚渫推進事業	緊急的に実施する必要がある河川等の浚渫 (堆積土砂の撤去等)	1,100億円	R7～11 (5年間延長)	充当率100% 交付税措置率70%
過疎対策事業債	過疎市町村が計画に基づいて行う以下の 事業 ・公用又は公共の用に整備する再生可能 エネルギーを利用する施設 ・過疎債対象施設の省エネ設備導入	6,100億円 (過疎対策 事業総額)	特措法改正により R12まで延長	充当率100% 交付税措置率70%



脱炭素化推進事業債を、緊急防災・減災事業債並みの地方財政措置に拡充

原子力規制検査の実効性の確保

原子力規制委員会

提案事項

- (1) 原子力規制検査については、時間の経過とともに風化、劣化することなく、将来にわたって検査の実効性を確保すること。
- (2) 検査官の検査技術向上や関係自治体の意見も踏まえた検査制度の不断の改善に努めること。
- (3) 子会社が原子力発電事業を行うホールディングス体制下においても、グループ全体の経営責任者を安全文化の検査対象に加えるなどの法改正等を行い、検査の実効性を確保し、原子力安全に万全を期すこと。

現状と課題

- 原子力規制検査は制度導入から6年が経過。導入時の強い思いを持ち続け、将来にわたり検査の実効性が確保されなければならない。
- そのためにも、さまざまな状況に応じて検査が発動できる複数の選択肢を準備し、機動的かつ柔軟に検査が実施されるシステムが必要。
- これまでホールディングス体制の子会社が原子力発電事業を行ったことは無く、グループ全体の経営責任者に対する検査方法が明確になっていない。

原子力規制検査の厳正で効果的な実施による原子力発電所の安全性向上

原子力規制検査の実効性の確保

現
状

国のボタン



原子力規制検査

- 事前通告型から抜き打ち的検査へ
- チェックリスト型から、事業者のあらゆる活動を対象とした検査へ

【現状】

- ✓ 制度導入時の強い思いを持ちつつ厳格に実施
⇒実効性の高い検査の維持を期待

【今後】

- ✓ 時間の経過
- ✓ 検査官の人事異動
⇒制度の風化・劣化を心配

提
案

県のボタン



関係自治体にもボタンを

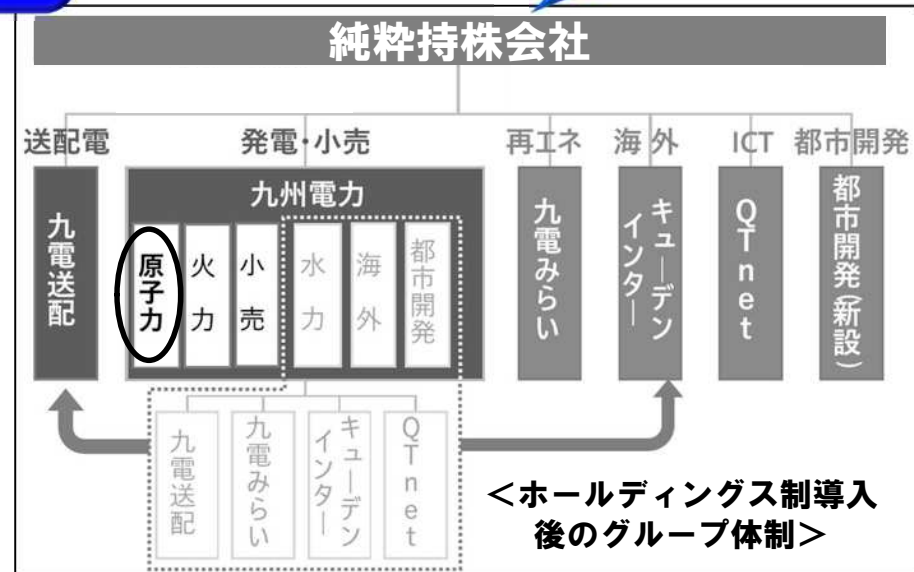
- 検査の実施要請
- 自治体職員の同行

国・県の2つのボタンで
制度の風化・劣化を防ぐ

【今後】
子会社が原子力
発電事業を行う
ホールディングス
体制への対応
⇒法令改正等

- 関係自治体の求めに応じた検査ができる仕組みの構築
- 関係自治体の意見も踏まえた検査制度の不断の改善

将来にわたり
検査制度の実効性を確保



最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上

原子力規制委員会

提案事項

- (1) 原子力発電の安全性に関する最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させ、事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上に取り組むこと。また、基準に基づく審査については、何よりも安全を優先し厳正な審査を行うこと。
- (2) 国内でこれから本格化する、廃止措置作業や放射性廃棄物の処理処分技術にも精通した技術者の育成、人材確保に努めること。

現状と課題

- 玄海原子力発電所3号機と4号機は最新の基準に適合した上で稼働しているが、地震などの自然災害は絶えず発生していることから、国は、その都度、事業者に対して現状の安全対策の有効性を確認するとともに、顕在化した新たな課題に対しては基準への反映を検討するなど、更なる安全性向上へ不断に取り組む必要がある。
- 玄海1号機と2号機の廃止措置は、解体に伴い放射性廃棄物が発生する次の段階が近付いており、これからも長期にわたり、安全を最優先に進める必要がある。

新たな知見の反映、人材確保による原子力発電所の安全性向上

放射線監視体制の充実・強化

原子力規制委員会

提案事項

原子力発電所周辺の放射線監視に不可欠な機器の整備・更新は、計画的かつ継続的に実施する必要があるため、毎年度必要な予算を確実に確保すること。

現状と課題

- 原子力発電所周辺の放射線監視については、各地方自治体が放射線監視等交付金を活用して体制を整備し、防護措置範囲の拡大などにも対応しつつ長年にわたり実施してきているが、近年、国は必要な予算を確保できていない。
- 各地方自治体が放射線監視機器等の計画的な整備・更新を行うことができなければ、機器の老朽化に伴い故障が多発するリスクが高まり、緊急事態への備えに万全を期すことが困難となる。
- 特に、運転中の原子力発電所周辺でこのような事態に陥ることは許されず、県民と環境を守るためには、健全な放射線監視体制の維持及び継続的な向上への取組に支障をきたすようなことがあってはならない。
- また、福島第一原子力発電所事故後の追加整備費用と比べて交付限度額の引き上げ額は著しく不足しており、各地方自治体の意見を十分聴いた上で制度改正を行うなど、抜本的な見直しを行う必要がある。

放射線監視体制の充実・強化による原子力発電所事故時の対応力の向上

アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充

環境省

提案事項

アスベスト事前調査に要する費用の補助制度を拡充すること。

現状と課題

- 建築物等の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策として、解体等工事の実施前にアスベスト含有建材の有無を確認するための事前調査が大気汚染防止法で求められている。
- 現状、事前調査に係る国（国土交通省）の補助制度の対象は、吹付けアスベスト（レベル1）に係る調査費用のみであり、レベル1以外のアスベスト含有建材（レベル2・3）は対象外となっている。
- 事前調査の費用は建物所有者が負担することになるが、アスベスト含有建材が過去に国により生産や使用が認められていた経緯を考慮すれば、調査費用の全てを建物所有者が負担しなければならないことは不合理である。
- また、今後、建物解体件数の増加が見込まれる中で、アスベストの飛散防止の観点から、レベル1だけでなく、レベル2・3のアスベスト含有建材の調査を適切に実施してもらう必要がある。

アスベスト事前調査の補助制度を拡充することにより、
事前調査の適切な実施を促進し、周辺住民等の健康及び生活環境の保護を図る

アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充

アスベスト含有 建材の区分	レベル1 (危険度:著しく高)	レベル2 (危険度:高)	レベル3 (危険度:比較的低)
使用対象 建築物	工場、オフィス、ビル (全体の1割)	同左 (全体の1割)	すべての建築物 (全体の8割)
使用箇所	壁、天井、鉄骨	屋根裏、煙突、ボイラー、 ダクト等	床、外装、屋根、 設備配管等
アスベスト有無を 確認する建材	吹付材 	断熱材 保温材 耐火被覆材 	スレート材等 (その他全ての 建材) 
調査費用	20~25万円/件		
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 国交省補助事業 調査費用を上限25万円補助 (補助率10/10) 	なし	

○ 建物所有者が負担

提案

アスベスト事前調査に要する費用の補助制度を拡充すること

自然環境整備交付金の対象経費の拡充

環境省

提案事項

自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）の対象経費を、新設又は再整備に加え、撤去費用も対象とするよう拡充すること。

現状と課題

- 玄海国定公園及び九州自然歩道佐賀県ルートでは、利用者の利便性向上のために整備した公衆用トイレや休憩所などの自然公園施設が整備後数十年を経過し、老朽化が進んでいる。
- 老朽化施設の撤去費用については、同時に再整備を行わない場合は交付金の対象外となっている。
- 撤去には多大な財政負担が伴うため、老朽化が著しい施設も撤去が進んでおらず、利用者の安全で快適な利用環境が損なわれ、現地の景観にも影響を及ぼしている。

国定公園と九州自然歩道の環境改善が進み、優れた自然の景観の回復、利用における安全性・快適性の向上、更なる利用の促進につながる

自然環境整備交付金の対象経費の拡充



玄海国定公園加部島地区 野営場避難棟
※野営場廃止後の残存施設

産業廃棄物最終処分場の施設設置許可基準等

環境省

提案事項

産業廃棄物最終処分場の設置許可を取り消された事業者が当該処理施設を再開する場合に行う手順を明らかにし、再開するための申請について許可基準を設けること。

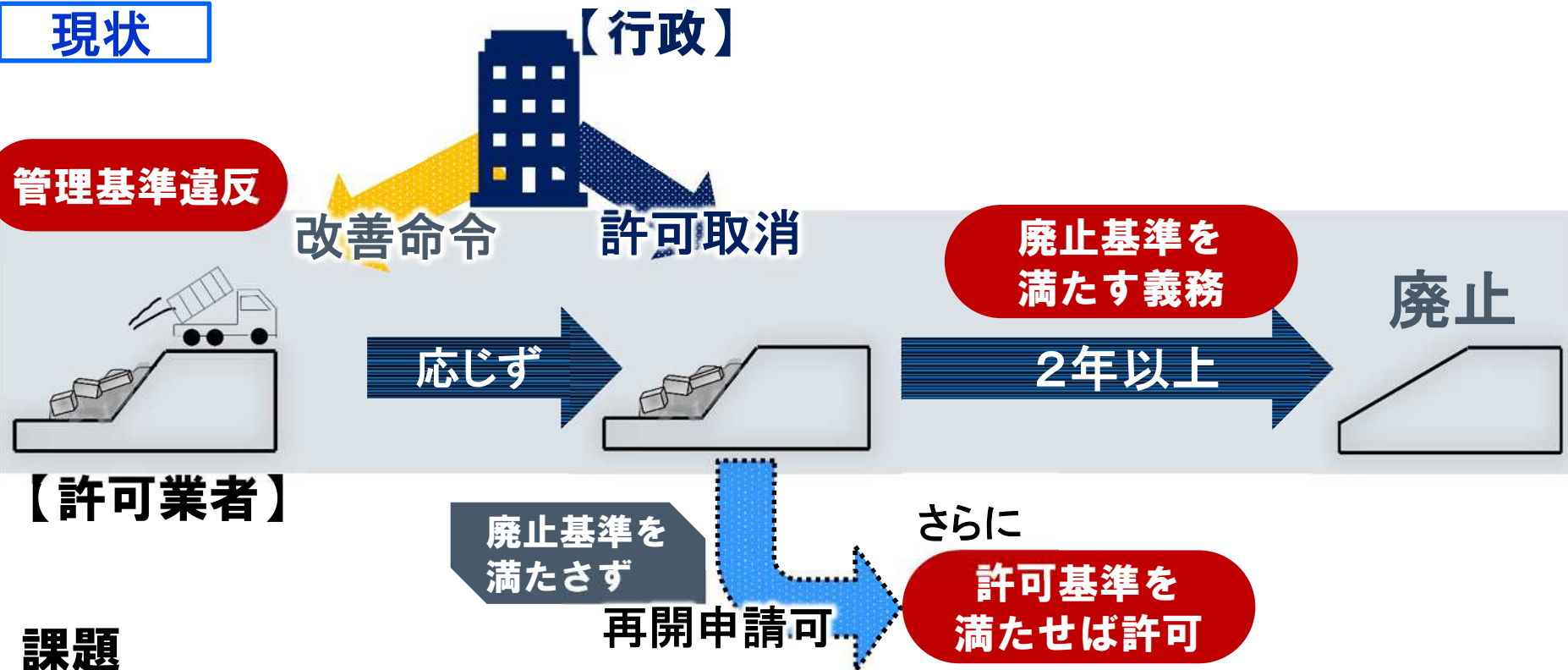
現状と課題

- 施設の設置許可が取り消された施設を再開することについて廃棄物処理法で想定されていない。
- 基準に不適合のため出された改善命令に違反した事業者であっても、基準に適合した場合、すぐに申請が可能となる。
- 改善命令違反により施設の設置許可を取り消された施設を再開する場合、新規申請の許可基準さえ満たせば、廃止基準を満たしていない場合でも許可となる。
- 新規の設置許可申請がなされた場合、施設の設置許可が取消しとなった原因を明らかにする必要があるため、同じ違反を繰り返されるおそれがあるが、新規申請の許可基準を満たした場合は許可せざるを得ない。

行政として一貫性のある対応をすることができ、
住民の安心感、行政への信頼を得ることができる

産業廃棄物最終処分場の施設設置許可基準等

現状



課題

- 1 欠格要件がなく、すぐに再開申請可
- 2 廃止基準を満たしていなくても、許可基準を満たせば許可
- 3 取消し原因となった管理基準違反への対策も不要

提案

- ・施設の設置許可が取り消された日から一定の欠格期間を設けること
- ・許可基準に、2年以上、廃止基準に適合することを加えること
- ・また、取消し原因となった管理基準違反への対策を許可基準に加えること

産業廃棄物処理施設の所有権等の確認

環境省

提案事項

産業廃棄物処理施設の使用前検査において、当該処理施設の所有権（又は使用権原）を基準として追加すること。

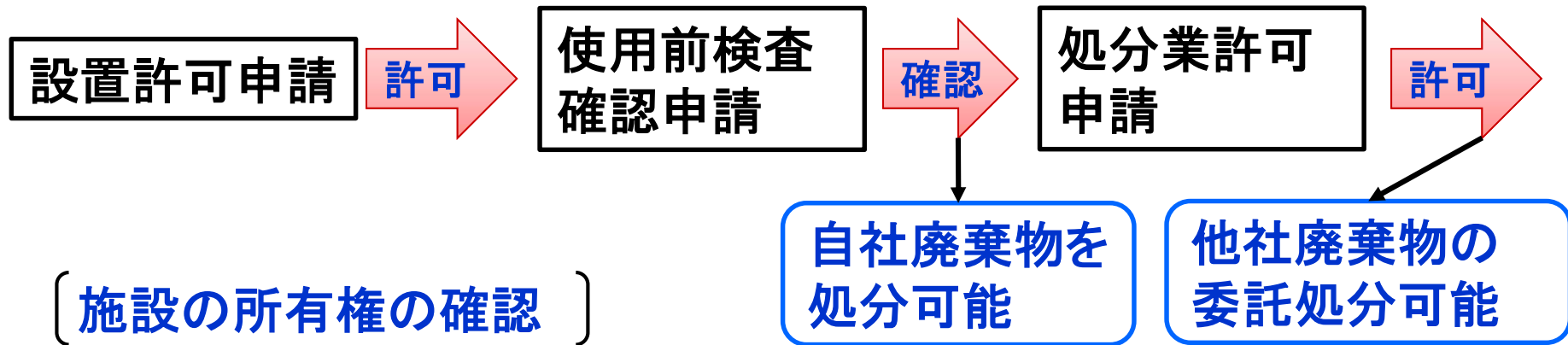
現状と課題

- 産業廃棄物処理施設設置許可申請の許可基準に、施設の所有権（又は使用権原）に関する規定はない。このことは、申請時には許可となるかわからないため、当該処理施設の所有権についての規定は必要なく、特に問題はない。
- しかし、施設の許可後、使用前検査に適合すれば、自社廃棄物であれば処分することが可能となるため、土地の使用権原を含めた当該処理施設の所有権を使用前検査時に確認する必要があると考える。

行政として一貫性のある対応をすることができ、
住民の安心感、行政への信頼を得ることができる

産業廃棄物処理施設の所有権等の確認

提案 施設の所有権の確認



〔施設の所有権の確認〕

	設置許可申請	使用前検査確認申請	処分業許可申請
現状	不要	不要	必要
提案	不要	必要	必要

課題：使用前検査に適合すれば施設の所有権（又は使用権原）がない施設であっても、自社廃棄物であれば処分することが可能

提案

産業廃棄物処理施設の使用前検査において、当該処理施設の所有権（又は使用権原）を基準として追加すること

建設廃棄物の不適正処理の未然防止

国土交通省・環境省

提案事項

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）第24条に規定する解体工事業の登録の取消等の要件に「廃棄物処理法に違反して罰金以上の刑に処せられた者」を追加すること。
- (2) 建設リサイクル法第10条に基づく届出書の添付書類である「分別解体等の計画等」に、予定する処分委託業者名を記載する欄を設けること。

現状と課題

- 解体工事業者が、解体現場から発生した産業廃棄物を適正に処理することなく、自社用地等に大量に不適正保管したり、さらには不法埋立てや野焼きするケースが後を絶たない。
- 建設リサイクル法においては、解体工事業の登録の取消等の要件は、同法に違反して罰金以上の刑に処せられた者である場合等に限られているため、廃棄物処理法に違反した者であっても、解体工事業の登録は継続される。
- 「分別解体等の計画書等」に予定する処分委託業者名を記載することで、行政側が廃棄物の処分先を容易に把握できるようになる。

廃棄物の不適正処理の未然防止

健康福祉部

SAGA Prefectural Government

男性のHPVワクチンの定期接種化

厚生労働省

提案事項

- (1) 若年層の集団免疫力向上のため、男性へのHPVワクチンの定期接種を実現すること。
- (2) 定期接種に当たっては、A類疾病とすること。

現状と課題

- HPVは性交渉で感染が広がっていき、男女問わずがん疾患等を誘発。
- 海外の多くではHPVワクチンの定期接種は男女ともに対象となっているが、日本では女性のみが対象。
- 日本でも、令和7年8月に男性に対する9価ワクチンの接種が承認されたが、男性は任意接種のため、費用は全額自己負担。
- 16歳以下のワクチン接種でより高い予防効果が認められ、若年層の集団免疫を高めることが重要。

女性の子宮頸がんと男性のHPV関連疾患（肛門がん等）の予防効果への期待

男性のHPVワクチンの定期接種化

HPVワクチン

- ・ 現在、公費による接種可能なHPVワクチンは、9価ワクチン（シルガード®9）
 - ・ このワクチンは、子宮頸がんの原因の80～90%を防ぐ
- 【厚生労働省HP（HPVワクチン）】

現状と課題

【女性】

- ・ 子宮頸がんの減少効果
- ・ HPV関連疾患の予防



○定期接種（A類疾病）の対象
→本人の費用負担なし

【男性】

- ・ HPV関連疾患の予防



○任意接種
→本人の費用負担が発生

男性への定期接種

相乗効果

- ・ 女性の子宮頸がん予防効果
- ・ 男性のHPV関連疾患の予防効果



提案

男性のHPVワクチンの定期接種化（A類疾病）

医療・福祉物資の安定供給の確保

こども家庭庁・厚生労働省・経済産業省

提案事項

中東情勢が悪化する中、医療・福祉サービスが提供できるよう、原油由来の医療・福祉物資が適正な価格で安定供給されるための対策を講ずること。

現状と課題

- 中東情勢の影響で、医療機関や福祉施設で多数使用されている使い捨て手袋、吸引カテーテル等の原油由来物資の価格が急激に高騰。
- 価格高騰にとどまらず、現場からは、出荷制限、納期遅延、今後の調達への不安のほか、「プラスチック手袋が全く手に入らない」といった切実な声も。
- 国は、中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策を講じているが、安定供給までには至っていない。
- 福祉施設も含めた、代替調達先の確保や全国的な流通調整等の対策が必要。

医療・福祉物資の安定供給を確保することにより、
国民生活に欠かせない医療・福祉サービスが安定的に提供される

医療保険制度における出産に対する診療報酬の確保

厚生労働省

提案事項

現在検討されている出産費用の医療保険適用について、地域の分娩取扱医療機関が今後も安定的な経営ができる診療報酬単価とすること。

現状と課題

- 県内では、少子化や後継者不在により分娩取扱医療機関は減少。
(R2：23施設 → R7：18施設)
- 医療保険制度改革の中で、標準的な出産費用を全国一律の価格で公的医療保険の対象とすることが検討中。
- 保険適用となった場合、コストに応じた価格が設定できず、経営面に影響
- 診療所の多くが「保険適用により採算が取れない」と回答。
- 保険適用で経営が悪化した場合、分娩取扱医療機関がさらに減少するおそれがあり、出産の標準的な費用の設定は採算の取れる水準であることが必要。

地域の周産期医療提供体制を維持し、県民が不安なく出産できる環境の確保

医療保険制度における出産に対する診療報酬の確保

これまで

正常分娩は自費診療

医療機関は付随サービスで差別化・収益化
(お祝い膳、エステ等)



今後

標準的な出産費用は医療保険で給付
付随サービスはその対象外

= 全国一律で分娩価格が設定される

分娩費用が採算の取れる水準でない場合…

単価の低下による収入減少
付随サービス削減で集客力低下

少子化による分娩件数減少 + 保険適用による収益悪化

分娩取扱医療機関が減少するおそれ

提案

地域の分娩取扱医療機関が今後も安定的な経営ができるような
診療報酬単価を設定すること

地方の大学病院の不足診療科における指導体制強化

厚生労働省

提案事項

地方の大学病院の不足診療科における医師確保のため、指導教員（助教）確保による指導体制強化に対し財政支援を行うこと

現状と課題

- 大学病院は、高度かつ専門的な医療を担い、地域の医療機関に医師を派遣するなど、地域医療提供体制の構築において極めて重要な役割を果たしている。
- 一方で、地方の大学病院では若手医師の確保に苦慮しており、特に、産科や小児科等では、地域の医療機関への医師派遣が課題。
- 大学病院における医師の確保には、指導体制を充実させることによる若手医師の教育・研究環境を整備することが有効。
- 安定的に地域医療提供体制を維持していくためには、地方の大学病院における指導教員（助教）の人員体制の強化が重要。

県民が安心して必要な医療を受けられる環境を確保

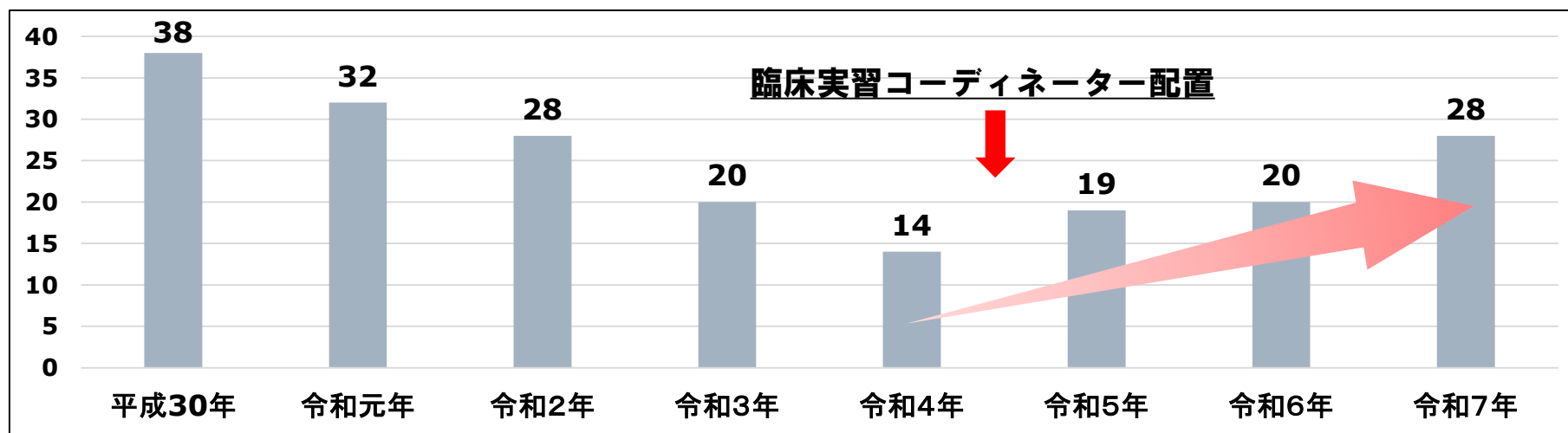
地方の大学病院の不足診療科における指導体制強化

参考：指導教員（臨床実習コーディネーター）による体制強化【佐賀大学】

○概要

令和5年度から、医学生の臨床実習の質を改善・向上させ、卒業後すぐに医師として働ける力を育成することを目的に「臨床実習コーディネーター」を配置。

○佐賀大学の臨床研修医マッチング数の推移



提案

指導教員の確保による指導体制の強化に対し財政支援を行うこと

水道事業の基盤強化に向けた支援策の拡充

財務省・国土交通省

提案事項

水道施設整備に係る補助事業等の国費率及び要件を見直すこと。

現状と課題

- 当県の水道事業者は、計画的に施設を整備しているが、料金収入の減少、施設の老朽化による事業費の増大により、厳しい財政状況に直面し、施設整備の進度を大きく加速することができない状況。
- 水道基盤の強化に向けては、補助事業等の国費率（1/3又は1/4）を1/2に引き上げるなど、国による財政支援の更なる拡充が必要。
- 当県では、昭和50年から水道事業を一部事務組合化することで、水道施設の統廃合を一定程度進めており、更に施設を再編するためには、水道施設再編推進事業の要件（同一系統において3施設以上の廃止）の緩和が必要。
- 土被り3m以上の管路が少ない佐賀県内で、リダンダンシーを推進していくためには、水道施設リダンダンシー確保推進事業の交付要件（土被り3m以上）の緩和が必要。

水道基盤の強化による県民への安全で安心な水の安定的な供給

水道事業の基盤強化に向けた支援策の拡充

佐賀県の経年化（老朽化）率及び耐震化率

年度		A	B	C	D(C/B)	E	F(E/A)
		基幹管路(m)	総延長(m)	老朽管(40y)	経年化率(%)	耐震適合管 (基幹管路)	耐震化率(%)
R4	佐賀県	1,494,787	6,895,379	1,269,262	18.4 %	431,029	28.8 %
	全国	115,249,347	744,681,018	175,933,590	23.6 %	48,796,888	42.3 %
R5	佐賀県	1,496,914	6,907,501	1,380,264	20.0 %	446,076	29.8 %
	全国	115,923,814	746,451,496	188,884,887	25.3 %	50,180,976	43.3 %
R6	佐賀県	1,514,857	6,927,216	1,687,111	24.4 %	462,456	30.5 %
	全国	116,636,536	—	—	— %	51,975,666	44.6 %

佐賀県の上水道施設



- 佐賀東部水道 企業団
(6市町:佐賀市の一部、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町)
- 佐賀西部広域水道企業団
(7市町:小城市の一部、多久市、武雄市、嬉野市、白石町、江北町、大町町)



老朽管から耐震管（ダグタイプル铸铁管）への更新

子どもの学習・生活支援事業の更なる推進

厚生労働省

提案事項

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を法律で義務化し、補助率も上げること。

現状と課題

- 家庭の経済的困窮により教育・学習機会の格差が発生・連鎖。
- 子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯の子どもの将来の自立に向けた学習機会の確保や生活習慣の改善などに寄与する重要な施策だが、努力義務がなく、補助率も低い。
- 本県の多くの市は未実施で、支援に大きな格差が発生。
※本県10市：2市のみ実施 郡部10町：県で実施

法律上の事業に位置づけることにより、子どもの学習・生活支援事業が推進され、将来を担う子どもたちの学習・生活支援の機会の確保につながる

子どもの学習・生活支援事業の更なる推進

全国の貧困状況別の学習状況

- 小学校6年生及び中学校3年生について、
 - ・ 平日に家での学習を「全くしない」との回答は、貧困世帯と非貧困世帯で約4ポイントの差がある
 - ・ 土日に家での学習を「全くしない」との回答は、貧困世帯と非貧困世帯で約5～8ポイントの差がある

平日	貧困世帯	非貧困世帯
小6	5.7%	1.8%
中3	6.1%	2.0%
土日	貧困世帯	非貧困世帯
小6	14.4%	6.3%
中3	10.5%	5.2%

約4ポイント差

約5～8ポイント差

※令和4年度文部科学省委託事業「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」研究成果報告書より

県内の未実施市（8市）の状況

- 努力義務のある就労準備・家計改善支援を優先し、努力義務のない子どもの学習・生活支援は実施に至っていない。
- 子どもの学習・生活支援のニーズがあり事業化したいが、補助率が低く、予算確保が難しい。

全ての自治体で実施して子どもの学習・生活の状況の改善が必要

提案

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業について、法律上努力義務のある事業に位置付けること（併せて補助率1/2→2/3へ）

物価高騰等の社会経済情勢に応じて柔軟に対応できる 生活保護基準の構築

厚生労働省

提案事項

生活保護が最後のセーフティネットとして機能するため、物価高騰など社会経済情勢の変化に応じ、生活保護基準を柔軟に見直すこと。

現状と課題

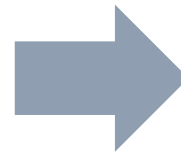
- 生活保護基準の検証は5年に1度で、現行基準（令和5年10月改定）は令和元年の一般低所得世帯の消費実態との比較により設定。
- 令和7年家計調査の一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）の消費支出は、令和元年に比べて15%上昇。
- 特例加算は月額2,500円/人に引き上げ予定だが、夫婦子1人のモデル世帯（3級地-2）における引き上げ後の特例加算額は、生活扶助費の5%程度。
※夫婦子1人のモデル世帯（3級地-2）の生活扶助費：月額約14万円
- 生活保護基準が物価高騰等の社会経済情勢に対応できていない。

物価高騰等の社会経済情勢に応じた柔軟な生活保護基準の見直しにより、
生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を守ることができる

物価高騰等の社会経済情勢に応じて柔軟に対応できる生活保護基準の構築

これまで

- ▶ 基準の定期検証は5年に1度
 - ※ 現行基準は令和4年度に検証し、令和5年10月に改定
(令和元年の消費実態を反映)
- ▶ 臨時的な特例加算を創設・増額
 - ※ 夫婦子1人の生活扶助の3%相当
(令和5年10月～ 月1,000円/人)
(令和7年10月～ 月1,500円/人)



今後

- ▶ 次回の定期検証を1年前倒し
 - ※ 令和8年度に検証
⇒ 検証時期を前倒しても、4年のタイムラグは大きい
- ▶ 令和8年10月から特例加算を増額
 - ※ 夫婦子1人の生活扶助の5%相当
(令和8年10月～ 月2,500円/人)
⇒ 令和元年以降、低所得世帯の消費支出は15%も上昇
特例加算を増額しても消費支出の伸びに追いつかない

物価高騰を含む社会経済情勢に対応できていない

提案 物価高騰等の社会経済情勢に応じて柔軟に生活保護基準を見直すこと

例えば、石油危機を契機とした昭和48年秋以降の急激な物価上昇に対しては、保護基準の年度内再改定が行われるなど有事即応の態勢が取られた。
※ 当時、保護基準は、S48.4月：14%、S48.10月：5%、S49.4月：20%、S49.6月：6%、S50.4月：23.5%と大幅に引き上げられた。

生活保護受給世帯の熱中症対策

厚生労働省

提案事項

- (1) クーラー購入費の支給要件を緩和すること。
- (2) 生活扶助に夏季加算制度を創設すること。

現状と課題

- クーラー購入費は、生活保護の開始時にクーラーを未保有で、熱中症予防が必要な人がいる場合などに支給可能。
- 他方、老朽化・故障を理由とするクーラー買い換えは、原則、自己負担であり、保護費のやり繰りでは買い換えは困難な状況。
- クーラーを保有する世帯においては、電気代が高騰する中、節電のために使用を控え、熱中症の疑いによる死者や入院者が発生。

支給要件の緩和と夏季加算の制度化によって、地球温暖化による夏季の猛暑から生活保護を受給する方の命と健康を守ることができる。

生活保護受給世帯の熱中症対策

現状①

クーラー（エアコン）購入費（支給上限：7万8千円）は、生活保護開始時にクーラー未保有で、高齢者等熱中症予防が必要な人がいる場合に支給可能

現状②

- ▶ 保護継続中のクーラー買い換えは自己負担
- ▶ 冷房費等を補填する夏季加算の制度なし

老朽化や故障した場合でも買い換えが困難なケースがある

電気代の節約のため、クーラーの使用を控えるケースがある

熱中症疑いによる
死者や入院者が出ている

生活保護を受給する方の命と健康を守る必要

提案 クーラー購入費の支給要件の緩和 及び 夏季加算の制度の創設

賃金や物価等の上昇を遅滞なく反映できる報酬制度への見直し

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

賃金や物価の上昇等が続く中でも、医療・福祉サービスが安定的に運営され、サービスが円滑に提供されるよう、賃金や物価等の上昇を遅滞なく反映できる報酬制度に見直すこと。

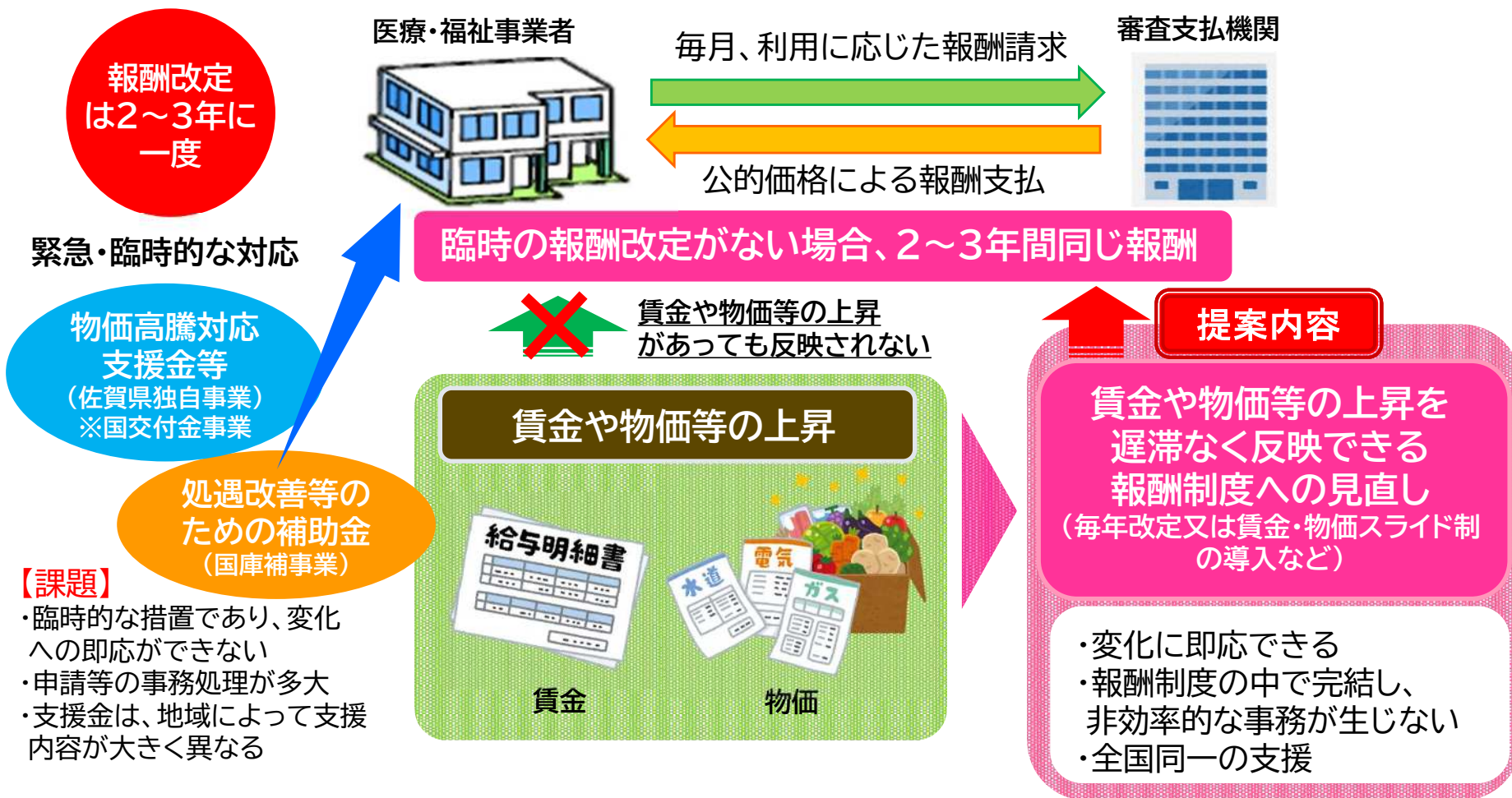
現状と課題

- 診療報酬は2年、介護報酬・障害福祉サービス等報酬は3年毎に改定され、原則として次回の改定まで賃金や物価等の上昇は未反映。
- 賃金や物価の上昇が続き、上昇分を価格に転嫁することができない医療・福祉事業者から「人材を確保できない。経営は限界を迎えつつある。」との声も。
- 国では、賃金や物価等の上昇への緊急・臨時的な支援の補助金等を措置され、当県も活用しているが、賃金や物価等の上昇に即座に対応できず、申請事務等に係る事務負担を要している状況。

報酬の毎年改定又は賃金・物価スライド制の導入など、賃金や物価等の上昇を遅滞なく反映できる報酬制度に見直すことで、医療・福祉サービスの安定的な運営を支える

賃金や物価等の上昇を遅滞なく反映できる報酬制度への見直し

医療・福祉サービスの報酬請求の体系



提案 賃金や物価等の上昇を遅滞なく反映できる制度に見直すこと。

公的価格の地域間格差の是正・職員の処遇改善

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

- (1) 介護・福祉・保育施設の公的価格については、地域間格差を解消するため、都道府県域を超えた広域で設定し、将来的には撤廃すること。
- (2) 介護・福祉・保育施設職員の処遇改善を更に推進すること。

現状と課題

- 介護・福祉・保育施設の公的価格の地域区分は、公務員の地域手当の支給率に準拠。その率は都市部の方が高いため、地方における人材流出の一因。
- 当県は、隣県（特に福岡県）と比較して公的価格の水準が低く、人材の確保と流出への対応に苦慮。
- 当該制度が維持され、同じ経済圏域内での地域間格差が埋まらなければ、将来的に人材流出が持続。
- 介護・福祉・保育施設職員の処遇は改善しているが、依然として全産業の中でも給与水準が低いため、他業種へ人材が流出。

賃金格差を理由とした人材流出の防止
更なる処遇改善による介護・福祉・保育分野での安定的な雇用の実現

公的価格の地域間格差の状況

公的価格の地域間格差

- 地域区分において都市部が優遇されることで、都市部に人材が集中(地方部は人材流出のリスクを負っている状況)

- 人材流出を防ぐためにも、地域間格差の解消が必要不可欠

地域区分(令和8年度)



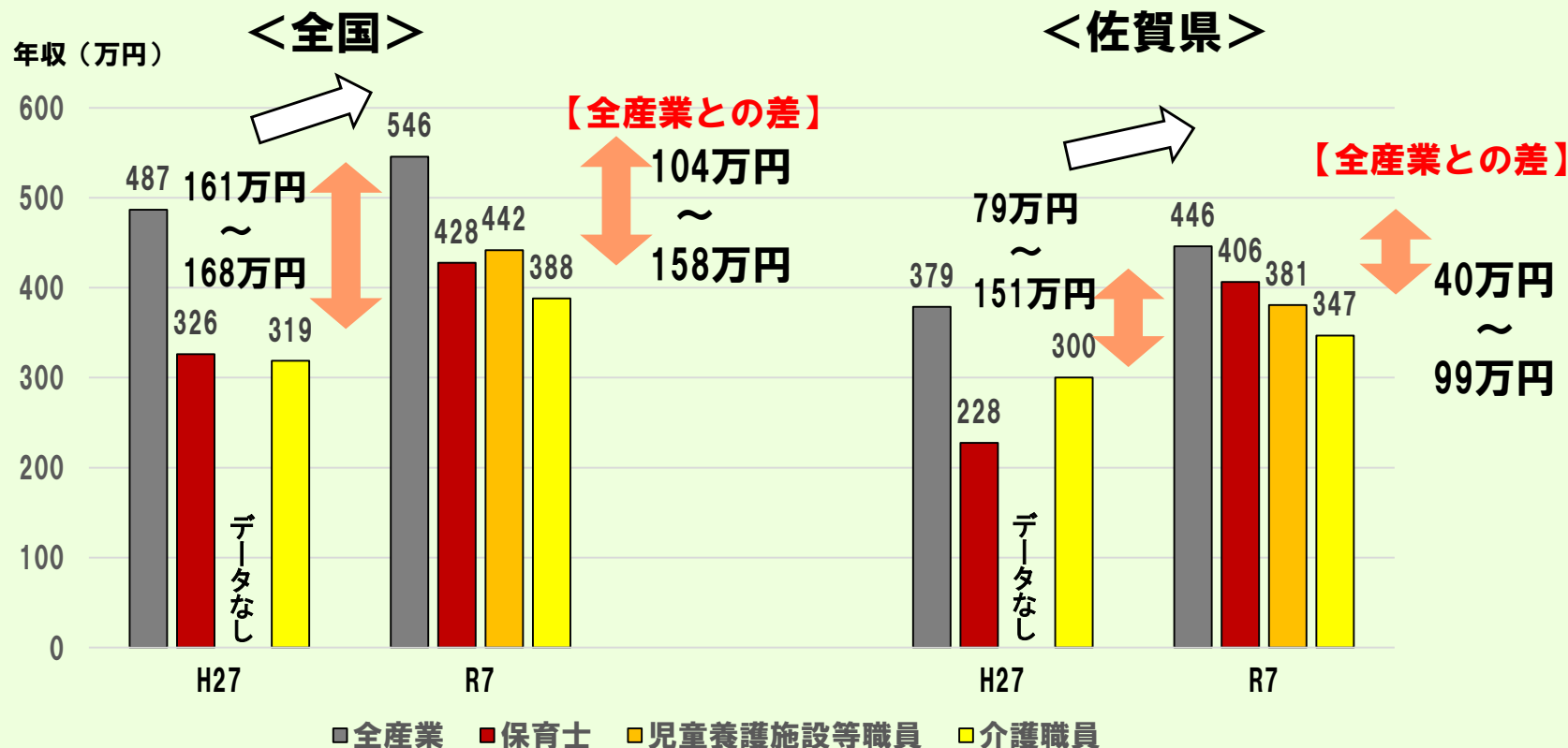
提案

介護・福祉・保育施設の公的価格における地域間格差を解消するため、地域区分は都道府県域を超えた広域で設定し、将来的には撤廃すること。

介護・福祉・保育施設職員の処遇状況

介護・福祉・保育施設職員の処遇は徐々に改善しているが、全産業と比べ依然として給与水準が低い

年収の推移（平成27年と令和7年の比較）



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に算出

提案

介護・福祉・保育施設職員の処遇改善を更に推進すること。

介護支援専門員の処遇改善

厚生労働省

提案事項

介護保険サービスにおける「介護支援専門員」の処遇改善を更に推進すること。

現状と課題

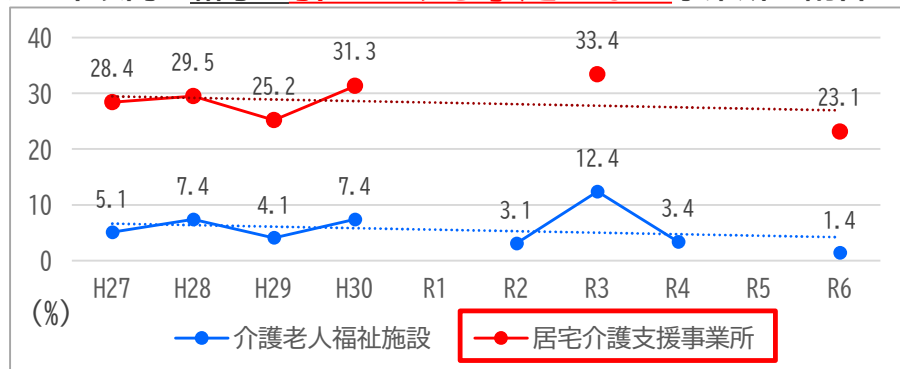
- 介護支援専門員は、要介護者等の自立した日常生活を支える専門知識等を有し、ケアプランの作成等を担う、介護保険制度の要。
- 介護従事者の中でも上位職であるにもかかわらず、介護職よりも処遇改善幅が小さく、有資格者は減少の一途。
- 将来的には人材確保が困難となり、サービスの質の低下やサービス自体を利用できないことを懸念。
- 令和8年度の臨時の介護報酬改定では、処遇改善の対象職種に位置付けられたが、一層の処遇改善が必要。

処遇改善により、離職の防止及び新たな資格取得者の増加が図られ、介護サービスの確保及び質の向上、更には利用者の安心につながる

介護支援専門員の処遇改善

居宅介護支援事業所は、給与を引き上げられない事業所の割合が高い。
結果、介護支援専門員と介護職員の給与差が縮小している。

○1年以内に給与を引き上げる予定がない事業所の割合



出典：介護従事者処遇状況等調査（厚生労働省） ※データがない年度は調査未実施

<現場の声>

- ・複雑な状況を抱える利用者が増え、業務の大変さが増す中、賃金は上がり割に合わない
- ・給料面のメリットがなく、資格を取得する人が減っている
- ・介護職員の処遇が上がった結果、収入が逆転し、介護職に転向する人もいる

○通常月の給与（H26：正規職員、R6：月給職員）

	H26	R6	増加額 (H26→R6)	上昇率 (H26→R6)
介護職員	20.5万円	23.3万円	2.8万円	14%
介護支援専門員	24.5万円	25.8万円	1.3万円	5%
給与の差	4.0万円	2.5万円		

出典：介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

- ・これまで処遇改善加算の対象とされてこなかったことで、介護職との給与差が縮小
- ・令和8年度の臨時改定で処遇改善の対象職種に位置付けられたが、介護職に加算が及ばないため、給与差が更に縮小
 【介護職：+1.7万円/月、ケアマネ：+1.0万円/月】

提案 **介護支援専門員の処遇改善を更に推進すること。**

障害福祉人材確保のための支援策の充実・強化

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

障害福祉分野における安定的なサービス提供体制構築のため、人材確保のための支策の充実・強化を図ること。

現状と課題

- 障害福祉サービスの需要が増加傾向にある中、事業者は人材確保に苦慮。
- 人材不足が深刻な状況にある中、国が支援を拡大・充実することが必要。
- 今後も、人材確保が困難な状況が継続すると、サービスの低下等、安定的にサービスを提供できるか懸念。

支援策の充実・強化による障害福祉人材の確保と
安定的な障害福祉サービスの提供体制の構築

障害福祉人材確保のための支援策の充実・強化

現 状

高齢福祉・障害福祉分野の人材不足が深刻(有効求人倍率の高止まり)

高齢福祉分野

【例】

- ・ 処遇改善加算
- ・ 仕事の魅力発信
- ・ 介護の職場体験
- ・ 若年世代の参入促進
- ・ 転職者への就職支援金貸付
- ・ 介護従事者の子育て支援
- ・ 外国人介護人材の受入支援



障害福祉分野

【例】

- ・ 処遇改善加算
- ・ 仕事の魅力発信

事業者から支援の拡充を求める声が寄せられている。

従業者の子育て支援策が欲しい

外国人材受入のための負担が大きい



提 案

- ・ 障害福祉人材確保のための支援策の充実・強化を図ること

動ける医療的ケア児への支援

提案事項

こども家庭庁・厚生労働省

動ける医療的ケア児が医療型短期入所を利用できるよう、医療的ケア判定スコアを見直すとともに、夜間見守り人材を配置できるよう支援をすること

現状と課題

- 医療的ケアは必要だが、歩行や運動ができるいわゆる「動ける医療的ケア児」は、短期入所を利用できない。
- 医療的ケア判定スコアで16点未満で、医療型短期入所施設を利用できない。また、看護師不在の福祉型短期入所の利用は困難。
- 医療的ケア判定スコアが見直され、医療型短期入所施設受け入れが可能となった場合は、他の受入児の安全を確保する体制が必要。

動ける医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現

動ける医療的ケア児への支援

【動ける医療的ケア児の受入状況】

福祉型短期入所



医療的ケアがない障害児



動ける医療的ケア児（医療的ケア判定スコア16点未満）



他の利用者の
安全確保のため
夜間見守りが必要

医療型短期入所



重心医療的ケア児

看護師の配置なし 受け入れ困難

スコアを満たさず 受け入れ不可

動ける医療的ケア児が医療型短期入所を利用できることが必要

提
案

- ・ 医療的ケア判定スコアの見直し
- ・ 夜間見守り人材の配置が可能となるような報酬等の見直し

障害のある方に配慮したデジタル化の推進

デジタル庁・総務省・厚生労働省

提案事項

障害者が使いやすいデジタル機器の開発・普及に向けた取組を加速させること。

現状と課題

- 国では、事業者や障害当事者等が参画する協議の場を設け、継続的に議論を実施するなど、デジタル共生社会の実現に向けた取組を推進。
- 一方、障害者からは、「顔認証付きカードリーダーやセルフレジ等の機器を一人では利用できない」といった声を確認。
- デジタル機器の分野においては、障害者への合理的配慮が不足している状況。
- 障害者に配慮したデジタル化の推進により、社会全体のアクセシビリティの向上が必要。

誰もがデジタル活用の利便性を享受できる共生社会の早期実現

地域生活支援事業への十分な財政措置

厚生労働省

提案事項

県や市町が地域生活支援事業を安定的に実施できるよう、必要な財源の確保を図ること。

現状と課題

- 地域生活支援事業は、障害の有無にかかわらず、皆が人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する重要な事業。
- 国の負担割合は、障害者総合支援法で定める最大50%を大きく下回り、県及び市町の財政負担に依存。

令和6年度実績（地域生活支援促進事業を含む国の負担割合）

佐賀県事業：36.5% 県内市町事業：27.7%

財源の確保により、県や市町が障害者施策を安定的に実施し、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けることができる

重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ

厚生労働省

提案事項

重度障害者を受け入れるグループホームが安定的にサービスを提供できるよう、障害の特性に応じて必要な人員を配置できる報酬体系に見直すこと。

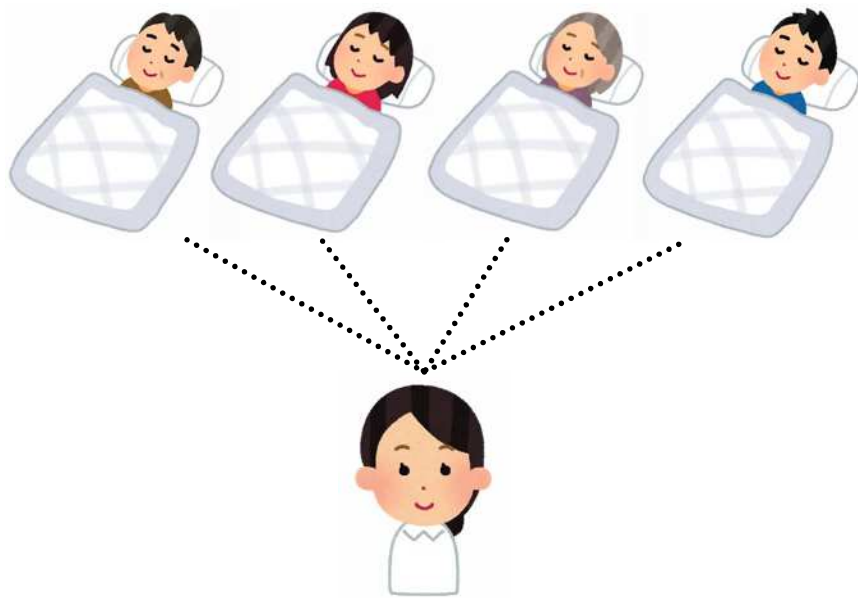
現状と課題

- グループホームの報酬は、利用者の障害支援区分に応じて決定。
- 最も重い支援区分6には、寝たきりの方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害を有する方など様々であり、それぞれに適切な支援が異なる。
- 様々な支援に応じた人員を配置するが、現行の支援体制に対する加算では賄うことができず、事業者の負担は大きい。
- 安定的なサービス提供への支障や、重度障害者向けグループの増加を阻む要因となっている。
- 国の検討会においても、医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者への支援に対応するグループホームを増やす必要があるとの方向性が提示。

重度障害者向けグループホームによる手厚い支援の安定的な提供

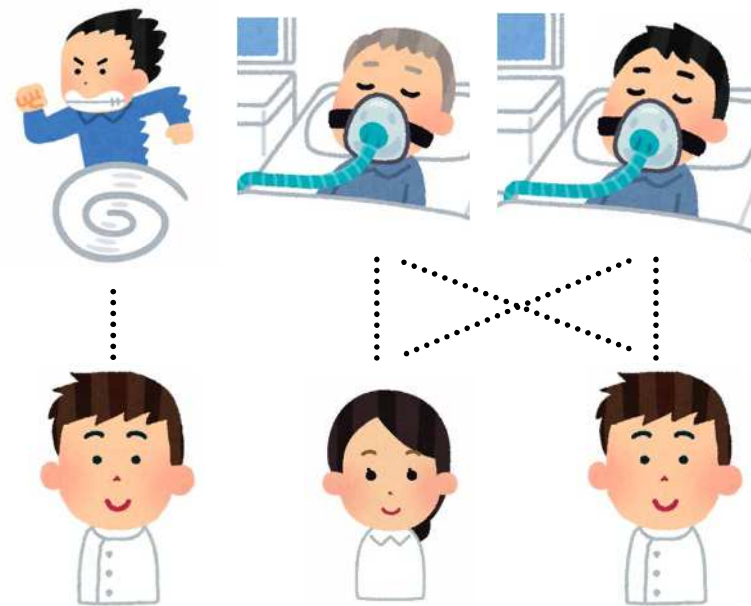
重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ

寝たきりの重度障害者



看護師 1 人で複数名を支援可能

強度行動障害のある重度障害者や
医療的ケアが必要な重度障害者



看護師等を手厚く配置しなければ
支援が成り立たない

様々な状況にある障害者の支援のため看護師を複数人配置しても1人分までしか加算が算定できない

**提
案**

障害の特性に応じて必要な人員を配置できるような報酬体系に見直すこと。

児童発達支援の利用者負担無償化の拡大

こども家庭庁

提案事項

障害のある子どもの発達に有効な早期からの支援につなげるため、児童発達支援の利用者負担の無償化を、「0歳～5歳児」に拡大すること。

現状と課題

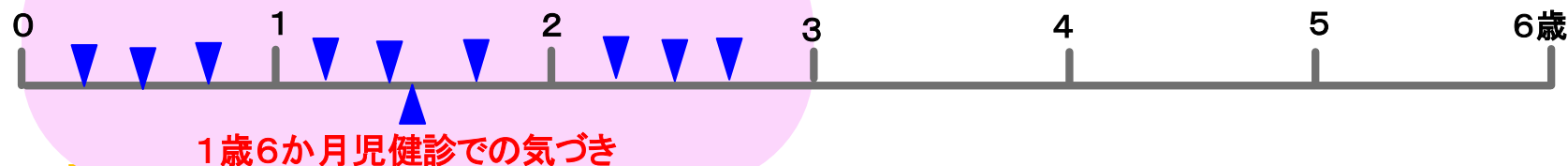
- 障害のある子どもの児童発達支援の利用者負担は、3歳～5歳児は無償である一方で、2歳児までは所得に応じて負担が存在。
- 障害のある子どもの発達を促すには早い段階から支援を受けることが有効だが、2歳児までの負担が早期支援を阻害。
- 低年齢の時期から、保護者には障害の特性に合った対応や接し方等の専門的な助言が必要。

行動面の改善など障害のある子どもの発達の伸びに有効
障害のある子どもとその家族が安心して暮らすことができる社会の実現

児童発達支援の利用者負担無償化の拡大

0歳～2歳児でも

保健師の巡回相談、家族、保育所など **早期の気づき**



早期支援が有効

- ・ 早期支援は、**その後の成育に大きく影響**
- ・ 一方、0歳～2歳児の児童発達支援利用者数は、**3割程度**

【佐賀県調べ（R8.3月末） 118人／363人】

現 状

0歳～2歳児



1割負担（負担上限あり）

所得に応じて利用者負担

3歳～5歳児



無 償

障害のある児・家族に寄りそった対応が必要

提案

障害のある子どもの発達に有効な早期からの支援につなげるため、児童発達支援の利用者負担の無償化を、「0歳～5歳児」に拡大すること。

幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）

H30頃の国のこども・子育て政策

① 「待機児童の解消」

0歳～2歳児 約292万人

- ・ 保育施設の利用者が少ない。
2歳児51%、1歳児41%、0歳児15%
- ・ 一方、**待機児童の8割**が0～2歳児。
(受入可能施設が不足)

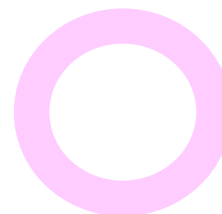


所得に応じ負担

② 「子育て世代の負担軽減」

3歳～5歳児 約300万人

- ・ いずれの年齢も、**9割以上**が
保育施設等を利用



無償

仮に、0歳～2歳児を無料にした場合

- ・ 保育希望者増による、**待機児童増**
- ・ 保育士不足の深刻化
- ・ 現状でも、更なる人員配置を求める園が約8割



児童発達支援制度に
そのまま準用

こども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る国の制度創設並びにマイナンバーカード活用

提案事項

こども家庭庁・デジタル庁・厚生労働省

- (1) 地方自治体が独自に実施する「こどもの医療費」「ひとり親家庭等医療費」「重度心身障害者医療費」の各助成事業については、現状、居住地により自治体のサービスに格差が生じているため、国において全国一律の公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 創設にあたっては、マイナンバーカードを活用し、一時的な窓口負担なしで受診できる仕組みを構築すること。
- (3) 現物給付化の大きな支障となっている国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）を全廃すること。

現状と課題

- 都道府県や市町村の財政力等により、住民が受けるサービスに格差。
- 償還払い方式は、一時的な窓口負担や申請手続など利用者に負担。現物給付方式は、受給者の資格確認や会計処理など医療機関等に負担。
- こどもの医療費助成は国保ペナルティが廃止されたが、ひとり親や重度心身障害者は従来どおりのため、現物給付化の大きな支障に。

サービス水準の格差が解消し、利便性も向上
現物給付化が進み、利用者の負担が軽減

こども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る国の制度創設並びにマイナンバーカード活用

<こども>

<ひとり親>

<重度心身障害>

<現状> 居住地により自治体のサービス(対象年齢、自己負担)に格差

【例】 A市：500円/回
B市：無料
助成方式：現物給付

【例】 C市：500円/月
D町：無料
助成方式：償還払い

【例】 E市：500円/月
F町：無料
助成方式：償還払い

提案

- ・ 全国一律の公費負担医療制度創設
- ・ 創設にあたっては、マイナンバーカード活用で利便性向上を

メリット

【利用者】 申請手続きの負担減(ひとり親、重度心身障害)、他県受診時の負担減
【医療機関】 資格確認、会計処理の負担減



現物給付

国保ペナルティ廃止済



償還払

<現状> 現物給付化した場合…国保ペナルティが発生

全国一律の制度創設までは・・・

提案

- ・ 国保ペナルティを全廃すること

医療的ケア児の成人移行後の支援

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

成人後も医療的ケアが必要な者（医療的ケア者）のうち、重度のため在宅で生活する者が安心して過ごせるよう、生活介護の報酬を引き上げること。

現状と課題

- 放課後等デイサービス及び児童発達支援は、重度の医療的ケア児（18歳未満）の受入れに対する評価が報酬額に反映されているため、一定数の事業者が存在。
- 一方、生活介護は、重度の医療的ケア者（18歳以上）受入れに対する評価が報酬額に反映されていないため、事業所数が不足。
- 重度の医療的ケア者は、日中、自宅以外の居場所の確保に苦慮。

医療的ケア児が成人後も適切な支援を受け、
地域で安心して暮らせる

医療的ケア児の成人移行後の支援

在宅で生活する医療的ケア児者に対する日中の主な障害福祉サービス

医療的ケア児に対する 障害福祉サービス	事業所数	医療的ケア者に対する 障害福祉サービス	事業所数
放課後等デイサービス	18	生活介護	3
児童発達支援	12		

重度の医療的ケア児者1人当たりの報酬／日（R6年改定）

放課後等デイサービス		生活介護	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
基本報酬	17,710円	基本報酬	17,330円
看護職員加配加算	8,000円	人員配置体制加算	3,210円
児童指導員加配加算	3,740円	常勤看護職員等配置加算	320円
専門的支援体制加算	2,470円	合 計	20,860円
合 計	31,920円		

※特別支援学校（8：30～15：00）と放課後デイサービス（15：30～17：30）の計8.5時間を想定

※所要時間8時間以上9時間未満の場合

提案

重度のため在宅で生活する医療的ケア者が、安心して日中を過ごせるよう、生活介護の報酬の引き上げが必要。

精神科における患者の重症度等に応じた診療報酬の見直し

厚生労働省

提案事項

長期入院患者については、重症度、症状及び特性等を総合的に評価し、医療機関の負担に見合う診療報酬を加算する制度へ見直すこと。

現状と課題

- 幻覚・妄想、うつ等の症状により衝動的に自分を傷つけたり、他者に対して暴力的行為に及ぶおそれのある重症度の高い患者は、長期入院の傾向。
- これらの患者に対しては、常時の観察、緊急時対応、行動制限など、高度な医療・看護体制が必要。
- 現行の診療報酬は、長期間高度な医療・看護の体制を継続することに対する評価が適切に反映されていないため、病院経営が悪化。

診療報酬の見直しにより、精神科に入院する患者の重症度や症状、特性等に応じた安定した医療提供が可能となる

精神科における患者の重症度等に応じた診療報酬の見直し

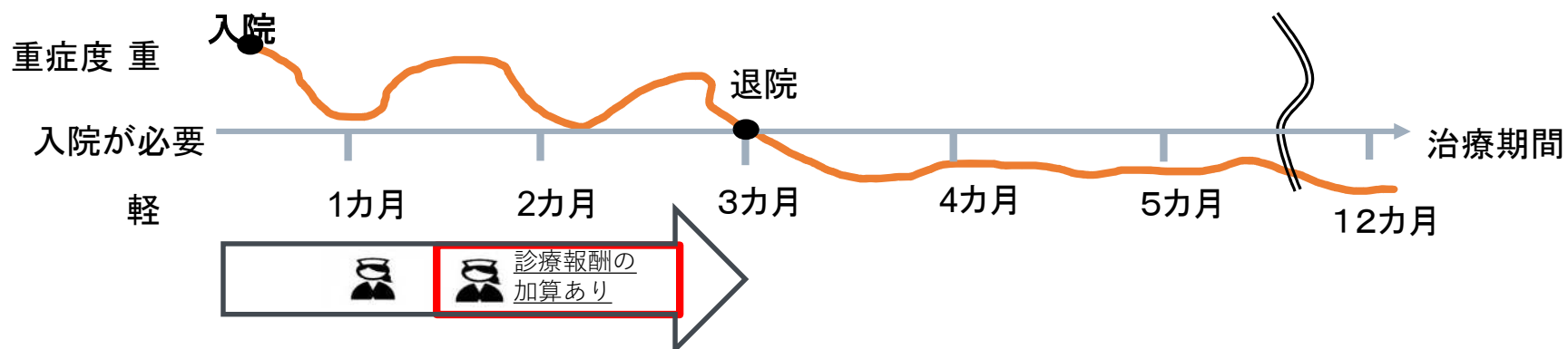
難治性の重症精神疾患患者

薬が効きづらい、副作用があるなどの理由で症状改善に時間がかかる。
さらには症状が増悪している期間が長く、医療・看護の必要度が高いにもかかわらず、重症度や症状、特性等に応じた診療報酬の加算がないため、医療機関独自で追加配置している。



一般的な精神疾患患者

入院治療により波はありながらも徐々に改善



提案

医療機関の負担に見合った診療報酬加算が行われる制度に見直すこと。

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターへの財政支援

厚生労働省

提案事項

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターに対する財政支援を行うこと

現状と課題

- 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターは、全国に先駆けて、病棟の開放化や入院患者の社会復帰促進などの取組を実施。
- 同センターは、依存症や精神科救急、司法精神医学、児童思春期、強度行動障害など様々な専門領域を有する全国でも有数の精神科医療機関で、診療はもとより、専門医の育成や看護師、心理士、精神保健福祉士の教育・研修機関としてもなくてはならない。
- 他の医療機関での受入れが困難な重度の精神障害者を多数受入れと入院の長期化等により、不採算部門を抱えている。
- 令和3年度には国からの財政支援が無くなっており、今後、病院経営に更なる支障が生じ、将来的に医療提供が困難になることも想定。

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターの安定運営が図られ、
佐賀県のみならず全国の精神医療の安定につながる。



男女参画・こども局

SAGA Prefectural Government

年次有給休暇等の取得要件の緩和

厚生労働省

提案事項

- (1) 年次有給休暇について、付与日数全てを時間単位で取得できるようにすること。
- (2) 子の看護等休暇、介護休暇について、始業（終業）時刻と連続した取得ルールを撤廃し、就業時間内で自由に取得できるようにすること。

現状と課題

- 現在、国では、年次有給休暇の時間単位での取得の上限を5日以内から付与日数の50%程度とする等の検討がなされている。
- 年次有給休暇の時間単位での取得は、子どもの行事への参加や通院、介護等でのニーズが高いが、上限を超えると本来必要な時間以上に取得せざるを得ない状況が生じる。
- 子の看護等休暇、介護休暇は、始業（終業）の時刻との連続取得が原則であるため、必要以上の休暇取得が非効率な働き方をもたらし、ワーク・ライフ・バランスの実現に課題が残る。

男女ともに個人の事情に応じた柔軟な働き方ができる社会の実現
働きやすい環境整備による人材不足の解消

年次有給休暇等の取得要件の緩和

<年次有給休暇の例：20日付与の場合>

現状

労働者自ら請求可（15日）
 時間単位で取得可（5日以内）
 時季指定（5日）

見直し案

労働者自ら請求可（15日）
 時間単位で取得可 **日数制限なし**
 時季指定（5日）

提案

①年次有給休暇について、付与日数全てを時間単位で取得できるようにすること。

<子の看護等休暇、介護休暇の取得例>

現状

- ・始業（終業）時刻と連続した取得が原則
- ・労働時間の途中で取得は**事業主判断**



見直し案

始業（終業）時刻と連続した**取得ルールの撤廃** → 効率的に働くことでワーク・ライフ・バランスが実現

提案

②子の看護等休暇、介護休暇について、始業（終業）時刻と連続した取得ルールを撤廃し、就業時間内で自由に取得できるようにすること。

困難や不安を抱える女性への支援に係る制度の充実

厚生労働省

提案事項

地方公共団体が困難や不安を抱える女性に対する支援に安定的かつ継続的に取り組めるよう制度の充実を図ること。

現状と課題

- 佐賀県では、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し、NPO法人等の知見を活かした居場所づくりと社会福祉士による相談支援事業「女性のためのほっとカフェ」に全国に先駆けて取り組んできた。
- この取組は、困難を抱え孤立する女性が参加しやすいアウトリーチ的手法を取り入れた効果の高い事業であり、CSO組織が充実している佐賀県らしい取組。
- コロナ禍が収束しても困難を抱えた女性は多く、そうした女性の居場所は依然として必要とされている。
- 困難な問題を抱えた女性への支援を担っている民間団体はあるが、維持運営が課題であり、福祉施策として官民連携した居場所づくりに継続的に取り組むためには安定的な財源の確保が必要。

困難や不安を抱える女性が、社会とのつながりを回復して適切な支援を受けることにより、安心して自立して生活することができる社会の実現

困難や不安を抱える女性への支援に係る制度の充実

女性のためのほっとカフェ事業

実施期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数（延べ）	522名	770名	944名	1,284名

参加者の声

- ✓ 悩みや心のもやもやを聴いてもらって安心した
- ✓ 私にも居場所があることがわかってほっとした
- ✓ 人とのつながりができた、外出するきっかけになった
- ✓ 今後の生活の道筋を考えることができた など

支援者の声

- ✓ 毎月決まった所にほっとできる居場所がある安心感は大きい
- ✓ 何気ない会話の中から困り感をあぶりだし、支援につなげることができる貴重な機会
- ✓ 生活困窮やDV等の早期相談に繋げる効果 など

居場所がなくなると・・・

- 外出のきっかけがなくなって、ひきこもり、社会から孤立してしまう
- 行政の相談窓口は敷居が高く、相談に行けない人がいる
- 支援が必要と気づいていない女性が安心して集える場所がなくなる など



支援を必要とする人が潜在化

提案

地方公共団体が困難や不安を抱える女性に対する支援に安定的かつ継続的に取り組むための制度の充実。

保育士修学資金貸付制度の返還免除要件の維持

こども家庭庁

提案事項

佐賀県内における保育人材の確保・定着のため、修学資金貸付の返還免除条件のうち、県内での実務従事期間については、「5年」を維持すること。

現状と課題

- 佐賀県では保育士養成施設の入学者が減少傾向にあり、また、保育現場においても約7割の施設が人材不足を感じているなど、人材確保は喫緊の課題。
- 県内の学生にとって、無利子かつ返還免除措置がある当該貸付制度は、保育の進路選択をする際のインセンティブとなっており、保育人材確保のための有効な施策。
- 一方、令和7年8月に、当該貸付制度の返済免除要件となっている、県内施設における実務従事期間を、5年間から8年間とする国の考えが示された。
- その後の検討で、令和8年度は「実務従事期間は5年間を維持する」方針が示されたものの、県内の保育士養成施設や保育関係団体からは、今後の期間延長への懸念の声が上がっている。

保育人材の確保・県内定着

保育士修学資金貸付制度の返還免除要件の維持

佐賀県の保育人材不足の状況

保育現場での人員不足感

- ・約7割の保育施設が人員不足を感じている。

追加配置を希望する理由

- ・職員の負担軽減
- ・保育の質の向上
- ・配慮を必要とする児童への対応 など



保育を志す学生の減少

- ・佐賀県内の保育士養成施設への入学者数は年々減少。(特に、短期大学入学生の減少が顕著)
- ・養成施設における定員充足率も減少傾向。
- ・令和7年度以降募集停止や定員削減を行った養成施設あり。(入学定員 R6:300人→R7:230人)



【R7】 養成施設の1つが募集停止した影響で定員充足率は上昇したが、入学者は減少

保育士修学資金貸付制度の返還免除要件の維持

□ 佐賀県の貸付実績

(単位:人)

R3	R4	R5	R6	R7
87	80	86	70	61

各年度新規貸付決定件数

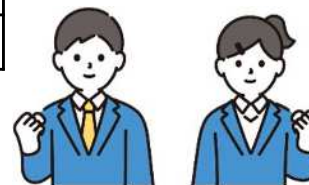
▶ 制度が始まった平成28年度以降、約900人が貸付制度を活用(または活用予定)

□ 修学資金貸付をきっかけとした就職者数

	貸付が保育士就職のきっかけとなった者	全回答者数	割合
R3新卒	46	123	37.3%
R4新卒	45	113	39.8%
R5新卒	44	131	33.5%
R6新卒	45	117	38.4%
R7新卒	41	122	33.6%

各年度新卒保育者へのアンケート調査(佐賀県実施)

▶ 新卒保育者のうち3~4割の者が、貸付制度をきっかけとして保育士に就職



□ 保育士養成施設の声

- ・8年間とした場合、貸付を受けない選択をする学生が増えるのではないか。
- ・5年であっても勤務継続できるか不安視する保護者が多い。8年ともなるとより敬遠されるのでは。

□ 佐賀県保育団体の声

- ・保育人材の不足に拍車がかかるのではないか。
- ・保育者のライフステージ(結婚、出産等)を考えた場合、8年は長すぎるのではないか。

保育対策総合支援事業費補助金の予算の確保

こども家庭庁・財務省

提案事項

保育施設が多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の支援に係る補助金について、十分かつ安定的な予算を確保すること。

現状と課題

- 「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育補助者雇上や医療的ケア児支援等に活用しており、令和6年度までは全て申請額どおりに交付。
- しかし令和7年度は、補正予算による対応はなされたものの、多くの市町に対して申請予定額どおりに交付されていない状況。不足分については、市町の負担において事業を実施。
- 当該補助金の予算が安定的に確保されなければ、地域の多様なニーズに対応することが困難になる。

安定的な予算の確保による
多様な保育ニーズに対応した環境の整備

こどもの育ちを支える環境の幼保一元化

こども家庭庁・財務省・文部科学省

提案事項

保育所・認定こども園・幼稚園等の施設類型の違いによらず、こどもたちが必要な支援が受けられるよう、補助制度の格差を是正すること。

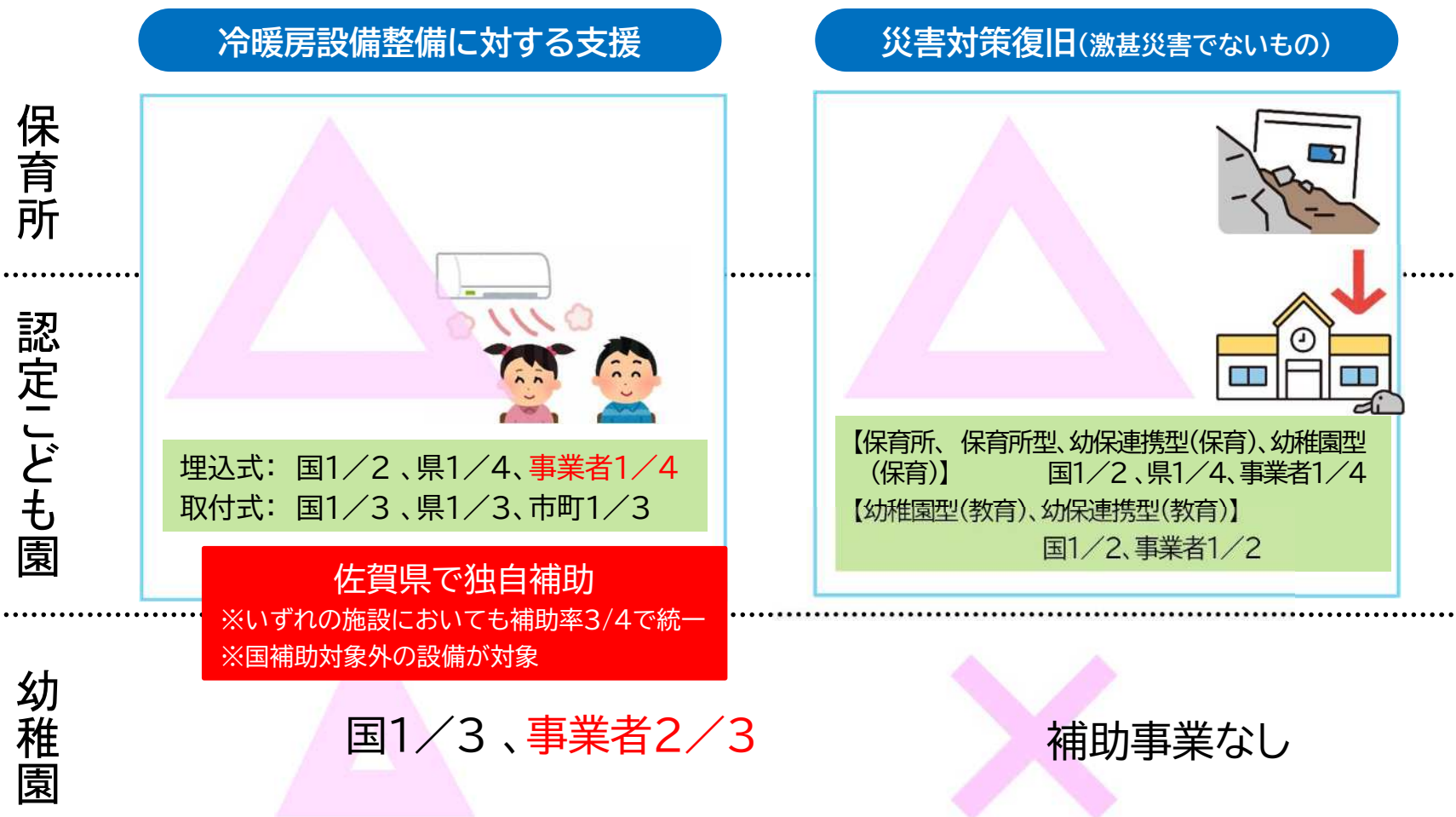
現状と課題

- 令和5年4月にこども家庭庁が発足し、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進されている。
- しかしながら、保育所・認定こども園・幼稚園等の施設類型によって、設備整備に対する補助制度や災害復旧に対する補助の内容に違いがある。
- 施設区分によって事業者の負担や受けられる支援が異なれば、保育サービスの質及び保育環境に格差が生じる。

就学前のすべてのこどもたちが、共に学び・育まれ、
安全・安心な教育・保育環境が保障される社会

こどもの育ちを支える環境の幼保一元化

施設類型により補助制度に違いがある例(私立の場合)



提案

保育所・認定こども園・幼稚園等の施設類型の違いによる支援内容の格差を解消すること。

こども誰でも通園制度の円滑な実現

こども家庭庁

提案事項

こども誰でも通園制度の実施にあたって、次の提案を行いたい。

- (1) 一人一人のこどもの発育状態に合わせ、利用時間を柔軟に設定できるよう上限時間を選択できる制度とすること。
- (2) 従事する保育士を確保できる給与水準とするため、今後も必要な公定価格の見直しを行うこと。

現状と課題

- こども誰でも通園制度は、全てのこどもに良質な成育環境を保障するとともに、保護者の育児負担や孤立感の軽減につながるもの。
- 一方、佐賀県内で試行的事業を実施する中で、次の点が課題と認識。
 - ・ 利用時間の上限（10時間/月）が短く、こどもが環境に慣れるには不十分。
 - ・ 従事する保育士の確保のためには、全産業平均と同程度の給与水準が必要。
- 本制度の実施にあたっては、これらの課題を踏まえ、保護者が安心して子育てできるように、柔軟で実効性のある制度の構築が重要である。

すべてのこどもにとって良質な成育環境の提供

こども誰でも通園制度の円滑な実現

保育現場の声（試行事業実施園）

- ・「月10時間が上限」では、こどもが環境に慣れず成長につながりにくい。
- ・こどもが環境に慣れるまでは、保育士のマンツーマン対応が求められる。しかし増員するには相応の水準の給与が必要。



佐賀県内市町の声



- ・隔週1回5時間で事業を実施したが、保護者アンケートでは、こどもが園生活に慣れるため月4回（週1回5時間）がよいとの希望が多い。月20時間など実施市町が柔軟に設定できる制度がよい。
- ・補助単価が保育士の時給と比べて低いため、実施をとまどっている園がある。



佐賀県の保育士の
1時間あたりの平均時給

約**2,100円**

※ 令和7年 賃金構造基本統計調査より

令和6年の賃金平均と比べて
400～700円の差

1日あたり2人以上の
利用がなければ、
給与水準の維持が困難

令和8年度単価（国予算案）

	こども一人 1時間あたり単価
0歳児	1,700円
1・2歳児	1,400円

※利用料標準：300円

※また、条件によって様々な加算あり

実施主体である市町や保育現場の意見を、十分に踏まえる必要

提案

- 地域の実情に応じ、**利用時間を柔軟に設定できるようにすること。**
- 必要人材を確保できる給与水準となるよう、**公定価格を見直していくこと。**

新生児マススクリーニング対象疾患の拡充

こども家庭庁

提案事項

早期発見・早期治療が可能となっている希少難治性疾患（5疾患）について、新生児マススクリーニング検査の対象疾患を拡充すること。

※希少難治性疾患（5疾患）… 脊髄性筋萎縮症（SMA）、重症複合免疫不全症（SCID）、アデノシンデアミナーゼ（ADA）欠損症、副腎白質ジストロフィー（ALD）、ライソゾーム病（LSD）

現状と課題

- 新生児マススクリーニング検査は、現在、代謝やホルモン分泌の異常等に関する20疾患が公費検査の対象。
- 近年の検査法の向上や治療法の開発により、新たに5疾患について早期発見・早期治療が可能となっている。
- このうち3疾患（ADA欠損症、ALD、LSD）については、国による公費負担はなく、また2疾患（SMA、SCID）については、国において「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」が実施されているが、補助率が1/2と十分とはいえない。
- 出産費用について全国一律での無償化の検討が進められている一方で、新生児を対象とした検査については自治体の支援に違いがあり、出生する地域によって保護者負担に差が生じることになる。

検査で救える“かけがえのない命”を守り、こどもの健やかな成長を促す

新生児マススクリーニング対象疾患の拡充

現行

新生児マススクリーニング検査（全額公費で検査）

早期発見で
治療が可能

先天性代謝異常等の疾患（20疾患）

代謝を行う酵素又はホルモンに生まれつき異常があり、成長障害や知的障害等をおこす病気



今回追加を提案

新たに早期発見・早期治療が可能となった疾患（5疾患）

国の実証事業の対象（国1/2・佐賀県1/2での対応）

脊髄性筋萎縮症（SMA）

- 筋力の低下や筋萎縮が起こる進行性難病
- 未治療の場合、重症例の多くは2歳までに死亡

重症複合免疫不全症（SCID）

- 生まれつき病原体への抵抗力が弱く、感染症にかかりやすい
- 未治療の場合、多くは生後1年以内に死亡
- ロタウイルスワクチンの定期接種が開始され、重篤な副反応を引き起こす危険性が増加

- 令和5年度から検査費用を佐賀県独自で全額負担
- 国の実証事業開始（R5補～1/2補助）※参加していない自治体もある

国の公費検査の対象外

アデノシンデアミナーゼ（ADA）欠損症

- 重症複合免疫不全症（SCID）と同様に、生後間もなく重篤な免疫不全を起こす

副腎白質ジストロフィー（ALD）

- 中枢神経の障害により、発症後に無治療の場合、多くは2年以内に寝たきりに

ライソゾーム病（LSD）

- 体内にある酵素が欠けており、心不全等の重篤な症状に進行することもある

提案

早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患について、新生児マススクリーニング検査の公費検査の対象とすること。

不妊治療における先進医療に対する助成制度の創設

こども家庭庁

提案事項

不妊治療のうち、保険診療と併せて実施される先進医療について、保険適用されるまでの間、国による自己負担額への助成制度を創設すること。

現状と課題

- 令和4年4月1日から不妊治療の保険適用が開始されたが、先進医療に係る費用は全額自己負担となり、不妊治療を行う方の負担となっている。
- 佐賀県では、先進医療を受けた方の負担軽減のため令和5年度から佐賀県独自に助成制度を開始している。
- NPO法人が行ったWEBアンケートによれば、全国で不妊治療を受けている人の28%は先進医療を受けている状況であり、佐賀県も概ね同様の状況。

経済的負担を軽減することで、治療方法・継続期間の選択幅を広げ、
妊娠を望む方々の想いに寄り添う

不妊治療における先進医療に対する助成制度の創設

妊娠を望む方々の想いに寄り添う

不妊治療費

保険適用（3割自己負担）

令和4年4月1日から保険適用

- ・人工授精
- ・体外受精
- ・顕微授精 など



先進医療（全額自己負担）

佐賀県で利用の多い先進医療技術

- ①タイムラプス（タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養）
- ②PICSI（ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術）
- ③SEET法（子宮内膜刺激術）
- ④IMSI（強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術）
- ・
- ・

不妊治療者の
28%は先進医療を
受けているが・・・

保険の適用外で経済的負担大

令和5年度から先進医療部分の7割を佐賀県独自で助成
(※保険適用の治療と合わせて行うものに限る。上限5万円)

提案

不妊治療に併せて実施される先進医療について、保険適用されるまでは、国による自己負担額への助成制度を創設すること。

小児慢性特定疾病患者の20歳以降の支援

厚生労働省

提案事項

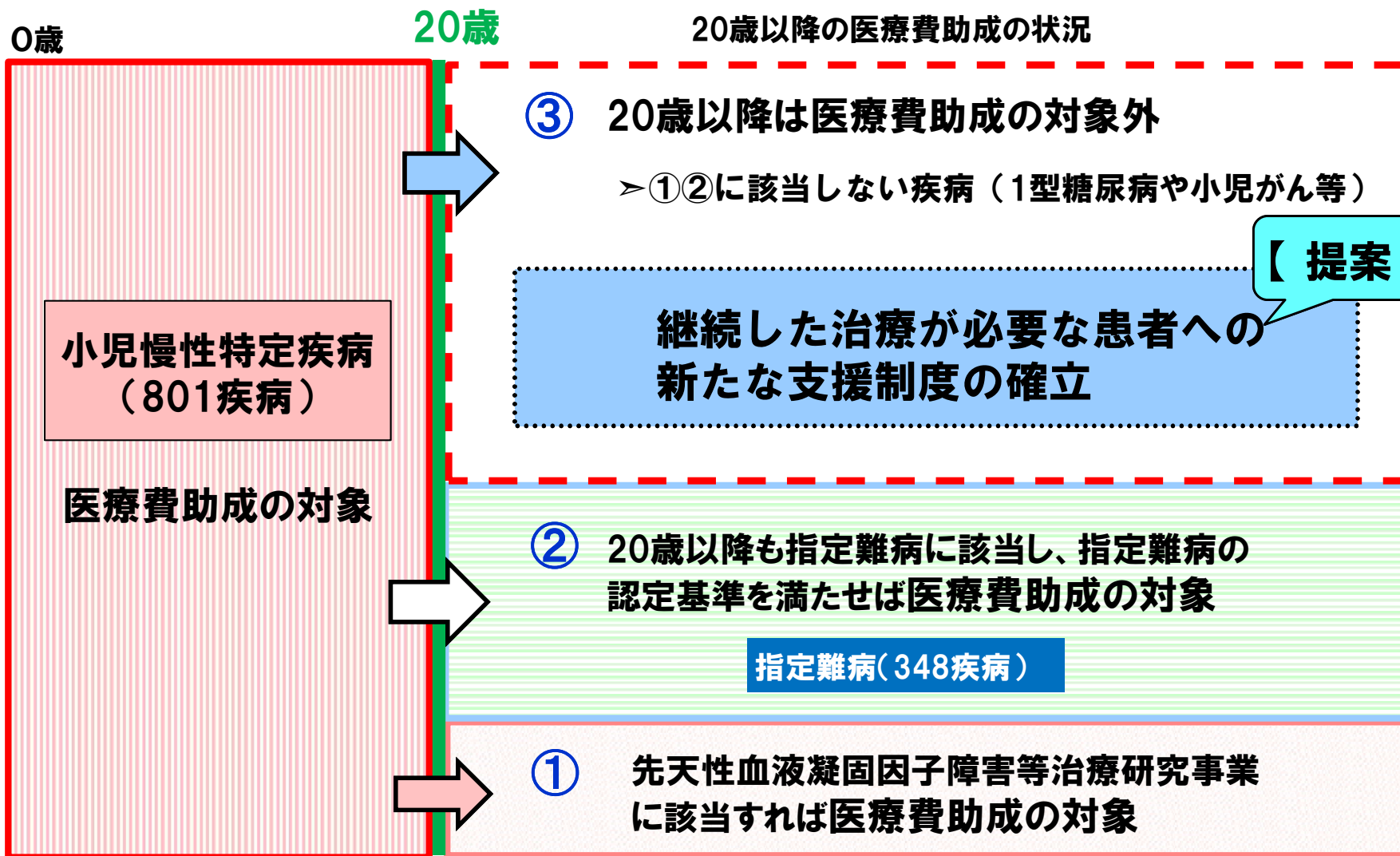
指定難病に該当しない1型糖尿病などの小児慢性特定疾病患者の経済的負担を軽減するため、20歳以降も引き続き医療費助成の対象とすることで、切れ目のない新たな支援制度を講じること。

現状と課題

- 小児慢性特定疾病の患者は、20歳以降も引き続き治療等を必要とするが、その半数以上が指定難病等の他制度に移行できないため、医療費の負担が急激に増える。
- 佐賀県内では、指定難病等の他制度に移行できない1型糖尿病患者の経済的支援へのニーズが高く、所得水準の低い若年世代の患者に対して、令和6年度からNPO法人が医療費助成を行う独自の取組を開始。

小児慢性特定疾病患者が、20歳以降も必要な医療を切れ目なく受けられ、
地域で安心して暮らしていける

小児慢性特定疾病患者の20歳以降の支援



(佐賀県) 小児慢性特定疾病医療受給者でR7年度に20歳になる患者
: ① 0人 ② 25人 ③ 37人

こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

こども家庭庁

提案事項

- (1) 児童扶養手当の多子加算額の増額及び逓減措置の撤廃を行うこと
- (2) 児童扶養手当の新規認定請求に係る申請基準について離婚調停の開始日を基準とすること。

現状と課題

- こどもの貧困は、ひとり親家庭における親の収入が大きく影響する。
- 現行の多子加算額では一般的な食費も賄えず、所得に応じた手当の逓減措置はひとり親の就労意欲を抑制しており、ひとり親家庭の生活の安定及び自立の促進を図り、こどもの福祉の増進を図っていく上で課題。
- 離婚調停の成立には数か月から長期間に及ぶ場合は1年以上を要するが、離婚調停が成立するまで児童扶養手当の申請ができず、負担が重い。

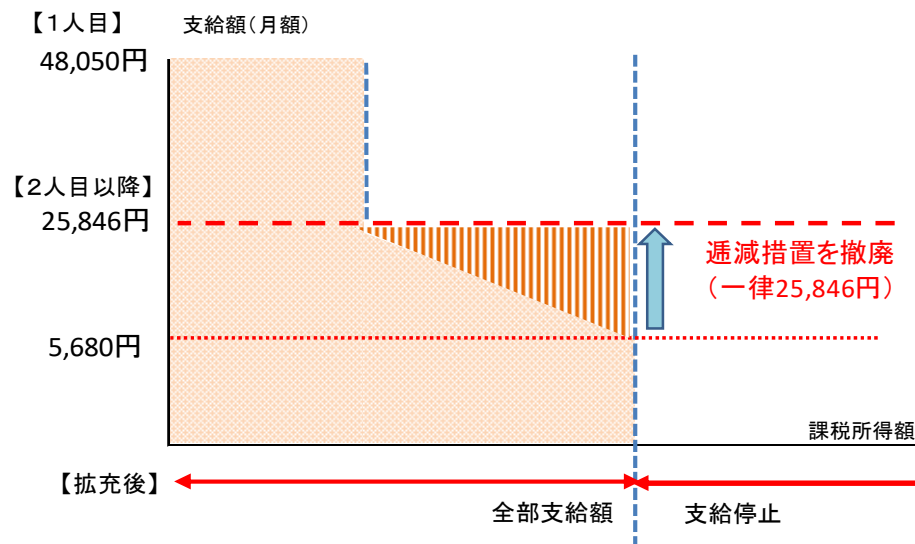
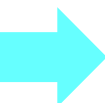
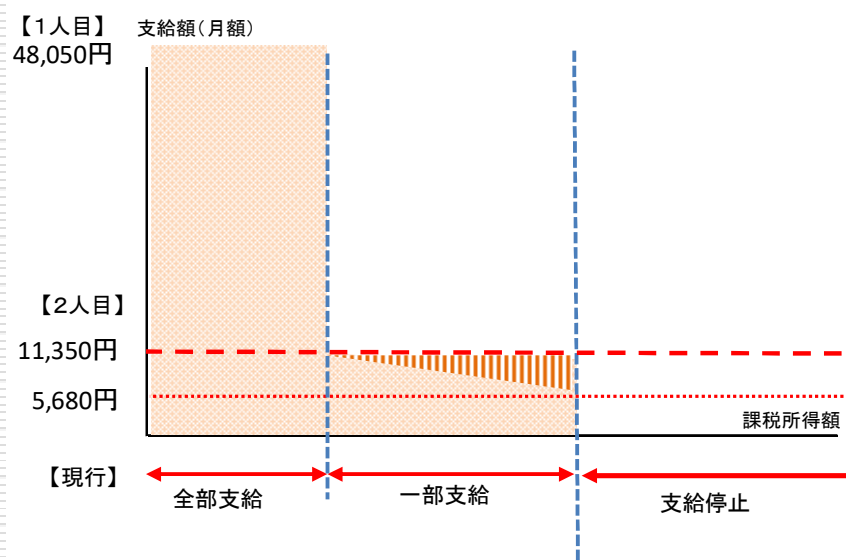
こどもの貧困対策で最も重要な「貧困の連鎖を断ち切る」社会の実現

こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

(1) 児童扶養手当の多子加算額に係る支給額の増額及び逓減措置の撤廃

(現行) 多子加算額に係る支給額

多子加算額に係る支給額の増額及び逓減措置を撤廃

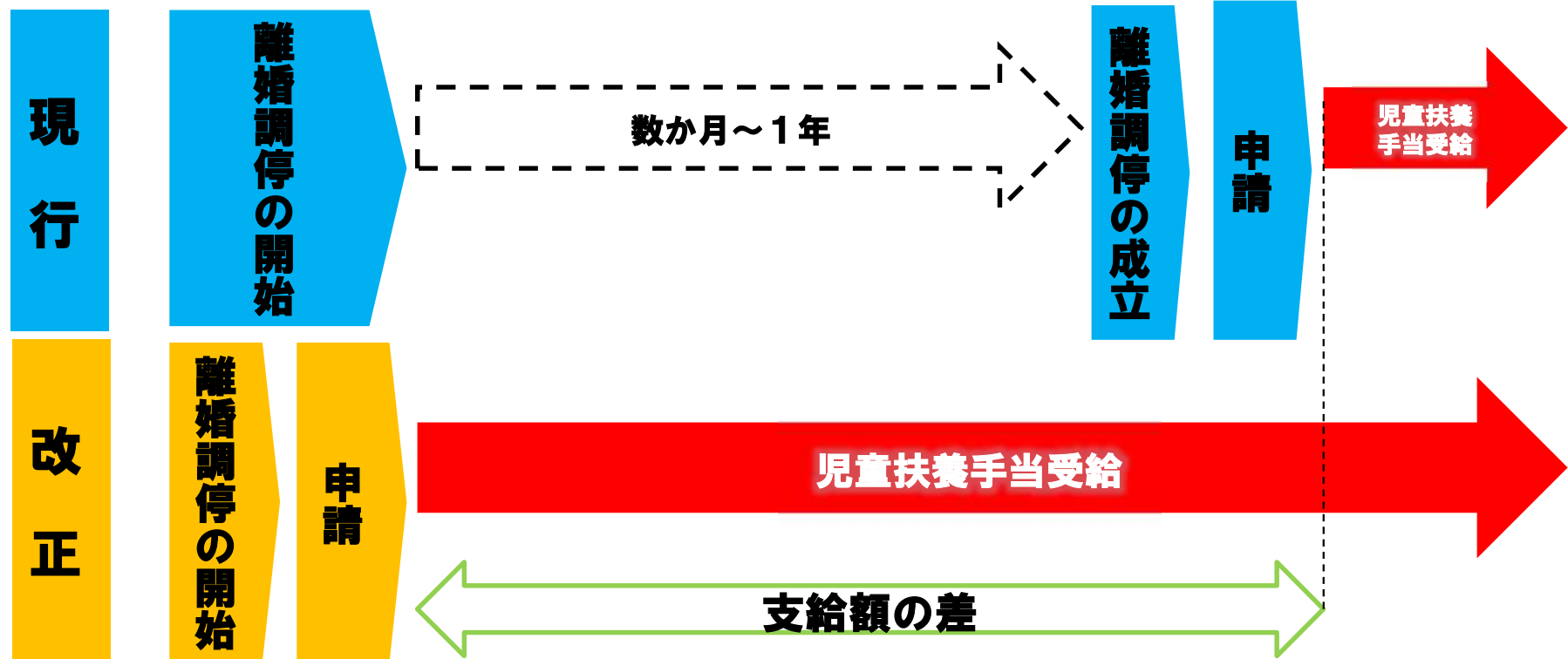


<提案内容>

- ・我が国の平均的な食費（4人世帯103,384円／月：一人平均25,846円）が賄える水準となるよう、多子加算額を25,846円に増額。
- ・基本的な食生活を保障しながら、ひとり親が所得水準の向上意欲を高めつつ、学びや体験格差の是正が図られるよう、多子加算額の逓減措置は撤廃。

こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

(2) 児童扶養手当の新規認定請求に係る申請基準の見直し



改正後の児童扶養手当の支給額(子1人扶養で全部支給の場合)
支給額の差: $48,050\text{円} \times 12\text{か月} = 57\text{万}7\text{千円}$ (※離婚調停の成立に1年要した場合)

経済的に不安定なひとり親家庭の負担軽減につながる

児童家庭支援センター運営費の措置費化及び支弁額の充実

こども家庭庁

提案事項

児童家庭支援センターの運営費を措置費化するとともに、支弁額を充実させること。

現状と課題

- 児童家庭支援センターは、相談しやすい民間の相談先として児童相談所を補完し、児童虐待の未然防止など重要な役割を担っている児童福祉施設である。
- 児童相談所の業務負荷が増大する中で、児童の養育環境を向上させるため、令和4年、児童福祉法が改正され、里親支援業務の一部を民間と協働し実施できることとなった。これを受け、里親支援センターが児童福祉施設として位置付けられ、その運営費は義務的経費である「措置費」で支弁されている。一方、里親支援センターと同様に、児童相談所を補完する役割を担っている児童家庭支援センターの運営費は「措置費」ではなく、「補助金」で交付されている。
- また、児童家庭支援センターへの補助基準額（定数3名で12,546千円＋相談件数に応じた加算）は同施設を運営していくための額としては必ずしも十分とは言えず、増加率も措置費に及んでいない。
※R7年度の増加率（R2年度比）
児童家庭支援センター〔補助金〕（+6.6%）＜児童養護施設〔措置費〕（+19.5%）
- 措置費化により財政基盤が安定することで、児童家庭支援センターの持続的運営が可能になる。
- 支弁額の増により、より経験豊富でスキルの高い人材を児童家庭支援センターに配置することができるなど、より充実した相談支援活動が可能となる。



産業労働部

SAGA Prefectural Government

脱炭素電力供給地域への戦略的産業集積の充実強化

経済産業省

提案事項

- (1) 脱炭素電源地域貢献型投資促進事業については、事業者の公募を複数年度継続させ、投資判断に不可欠な予見性を確保し、事業の効果を高めること。
- (2) 原発立地地域など脱炭素電力供給地域への産業集積、雇用創出、人材定着、寄付増など、当該地域へ直接的な利益が波及する施策を更に充実強化すること。

現状と課題

- 原発立地地域は、安全性を確保するための防災対策など様々な負担を受け入れ、長年にわたり電力の安定供給と脱炭素化に貢献しているが、当該地域に対して直接的に産業集積を進める施策は十分には行われておらず、持続可能な産業構造が構築されていない。
- このような中、国が「GX戦略地域制度」を創設し、脱炭素電源の立地地域における産業集積を明確に後押しする方針を打ち出したことは高く評価。
- しかし、この「GX戦略地域制度」の脱炭素電源地域貢献型投資促進事業の公募は令和8年度のみ。単年度のみでの公募では、案件組成に相応の時間を要する優良な案件等が応募できない可能性があり、事業効果が限定される恐れがある。

脱炭素電源が豊富な地域への投資を強力に促進
地域に偏在する脱炭素電源を核にした戦略的な産業集積

「物流の2024年問題」解消に向けた取組の促進

消費者庁・経済産業省・国土交通省

提案事項

- (1) 適正かつ速やかな価格転嫁が進むよう取組を強化すること。
- (2) トラック運送業のコスト増に対する新たな支援制度を創設すること。
- (3) 「送料無料」表示の廃止・見直しに取り組むこと。

現状と課題

- 燃料費や物価の高騰、賃金の引上げなど事業者の負担は増加しているが、運送業の価格転嫁率は低水準。完全な価格転嫁にはまだ期間が必要な状況。
- さらに、2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制等が適用となり、輸送能力が低下する「物流の2024年問題」の影響が表面化。
- 東京へ従前と同じ時間で輸送を行うには全区間での高速道路の利用が必要な状況。
- また、宅配事業者においては、再配達率の高止まりにより負担が増加し、踏み込んだ「送料無料」表示の見直しが求められている状況。

大消費地から遠方にある地方の運送事業者の負担軽減

価格転嫁推進の取組強化

国における価格転嫁推進の主な取組

パートナーシップ構築宣言 (経済産業省)

- 受注側への適切な価格転嫁実行を宣言
- ・補助金における加点措置あり

価格交渉促進月間 (経済産業省)

- 3月・9月を「価格交渉促進月間」に設定
- ・価格交渉の円滑化・活発化
- フォローアップ調査
- ・対応が悪い企業名を公表、「下請けGメン」によるヒアリング

公正取引委員会

- 取適法違反への厳正対処
- ・価格転嫁が適切に行われているかなどを把握する特別調査
- ・法律違反の企業名を公表

現状（トラック運送業における価格転嫁の状況）

- 価格交渉促進月間、フォローアップ調査結果（2025年9月）
 - ・全業種平均の転嫁率は**53.5%**（1,000円コストアップに対し535円転嫁）
 - ・トラック運送は業種別**低位の36.5%**（1,000円コストアップに対し365円転嫁）

適正かつ速やかな価格転嫁が進むよう取組の強化

＜経済産業省関係＞

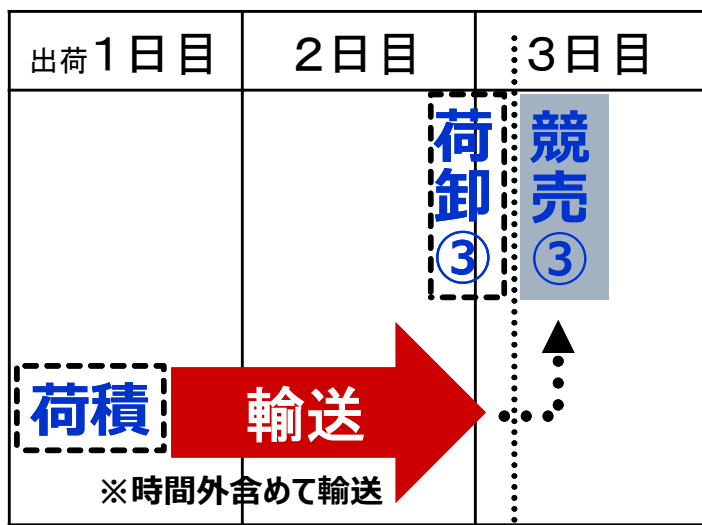
→「パートナーシップ構築宣言」企業の**補助率引き上げ**

→価格交渉フォローアップ調査の**企業リスト公表について公表対象の拡大（10社以上→5社以上）**

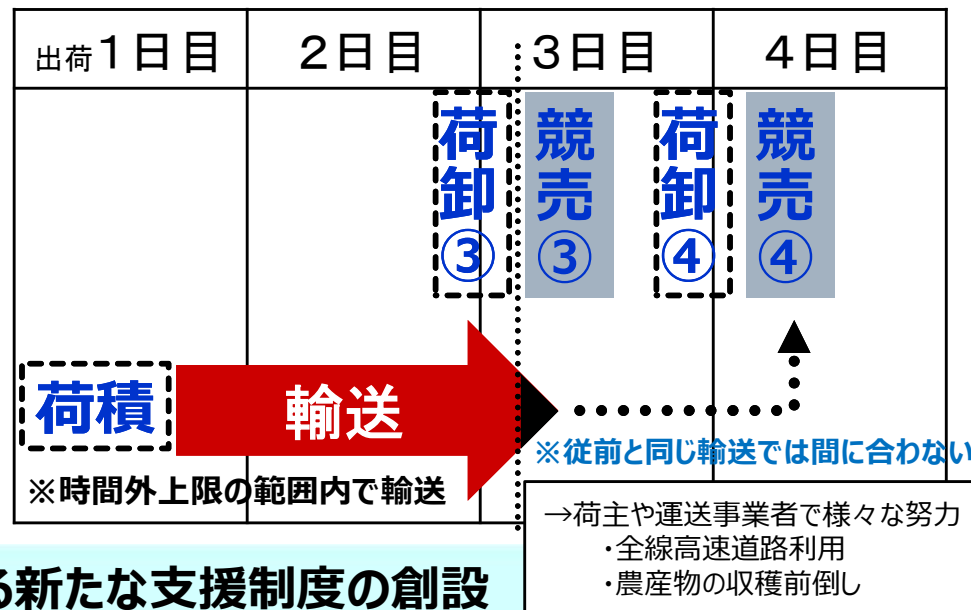
トラック運送業のコスト増に対する支援

- ・首都圏への農産物の輸送はこれまで出荷から3日目の競売に間に合っていた
- ・従前と同じ時間で輸送を行うには全区間での高速道路の利用が必要（コスト増）

＜従前＞ ～2024.3月



＜現在＞ 2024.4月～



トラック運送業のコスト増に対する新たな支援制度の創設

＜経済産業省関係＞

→補助率引上げ

中小企業省力化投資補助金などの補助金において、大消費地から遠方にある地方の運送事業者の補助率引上げ

＜国土交通省関係＞

→高速道路料金割引制度の拡充

大消費地から遠方にある地方の運送事業者を対象とした高速道路料金割引制度の拡充

「送料無料」表示の廃止・見直し

【「送料無料」表示の問題点】

- ・物流業界から、消費者に「配送にはコストがかからない」と誤解を与えるとの意見
- ・「送料無料」表示は安易な再配達につながっている

⇒再配達を削減していくためには、消費者のコストがかかるという意識改革が必要

【国における見直しの動き】

- R5.6 「物流革新政策パッケージ」に「『送料無料』表示の見直しに取り組む」と明記
- R5.12 国（消費者庁）の考え方公表

- ・表示自体の規制は見送り
- ・国は表示見直しを促すとともに、事業者の自主的な取組状況を注視していくとされた



<消費者庁関係>

「送料無料」表示見直しについて踏み込んだ対応が必要

F補助金の雇用者算定対象年齢の見直し

経済産業省・資源エネルギー庁

提案事項

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（通称:F補助金）の交付額算定に用いる雇用者の対象年齢制限を撤廃すること

現状と課題

- 平成12年のF補助金創設時、本制度の主目的である雇用機会創出に係る算定基礎として雇用保険加入者数（65歳未満の雇用者数）が採用された
- 平成29年の雇用保険法改正により雇用保険加入対象年齢の上限が撤廃され、65歳以上の雇用者も高年齢被保険者として雇用保険に加入可能となった
- 一方、F補助金の雇用創出効果算定においては現在も65歳未満の一般雇用保険者が対象となっており、65歳以上の雇用者は雇用創出効果として認められていない
- 社会情勢及び地域における雇用状況を鑑みると、現行の雇用創出効果算定の考え方と実際の雇用実態の間に乖離が生じている

シニア世代が生き生きと活躍するための環境をつくっていくことにより、
産業や地域の好循環につながっていく

農水産物等の輸出促進

農林水産省

提案事項

輸出先国・地域に対して輸入許可品目の拡大及び輸入規制の緩和等を働きかけること。

現状と課題

- 人口減少や高齢化の進行により国内消費の減少が見込まれる中、富裕層の増加やインバウンドの増加なども相まって海外では日本の農水産物等へのニーズは高い。
- 他方、特に中国では輸入許可品目が厳しく制限されており、また牛肉は日中動物衛生検疫協定の発効後の進展が見られず、本県の主要な輸出農産物であるカンキツ、いちご、牛肉などが輸出できない状況。
- また、米国向け牛肉輸出の低関税枠が年々早期に全量消化しており、高関税での輸出を余儀なくされている状況。



輸出先国・地域の輸入許可品目の拡大や輸入規制の緩和

工業用水道施設の強靱化に対する財政支援の拡充

提案事項

経済産業省

工業用水道施設の更新需要や災害への強靱化に確実に対応し、持続可能な経営を実現するため、「工業用水道事業費補助金」の十分かつ安定的な予算を確保すること、また、複数年度事業の採択を可能とすること。

現状と課題

- 佐賀県東部工業用水道は、昭和42年の事業開始から59年が経過し、更新工事を行わない場合、健全資産は令和44年度には約3%（管路0%）となる見込みであり、耐震診断の結果、ほとんどの施設で耐震性が低い状況である。（アセットマネジメント計画（令和5年度））
- 上記を踏まえ、令和6年度に策定した「施設更新等計画」（令和7年度～令和47年度で要する事業費の試算額：340億円）において、財源に「工業用水道事業費補助金」の活用を見込んでいる。
- 令和8年度と同補助金の交付申請については、内示額が要望額を下回ったことから、工事計画を変更し、翌年度以降に一部工事を先送りせざるを得ない状況となった。
- 大規模な施設の更新では複数年に渡る施工工程が必要となるが、同補助金の採択については、年度ごとに採択を待つ必要があり、工期の分断による非効率化が避けられない状況である。

工業用水供給の持続性を確保し、工業用水の安定的な供給を実現



農林水産部

SAGA Prefectural Government

農業の持続的発展に向けた支援の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど万全の措置を講じること。
- (2) 生産資材価格や人件費が高止まりする中で、4月に全面施行された食料システム法が流通事業者や小売業者に遵守され、生産費を考慮した農畜産物の価格形成が行われるよう、商取引を監視するとともに、消費者の農業・農村等への理解醸成を図り、国産農畜産物の消費が拡大するよう十分な支援を行うこと。
- (3) 「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、省力・低コストで環境保全型農業を可能とする革新的技術を開発するとともに、環境負荷を軽減して生産した農産物の消費拡大に向けた支援を行うこと。
- (4) 環境保全型直接支払交付金については、地域が着実に環境保全活動に取り組むことができるよう、十分な予算を確保すること。また、生産資材価格の高騰に応じた単価の見直しを行うこと。
- (5) 被災後の農家の営農再開に向けた費用負担を軽減するため、農業機械の共済制度について国による掛金への支援を行うこと。

農業の持続的発展に向けた支援の強化

農林水産省

現状と課題

- CPTPP等の国際経済連携の進展により、低関税率での農畜産物の輸入が進むことが懸念されることから、更なる農業の体質強化や経営安定、輸出拡大に早急に取り組むことが必要。
- 4月に全面施行された食料システム法により対象品目のうち、米に関してはコスト指標が公表されるとともに、流通業者や小売業者は取引条件の協議の申し出に誠実に対応するなどの努力義務が課され、国による商取引の監視が開始されているが、その他の対象品目に関する目立った動きはなく、消費者の農畜産物価格の値上げに対する視線も依然として厳しい。
- 慣行栽培より手間や費用がかかる環境保全型農業を推進するには、新たな除草技術や病害虫防除技術の開発などにより、技術的なハードルを下げる必要がある。あわせて農業分野での環境負荷低減の取組に対する消費者の理解を深め、環境負荷を低減して生産された農産物への需要喚起や消費拡大に取り組むことが必要。

農業の持続的発展に向けた支援の強化

農林水産省

現状と課題

- 環境保全型農業直接支払交付金の第3期対策の単価については、昨今の生産資材価格高騰に応じた単価見直しが行われておらず、農家の取組意欲が低下している。
- 自然災害が頻発する中で、低平地が多い当県では農業機械の浸水被害が多発しており、罹災した農家が迅速に営農再開できるよう農業機械の共済制度への加入を促進しているが、経営環境が厳しさを増す中で、農業機械の共済掛金が農家の大きな負担となっており、加入推進の障害となっている。

農家が安心して経営を続けられる環境を整備することで、農業が持続的に発展

農業の担い手対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 新たな新規就農者確保・育成施策については、新規就農者を安定的に確保していくために活用しやすい制度にするとともに十分な予算を確保すること。
収入保険制度について、青色申告年数が短い新規就農者の経営リスクの緩和を図るため、補償限度の上限である90%まで選択することができるようにすること。
- (2) 農業現場においては、労働力不足が進んでいることから、労働力不足解消に向けた取組に対する助成などの支援策を拡充すること。
- (3) 新規就農者の就農地の確保や、集落営農の法人化、大規模農家の経営拡大の基盤となる農地の集積・集約化を進めるための農業委員会の活動に必要な予算を確保すること。
- (4) 地域計画が策定され、農地中間管理事業の活用が増加していることから、農地中間管理機構の業務量の増大に見合った予算を確保すること。また、農地中間管理事業における未収金に対する補償制度を創設すること。

農業の担い手対策の強化

農林水産省

現状と課題

- **新規就農者対策は就農希望者の資金面や経営発展に必要な機械・施設の整備等の要望に応えられる支援を継続して行うことが必要。**
また、近年特に、夏季高温の影響等による生育不良、病虫害被害等により、農業経営の収益性は不安定化しており、収入減少時の経営リスクの緩和が求められている。
- **農業現場における労働力不足が、経営の維持・発展を妨げる要因になっている。**
外国人材等の受入れにかかる住居確保などの環境整備や農協等が取り組む労働力確保に向けた仕組みづくりへの支援が必要。
- **地域計画では、農作業の効率化を図るため農地の集積・集約を進めることが必要であり、その実現に向け、担い手等への農地の集積・集約の中心的な役割を担う農地中間管理機構と農業委員会には、活動費の予算確保が必要。**
- **特に、農地中間管理機構は、農地の貸借が機構に一本化されたことから、年々、増加する事務量の増加に対応するための予算の確保が必要。また、一本化による農地の貸借件数の増加に伴い、耕作者からの未収金（滞納）が増加するおそれがあるため、機構の経営に影響を及ぼさないよう、未収金に対する補償制度を創設すること。**

将来の佐賀農業を牽引する担い手の確保・育成の安定・強化

園芸振興対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 園芸振興のための施設整備に活用できる「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」は十分な予算を確保すること。また、産地の関係者が戦略的に新規就農者確保に取り組めるよう、技術研修から就農までの一連の人材確保支援体制を構築して行うリース方式の施設の整備は優先採択されるよう採択基準を見直すこと。
- (2) 地域農業構造の転換に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を図る「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の十分な予算を確保すること。
- (3) 競争力のある果樹産地の構築に向けた構造改革を促進するため、「果樹経営支援対策事業」及び「果樹未収益期間支援事業」について、各年度に必要な予算を確保すること。また、同一品種への改植については、幅広い生産者が取り組めるよう、要件を緩和すること。

園芸振興対策の強化

農林水産省

提案事項

- (4) 需要の変化に対応した生産性の高い茶生産を促進するため、「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」については、十分な予算を確保すること。また、改植事業については、中山間地域の生産条件に配慮した制度とすること。
- (5) 農薬の新規登録及び適用拡大については、関係省庁と連携し、新規登録や適用拡大までの期間の短縮を図ること。また、果樹や露地野菜、茶などにおいてドローンで使用可能な農薬及び展着剤の拡充を図ること。
- (6) 輸出検疫において、栽培地における検疫有害動植物の検査を、植物防疫所の植物防疫官または民間の登録検査機関で実施できる体制を整備すること。
- (7) 高騰している農業用廃プラスチック類の処理費の負担の軽減を図るため、国の主導により、国内での適正処理や再生利用の仕組みを作ること。

園芸振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 園芸施設等の整備に活用できる事業予算の縮小により当初要望での不採択が増加し、就農までの空白期間の発生や工期短縮による施工費の増加で新規就農者の負担が増していることから、年度当初から実施できる十分な予算の確保が必要。また、研修から就農する際の施設整備まで、一連で人材確保を行う産地が、リース方式による園芸施設整備に取り組む場合、優先的に採択されることが必要。
- 持続的な産地構造への転換を図るためには、老朽化している共同利用施設の再編集約・合理化が必要であることから、こうした取組を支援するため、十分な予算の確保が必要。
- 果樹産地の若返りを図るためには、優良品種への改植や園内道の整備などを推進していくことが重要であり、地域からの要望に対応できるよう予算の確保が必要。また、「同一品種への改植」も必要な取組であるが、「輸出の拡大」、「水田活用の取組」等の厳しい要件が課せられており、実質的に事業の活用が困難な状況にあることから、要件の緩和が必要。

園芸振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 茶園の若返りと需要の変化に対応した生産性の高い茶生産を実現するためには、計画的な優良品種への改植などを継続していけるよう、要望に対して十分な予算を確保すること。
また、中山間地域の改植では法面造成や取付道路の設置等により支援対象面積が減る。一方、平坦部と比較して経費は増加してしまうため、中山間地域の生産条件に配慮した補助単価の設定など負担軽減に向けた制度の見直しが必要。
- 農薬残留基準や環境基準等の審査が必要な農薬については、申請から登録まで数年を要している。病害虫対策に苦慮している生産者からは、効果が高い農薬の早期の登録を強く求められており、期間の短縮による早期登録が必要。
大幅な労力削減が図られるドローンの導入を進めるためには、果樹や茶においてはドローン適用登録農薬数が十分でなく、露地野菜等においては展着剤の数が少ないことから、登録数の増加や登録の早期承認が必要。
- 植物防疫所が行う輸出検疫における栽培地検査等は、植物防疫官の不足により、登録審査機関等に委嘱された補助員による検査が必要。しかし、本県は民間の登録検査機関の対象となっておらず、県職員が普及活動や行政事務の合間で対応している状況。輸出を希望する園芸農家が適切な検疫を受けるための体制整備が不可欠。

園芸振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 中国での廃プラスチックの輸入禁止の影響を受けて、国内における処理費用の農家負担が輸入禁止前と比べて約3倍に増加したことから、将来にわたって、国内で継続的に適正処理が可能となる仕組みづくりが必要。

競争力の高い園芸農家の育成及び次世代の確保による園芸産地の拡大・発展

水田農業振興対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 令和9年度予定の水田政策の見直しに当たっては、以下の点を考慮すること。
 - ① 将来にわたって安定運営できる水田政策とし、その全体像を早期に示すとともに、国が主導して農家段階まで随時情報提供を行うこと。
 - ② 田畑をフル活用するうえで重要な品目である麦や大豆、高収益作物に対する支援が後退することがないようにすること。
 - ③ 支援対象が畑まで拡大されること等に伴い、協議会等における事務作業の増加が見込まれることから、推進に必要な十分な予算を確保すること。
- (2) 米余りの状況となりつつあることから、今後、食料システム法に基づくコストに見合う価格形成が図られるよう、必要な対策を講じること。
- (3) 水田農業の生産性や競争力を向上させるため、「強い農業づくり総合支援交付金」や「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」等の十分な予算を確保すること。
- (4) 農業で使用される軽油引取税の免税措置については、恒久的な制度とすること。

水田農業振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 当県では、需要に応じた米生産に加え、「水田活用の直接支払交付金」を有効に活用し、大豆や露地野菜などの栽培を推進するとともに、冬作で麦やタマネギを作付けするなど二毛作を行っており、水田をフル活用することで耕地利用率は全国1位となっている。
- 令和9年度に予定されている水田政策の見直しに当たっては、水田に加え、畑の活用も一体的に進めるとされている。食料自給率向上を図っていくためには、麦や大豆、高収益作物の生産の維持・拡大に対する支援水準を維持し、水田の活用を後退させることがないようにする必要がある。
- 新たな水田政策については、国が主体となった農業者段階までの内容の周知とともに、政策の見直しに対応するための事務費が必要。
- 米の需給が大きく緩み、米価が下落すれば、農家経営が不安定となる恐れがあることから、需要に応じた生産が必要。
- 本県は耐用年数を超えた共乾施設が全体の約8割となっており、老朽化や機能向上が必要となっている。戦略作物である麦・大豆の作付振興のためにも、これら施設の再編・整備への支援が必要。
- 将来にわたって農業経営の安定を図っていくためには、令和8年度まで延長されている軽油の引取税の免税措置を恒久的な制度とすることが必要。

水田の耕地利用率日本一を維持し、生産性の高い佐賀の水田農業を展開

農水産業における燃料・飼料・肥料の価格高騰対策の充実強化

農林水産省・水産庁

提案事項

- (1) イラン情勢緊迫化が長期化する場合においても、農水産業を営む者が、安心して事業継続できるよう、農業や畜産、漁船操業に必要な各種資材を安定的に確保し供給するため、資源調達の多様化やその備蓄に努めること。
- (2) 燃料油に対する「緊急的激変緩和措置」について、現状の水準で継続すること。また、燃油価格高騰対策事業の緊急措置として、農業者の備えを強化するため、事業年度途中での最上位の積立コースへの変更を可能とし、生産者積立金が枯渇した場合には、国の積立金単独で補てん金交付を行うこと。
- (3) 配合飼料価格安定制度について、発動基準価格を燃料価格高騰対策と同様の算定方法とすること（現行：直前1年間の平均 提案：直前7年中5年の平均）。
- (4) 肥料価格の高騰を想定したセーフティネットを構築すること。

農水産業における燃料・飼料・肥料の価格高騰対策の充実強化

現状と課題

農林水産省・水産庁

- 飼料や燃料、肥料等の生産資材は、国際情勢の変化や為替の影響などにより価格が高止まりしており、特に燃料はイラン情勢の緊迫化により価格や調達が非常に不安定となっている。このため、調達の多様化や備蓄の強化を図る必要。
- 燃料油に対する「緊急的激変緩和措置」を継続し、農水産業への影響を最小限にする必要がある。また、燃油価格高騰対策について、燃料油価格が不安定な局面においては、セーフティネット事業における補てん金額の増加による国と生産者とで積み立てる補てん金交付財源の枯渇への対応が必要。
- 配合飼料価格の高止まりにより配合飼料価格安定制度が発動しにくくなっており、畜産経営は厳しい状況が続いていることから、価格高騰の影響を緩和できるような制度設計が必要。
- 肥料価格高騰対策については、現在、飼料や燃料のように、価格高騰分へ補てんする仕組みがないことから、農業経営に及ぼす影響を緩和するため、新たな仕組みを構築することが必要。

農家や漁家が安心して経営を維持・拡大することが可能に

農水産業における燃料・飼料・肥料の価格高騰対策の充実強化

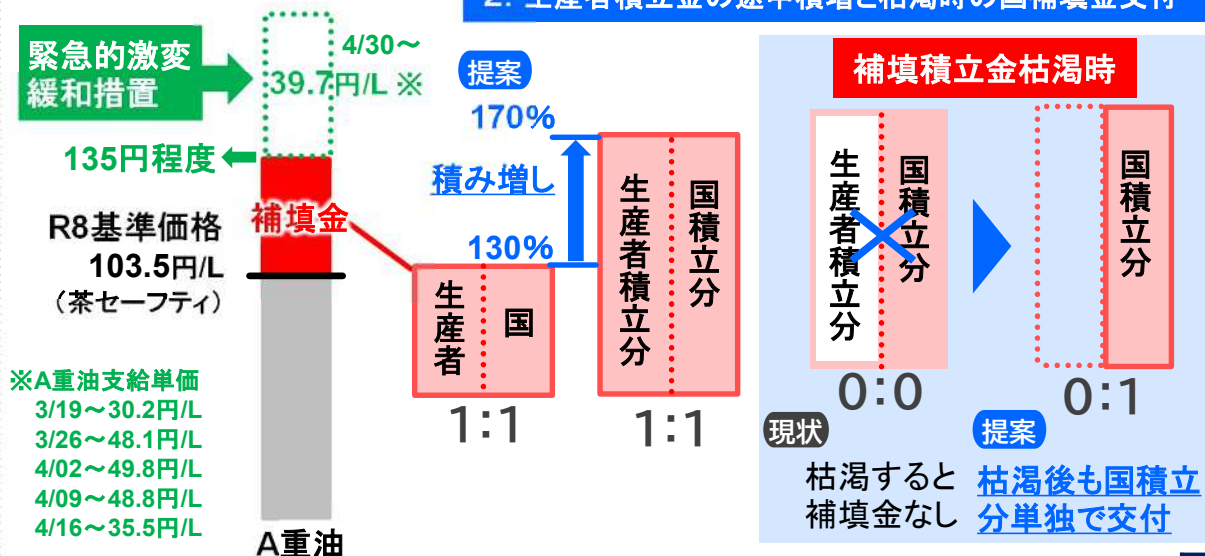
提案（２）：燃料価格高騰対策

【セーフティネット構築事業】
発動基準価格を超えた場合に、生産者と国が積み立てた資金から補填金を交付

提案

措置の継続

緊急的激変
緩和措置



【現状】

- 農家は、前年の燃油使用実績等を踏まえた計画数量と積立コースを選定して積立金を設定

- イラン情勢の緊迫化により燃料価格が大幅に高騰

【想定される影響】

- 補填金を交付する原資となる生産者積立金が枯渇する恐れ

R8茶セーフティネット構築事業積立金単価(A重油)

積立コース	115%	130%	150%	170%
積立金単価	15.5円	31.1円	51.8円	72.5円
基準価格+積立単価	119.0円	134.6円	155.3円	176.0円

※発動基準価格103.5円/L

積立額の算出式：積立金単価×燃料購入数量×1/2

【セーフティネット事業補填金積立】
事業開始前に事業参加者が選択した積立コースで燃料の高騰に備える。
国は生産者積立額と同額を積み立てて資金を造成する。生産者積立分が枯渇すると補填金は交付されない。

提案

- 緊急的激変緩和措置の継続
- セーフティネット構築事業における事業途中の積み増しを可能にするとともに、補填積立金が枯渇した際には国分の補填金を単独で交付すること

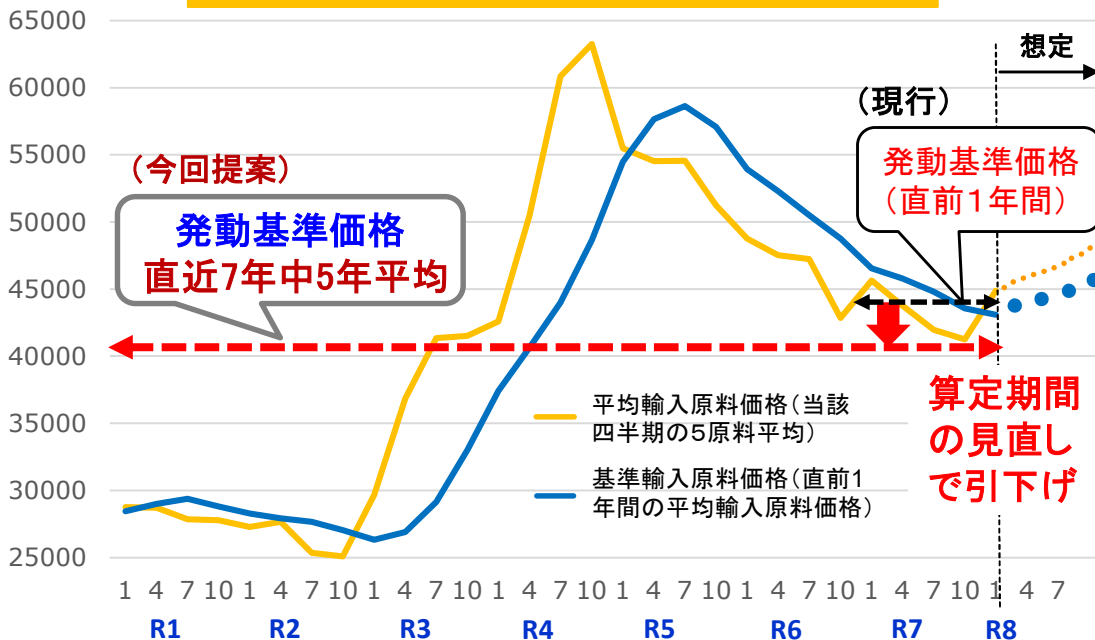
農水産業における燃料・飼料・肥料の価格高騰対策の充実強化

提案（3）：配合飼料価格の推移

＜輸入原料価格＞

(円/トン)

発動基準価格を超えた場合に補填金を交付



【現状】

- ・R3年頃から飼料価格の高騰が長期化
- ・補填額の減少による農家負担の上昇を抑えるため、R5. 4月から制度内に特例を新設
- ・特例はR5第4四半期以降は発動していない
- ・補填が発動しないことにより農家負担が上昇

【想定される影響】

畜産農家の経営の圧迫や離農

【配合飼料価格安定制度】

- ①生産者と飼料メーカーの積立による「通常補填」と
 - ②異常な価格高騰時に補完する「異常補填」
(国と飼料メーカーが積立)
の二段階の仕組みにより補填
- 基準価格算定期間は直前1年間

【R5年度からの特例】

＜発動条件＞

- ①2年連続で補填が発動
- ②異常補填が発動しない
- ③発動期間は連続する3四半期まで

＜算定ルール＞

- ①基準価格算定期間 直前2.5年の平均
- ②補填額の上限を設定(前四半期の3/4)等

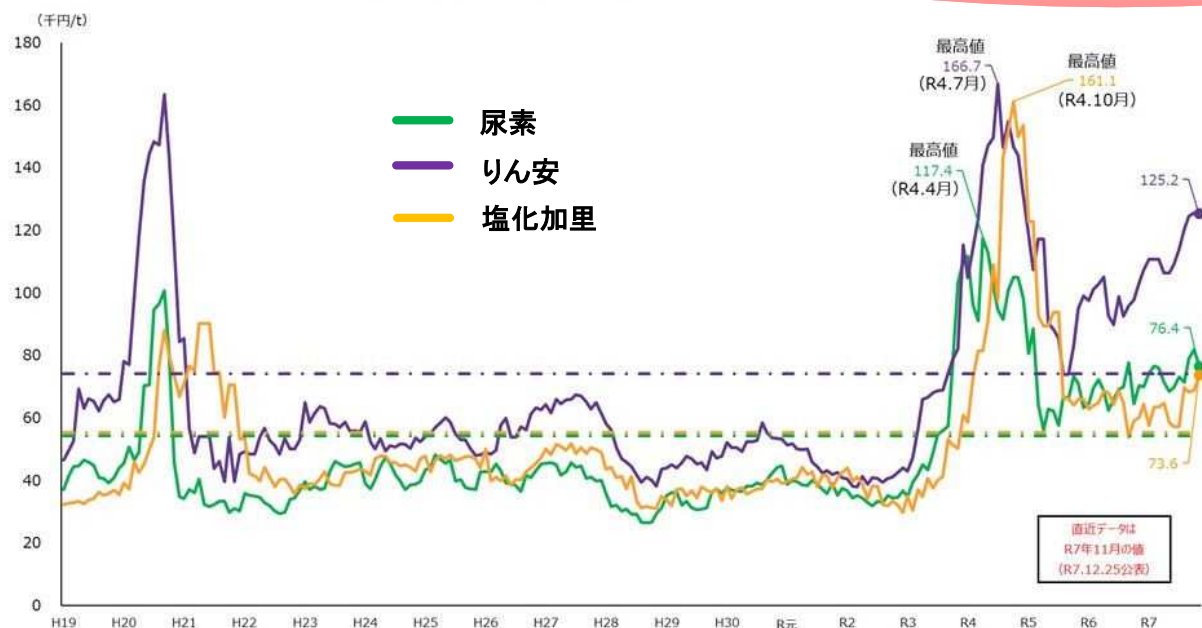
提案

・発動基準価格の算定方法を見直すこと

農水産業における燃料・飼料・肥料の価格高騰対策の充実強化

提案（４）：肥料価格高騰対策

＜肥料原料輸入価格＞



注：財務省貿易統計における各月の輸入量と輸入額をもとに、農林水産省において作成。
月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

※農林水産省調べ

セーフティネットがない

R8春肥(R8.1~6月)肥料価格

分類	R2同期比
硫安	149%
化成肥料 (化成48号)	181%

肥料価格は高止まり

【現状】

・肥料価格の高騰時のセーフティネットがなく、農家に不安の声

【想定される影響】

農家の経営を圧迫
営農継続・規模拡大への意欲低下

提案

急激な価格高騰に対応したセーフティネットを構築すること

特定家畜伝染病対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ発生時に選択的殺処分が可能となるよう、養鶏農家等におけるワクチンの接種等の議論を加速させること。
- (2) 消費・安全交付金については、特定家畜伝染病の発生の多寡にかかわらず、十分な予算を確保するとともに、防疫措置への民間事業者の活用も含め、まん延防止に必要な予算は、国が全額負担すること。
- (3) 空港や港における水際対策を強化すること。

現状と課題

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う全羽殺処分は、養鶏農家や発生県の経済的・精神的負担が極めて大きい。殺処分対象を減らせる防疫体制の検討が必要。
- 消費・安全対策交付金については、特定家畜伝染病の発生が多い年は予算が不足し、本来対象経費であるはずのものが対象外とされる。また、消毒ポイント及び焼埋却等の防疫措置に係る経費、民間事業者の活用に係る経費の一部、移動制限等区域内の農家に対する補填金は県が2分の1を負担する必要がある。
- 近年、アフリカ豚熱や口蹄疫が韓国や台湾等で確認されており、訪日客の増加に伴い、国内での本病の発生リスクが高まっている。また、アフリカ豚熱のウイルスを含む加工品が検疫をすり抜けて国内で発見されるケースも発生している。

安全・安心な国産畜産物の生産拡大とそれを支える担い手の経営の安定・強化

畜産振興対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 肉用牛繁殖基盤を強化するため、繁殖雌牛の増頭に対する支援を強化するとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 食肉処理施設における高度な衛生管理体制の整備を支援する食肉処理高度化緊急特別対策事業について、継続的に実施するとともに、地域の要望に対応できるよう十分な予算を確保すること。

現状と課題

- 「佐賀牛」など県産和牛のもととなる肥育素牛については、依然としてその多くを県外に依存している（令和6年度自給率：27.1%）。加えて、全国的な生産頭数の減少により素牛価格が高騰し、肥育農家の経営を圧迫していることから、繁殖雌牛の増頭に対する支援の強化が必要。
- 佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」豚処理施設は、老朽化が進んでおり計画的な改修に多額の費用が掛かることから、食肉処理高度化緊急特別対策事業による支援の継続と十分な予算確保が必要。

安全・安心な国産畜産物の生産拡大とそれを支える担い手の経営の安定・強化

流域治水ビジョンの実現に向けた総合的な支援制度

農林水産省

提案事項

市町が流域治水を効果的に行えるように、総合的な支援制度を創設すること。

現状と課題

- 当県では、これまでに整備した農地・農業水利施設を活用して、それぞれの地域で流域治水の取組を実施。特に令和元年、3年の豪雨災害をきっかけに、令和3年からは「佐賀県内水対策プロジェクト」を実施。
- 流域治水は、関係機関の連携のもと、市町が描くビジョンに沿って、地域住民が一体となった取組を進めることが重要。
- 近年、農村地域では、想定を超えた豪雨に対応した排水操作など、それぞれの地域で効果的な流域治水が実践できるよう、施設の仕様や運用の見直しが急務。
- このため、地域防災を担う市町が、流域内の様々な施設等を連動させた効果的な対策を実施できるよう、総合的な制度が必要。

流域治水の取組推進により「災害に強い農業・農村づくり」の実現

流域治水ビジョンの実現に向けた総合的な支援制度

気候変動

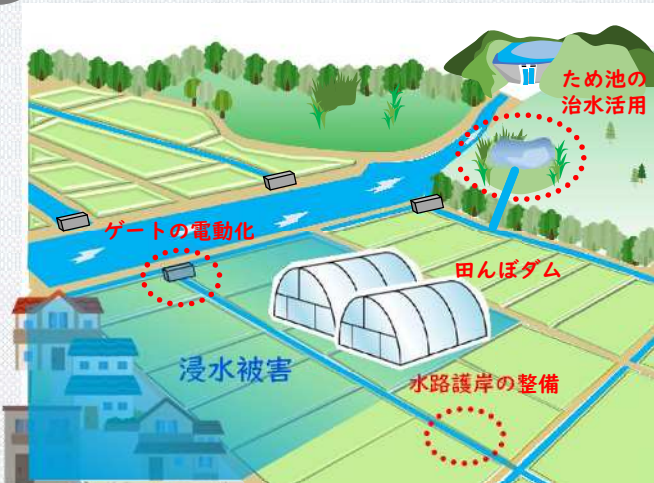
雨の降り方が変化
想定を超える豪雨

県の取組

佐賀県内水対策プロジェクト「プロジェクトIF」

現在

農地・農業水利施設の治水活用



- ・田んぼダム
- ・クリークの前放流
- ・農業用ダム・ため池の治水活用

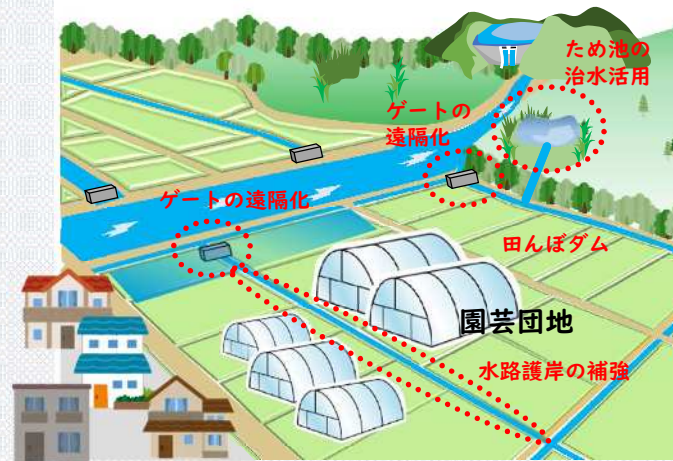
施設ごと（点）の取組では効果が限定的

今後

市町が流域治水ビジョンを策定

- ・ゾーニング
- ・既存施設の治水活用、機能強化 など

市町主体で関係機関・住民の連携促進
施設の連動による流域全体での対策強化



施設ごと（点）ではなく、流域全体（面）で対策
想定を超える豪雨に対し、流域全体で効果を発揮

「災害に強い農業・農村づくり」の実現
流域内の様々な施設等の連動による
効果的な対策を総合的に支援

提案

市町が流域治水を効果的に行えるように、総合的な支援制度を創設すること

流域治水ビジョンの実現に向けた総合的な支援制度

流域治水の取組推進 流域内の様々な施設等の連動による効果的な対策を総合的に支援



提案

市町が流域治水を効果的に行えるように、総合的な支援制度を創設すること

流域治水ビジョンの実現に向けた総合的な支援制度

流域治水の取組推進 流域内の様々な施設等の連動による効果的な対策を総合的に支援

◆ 流域治水型の総合支援事業制度イメージ

メニュー		内容
1 クリーク・ため池 ・農業用ダム	①農業用排水施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位変動に対応した護岸整備 ・ゲートの電動化 ・チェックゲートの新設・改修
	②危機管理システム等整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔操作設備の整備 ・水位計・カメラの設置 ・緊急放流施設の整備 ・導水路の整備
	③浚渫	<ul style="list-style-type: none"> ・浚渫
2 田んぼダム	①支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムへの支援
	②災害復旧支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した場合の復旧費

- 〔事業タイプ〕 総合整備（複数工種）
- 〔事業主体〕 都道府県、市町村、土地改良区、多面活動組織
- 〔開始手続〕 法事業：急施（同意徴集省略）、それ以外（予算補助）
- 〔財 源〕 防災・減災、国土強靱化予算（国交省、農水省）

農業構造転換を実現する地域構想策定への支援

農林水産省

提案事項

- 市町が中心となって描く、農業農村の将来を見据えた地域構想の策定を支援する制度を創設すること。

現状と課題

- 佐賀県では、農業生産基盤整備を早期に実施したことで、米麦大豆といった土地利用型農業を展開。食料自給率は西日本1位で、国の食料安全保障に貢献。
- 人口減少や気候変動など、農業農村を取り巻く情勢が大きく変化する中、それぞれの地域で将来を見据えた農業構造転換が必要。
- 現在、地域の将来像の実現に向けて地域計画や水土里ビジョン等の策定を進めているが、地域の関係者が目指す姿（方向性）を共有して目標を明確化することは、地域の実情や課題に応じた農業の構造転換に効果的。
- このため、当県が「さが型農村リノベーション総合対策」として進めている、市町が中心となって描く、土地利用再編などに向けた地域農業の将来像（地域構想）の策定支援が必要。

・ 農業農村の将来を見据えた対策により、農業構造転換を実現

農業構造転換を実現する地域構想策定への支援

・人口減少・高齢化 ・担い手不足

農業農村を取り巻く社会情勢の変化

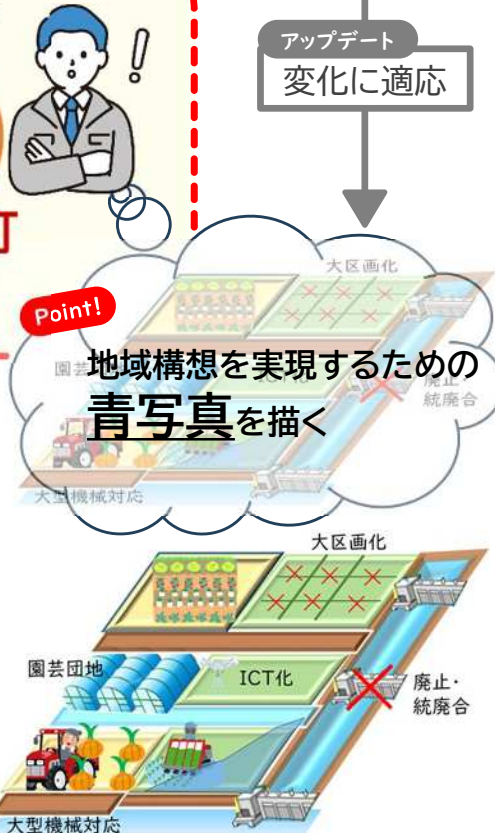
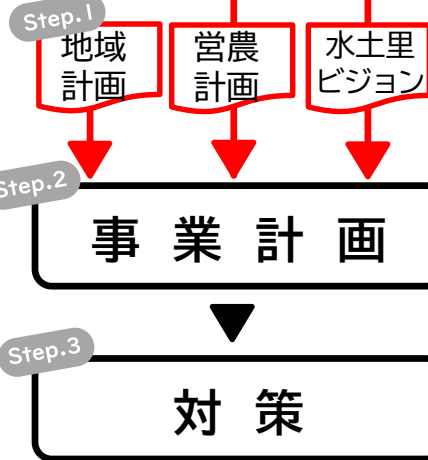
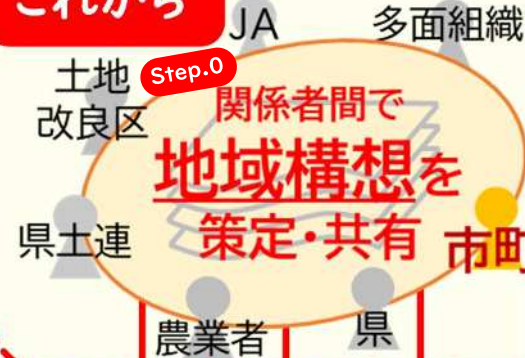
・気候変動

・資材高騰

地域構想がないと…



これから



農業の構造転換を実現

提案

市町が中心となって描く、農業農村の将来を見据えた地域構想の策定を支援する制度を創設すること。

中山間地域農業対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 中山間地域等直接支払制度について、今後とも各集落協定が継続して前向きに制度に取り組めるよう、必要な予算を安定的に確保すること。
推進交付金については、市町等が集落に対して必要な支援を行うための推進体制を確保できるよう、安定的に予算を確保すること。
また、市町の業務負担の軽減を図るとともに、本制度の推進体制を充実・強化させるための支援策が必要。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうちワイヤーメッシュ柵等の整備や緊急捕獲活動への支援については、地域の活動に必要な予算を確保すること。

中山間地域農業対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 中山間地域等直接支払制度は、荒廃農地の発生防止や水路、農道等の維持・保全などにとって効果的な制度である。交付金が不足すれば中山間地域の農業生産活動が継続できなくなる恐れがあることから、必要な予算を安定的に配分することが必要。
- また、推進交付金は令和6年度まで市町の要望額を充足できない年が続いていたが、集落協定の活動が定着、拡大していくためには、市町等が推進体制の確保に必要な予算を、毎年安定的に配分することが必要。
- 加えて、市町の業務負担が増加している状況にあって、市町職員による本制度の積極的な推進活動が難しくなっていることから、本制度の推進体制を充実・強化させるための支援策が必要。
- 有害鳥獣による農作物被害は、中山間地域を中心に農業生産や営農意欲に大きな影響を及ぼしているため、計画的なワイヤーメッシュ柵等の整備や年間を通した高い捕獲圧を保持することが必要。

中山間地域の農地の保全や農業生産の継続、農業所得の向上

中山間地域農業対策の強化

2023.08

【中山間地域等直接支払制度の取組事例】

佐賀県嬉野市 鍋野集落協定 (特徴：非農業者も含む集落全戸で共同活動)

地域の現状

鍋野地区は佐賀県嬉野市の山間部にある集落。

清流を利用した「鍋野和紙」は、一時途絶えましたが、現在は「鍋野手漉和紙保存会」が伝統文化として守っている。

36名の構成員のうち、約3割が非農業者であることが特徴です。

協定の概要 (R6)

1. 取組面積 8.0ha
(田8.0ha、畑なし)
2. 交付金額 152.8万円
個人配分 50.0%
共同取組 50.0%
3. 協定参加者 36人
農業者 25人
非農業者 11人



交付金はこんなことに活用しています！

道路及び水路の管理費、ため池の補修、ワイヤーメッシュの補修及び交換、ヘリ防除、公民館の補修他

取組経緯

ステップ1 取り組み開始のきっかけ、開始時の苦労点

地域の農地・水路・農道をどのように次世代へ引き継いでいくか等、1年目は検討期間とし、1期2年目より当制度に参加する。

ステップ2 創意工夫した点

高齢化 (R6年度で65歳以上69%) により協定農用地が減少、有害鳥獣被害も年々増加し、今後農業者のみでは、農業生産活動が困難となることから、**集落協定の中に非農業者も加え集落全戸で農用地を守る体制作りを行った。**集落協定の役員選出も平成22年以降、「区長」退任後に「協定の代表」になり、「生産組合長」退任後に「協定の役員」になると取り決め、集落の共同意識を定着させた。

ステップ3 取り組みによる変化と今後の課題

集落内で、上図のような取決めで役員交代が円滑に行われる仕組みを作った。若い世帯 (同居世帯含む) が集落には存在することから、。今後は、若い世代への共同意識の定着を図りたい。

【取り組みによる効果】

集落協定の組織を強固にし、祖先の土地を残し、鍋野集落の子供たちの為に、最善の方策を考えることで、集落の一体感を生む。

【協定代表者から一言】

集落ぐるみで農用地を維持管理していくという啓発は、一人一人の農家の自覚を生みました。

集落協定役員選出



鍋野集落協定総会

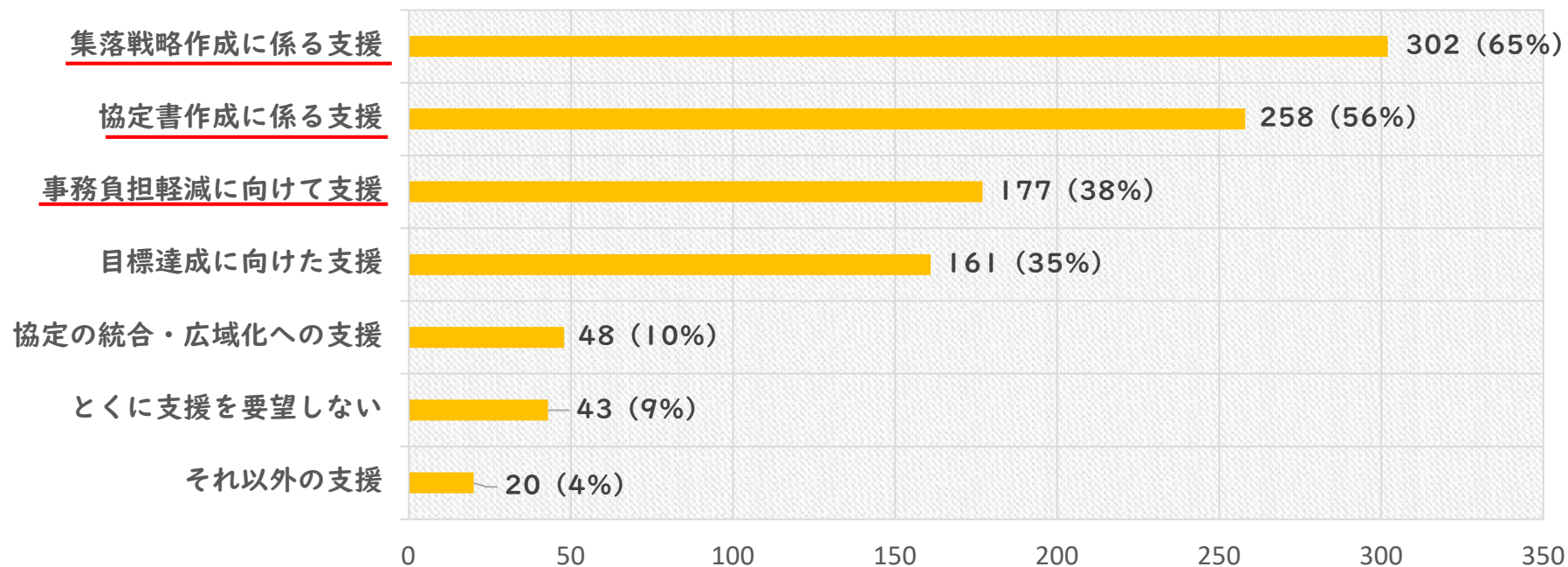


鍋野集落協定農用地

中山間地域農業対策の強化

【集落協定が市町に要望する支援内容】

※第5期対策中間年評価での県内の463協定に対するアンケート調査



【中山間地域等直接支払の推進交付金の要望額と充足率の推移】

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R6	R7
推進交付金の必要額 (充足率)	10,252 (81.3%)	11,544 (34.6%)	17,485 (22.6%)	13,370 (14.9%)	8,113 (190.5%)

- 第5期対策では集落戦略の作成が体制整備単価の交付要件となっていたため、市町による聞き取り等を行いながら、作成支援が行われた。
- 協定書作成や事務負担軽減などの、事務に対する市町の支援を必要としている集落が多い。

地域の水需要に対応した水利用の仕組み直し

農林水産省

提案事項

佐賀・白石平野における水利権の次期更新に向けて、地域の水需要に対応したものに直すこと。

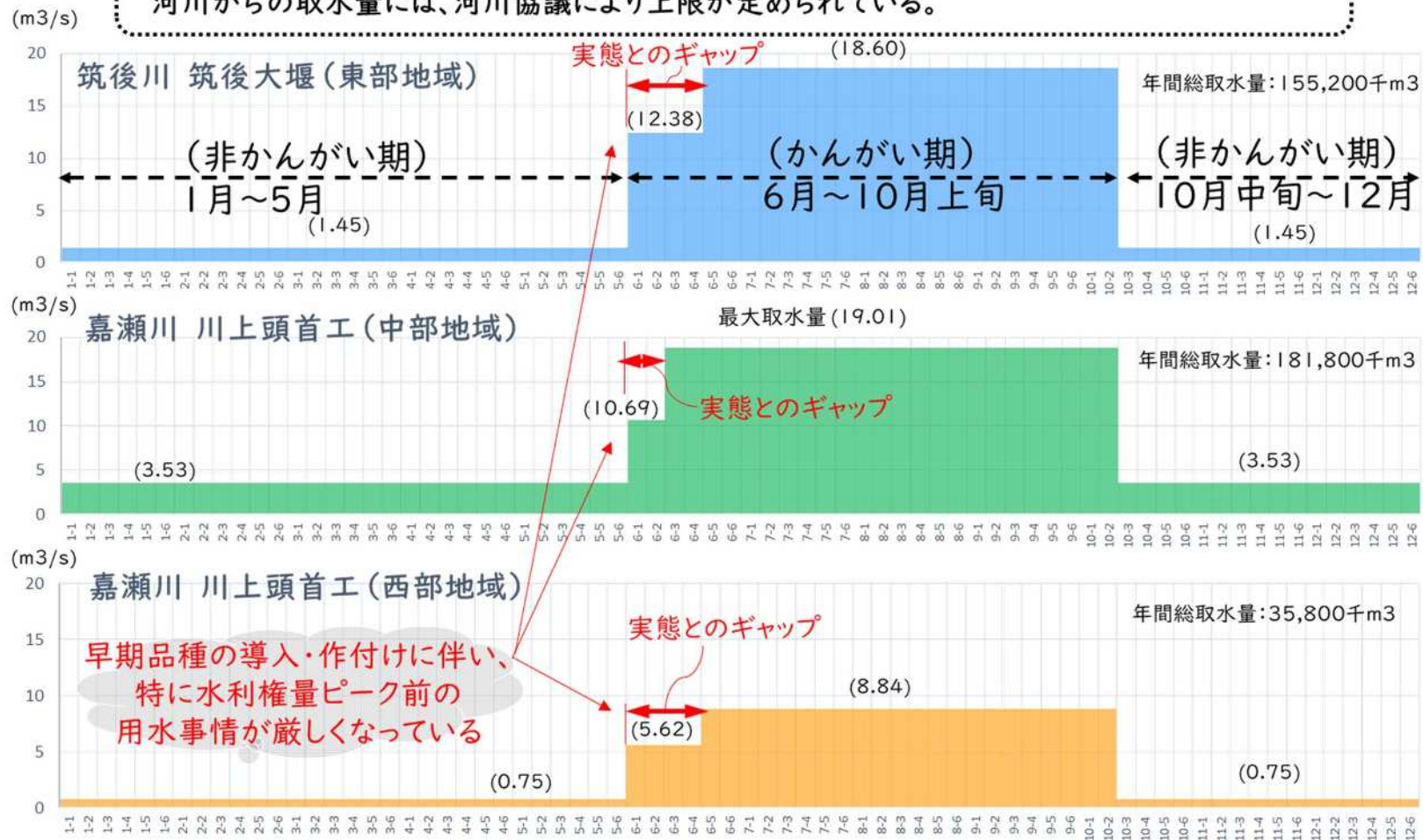
現状と課題

- 早期品種米の作付け増や高温障害対策のため、かんがい期初期の水利権量と地域の用水需要との間にギャップが生じていることから、水利調整に苦慮している。
- 地域の協力のもと取り組むクリークの事前放流の定着・拡大のためには、空振り時に早急にクリーク水位の回復を可能とする仕組みづくりが必要。
- 地域の実情にあった配水を可能とするため、ダムやパイプラインなどの施設の水利機能の検証が必要。
- 水利権、施設、管理体制について、利水と治水の両面から、地域の水需要に応じた機動的な配水を可能とするための仕組み直しが必要。

水利用の仕組み直しにより「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業・農村」の実現

地域の水需要に対応した水利用の仕組み直し

国営土地改良事業により、筑後川及び嘉瀬川から農業用水を取水し、配水しているが、河川からの取水量には、河川協議により上限が定められている。



提案

水利権更新にあたって、地域の水需要に対応したのに見直すこと

国営造成の水管理施設等に係る保全管理制度の恒久化

農林水産省

提案事項

国営造成施設のうち耐用年数の短い水管理施設等を国営事業により適切に保全管理していくために必要な制度を恒久化すること。

現状と課題

- 本県では国営造成のシステムで広範囲にわたる配水管理がなされているが、水管理施設に不具合が生じると、配水ができなくなるおそれがある。
- 国営かんがい排水事業の制度拡充により、水管理施設単独整備の採択期間が令和12年度まで延長されたものの、あくまで時限措置となっている。
- 水管理施設は更新サイクルが早く、更新費も高額で、日常的な維持管理での対応は困難なことから、適時に国による更新整備が必要。
- 将来にわたり水管理施設等を適切に保全管理していくため、管理設備等の単独整備が可能となる制度の恒久化が必要。

安定的な水管理の実現、農業者の安心感

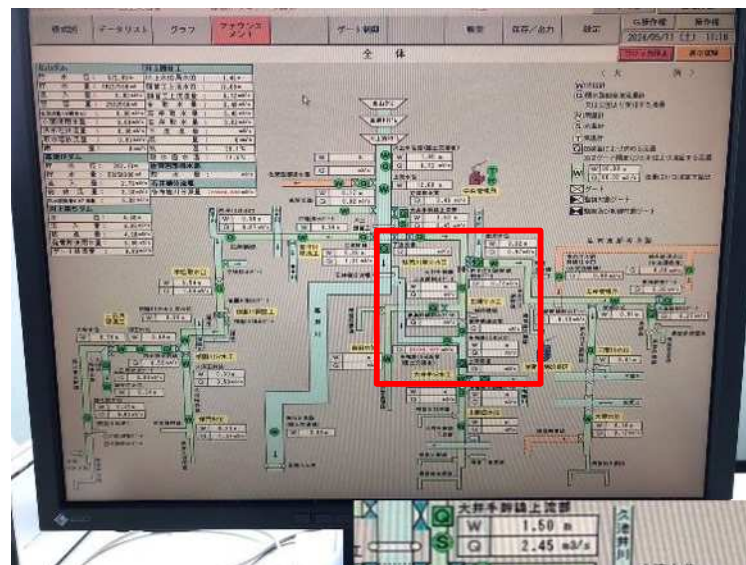
国営造成の水管理施設等に係る保全管理制度の恒久化



水管理施設(親局)



中央管理所



表示不具合



水管理施設(子局)



引込開閉基盤の発錆



提案

耐用年数の短い水管理施設等を国営事業により適切に保全管理していくために必要な制度を恒久化すること。

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

農林水産省

提案事項

地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けて、地域の実態に合った基幹的水利施設の再整備に早急に取り組むこと。

- (1) 上場地区については、国営土地改良施設の再整備に早期に工事着手できるよう、必要な予算を確保すること。
- (2) 佐賀平野については、効果的な流域治水の取組や施設の再整備を進めることにより、地域の安心感が得られるよう必要な対策に向け早期に事業化すること。
- (3) 多良岳地域については、地域農業の将来を見据えた国営造成施設の適正な保全管理に向けて、必要な調査及び対策の検討を行うこと。
- (4) 事業実施地区については、事業効果が早期に発現できるよう、予定工期での完了に向けて必要な予算を確保し、一層の事業促進を図ること。

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

農林水産省

現状と課題

- 国営造成施設は、造成後数十年が経過し、機能低下が進んでいることから、それぞれの地域における農業農村のビジョンの実現に向けて、施設の計画的な更新や管理体制の再構築のため、水土里ビジョンに基づいた的確な整備、保全が必要。
 - ・ 上場地区においては、イチゴやハウスみかんなどの園芸作物の市場評価が高く、農業生産のポテンシャルも高いことから、更なる農業の振興に向け早急に基幹的農業水利施設の更新整備が必要。
 - ・ 佐賀平野においては、これまで築き上げてきた水田農業を大切にしつつ、収益性の高い園芸農業の振興が必要。農業振興と地域防災の両面において効果を発揮できるよう早急に基幹的水利施設の再整備が必要。
 - ・ 多良岳地区においては、露地みかんなどの産地であるが、担い手の減少に伴い耕作放棄地が増えていることから、土地利用の最適化、管理体制の再構築が必要。また、耐震性能を満たさないため池への早急な対策が必要。

基幹施設の再整備により「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業・農村」の実現

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

造成後、数十年が経過していることから、早急な再整備が必要。



地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○国営上場地区

・農業振興ビジョンの実現に向け、早期の工事着手が必要。

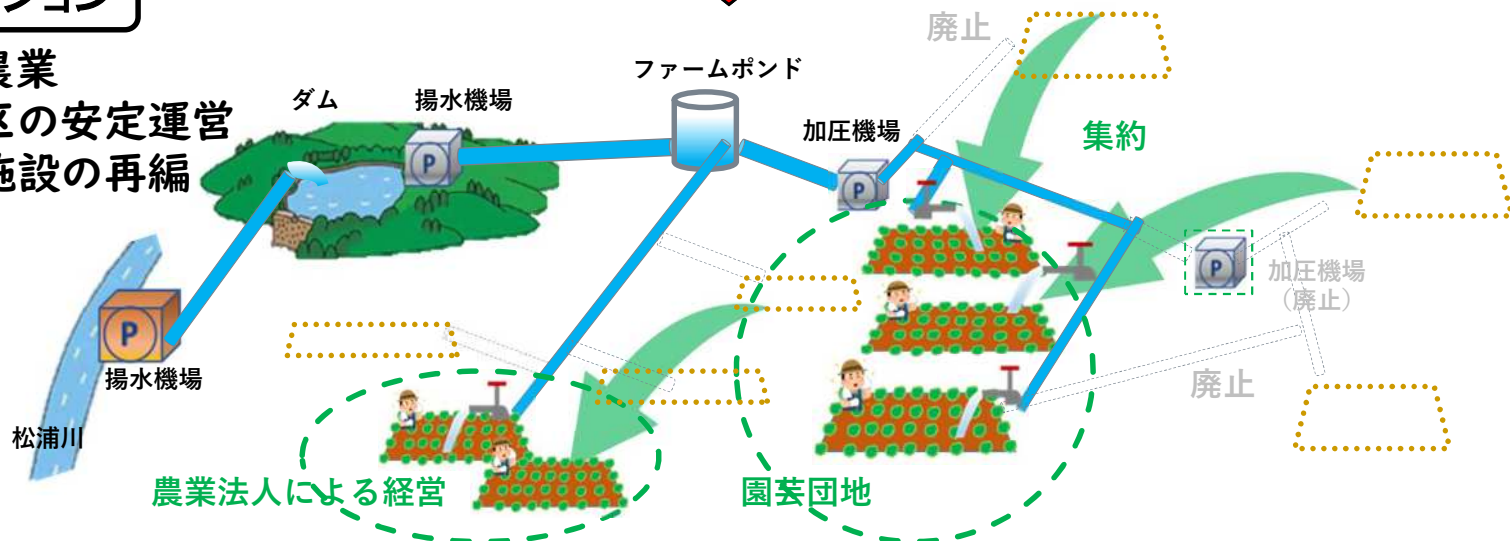
現状

- ・耕作放棄地が散在
- ・漏水や故障が多発



農業振興ビジョン

- ・永続的な農業
- ・土地改良区の安定運営
- ・農業水利施設の再編



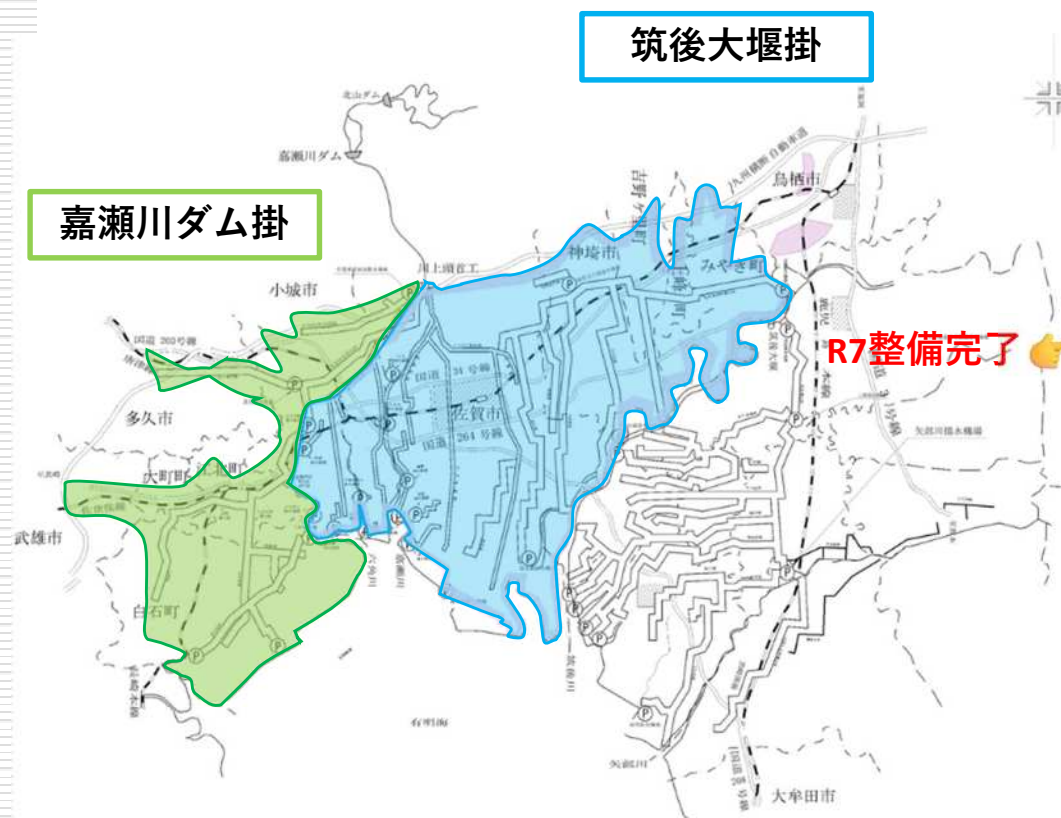
地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

〔筑後大堰掛〕

○筑後川下流佐賀地区

- ・ 早急な調査と、再整備に向けた具体的な検討が必要

筑後川下流土地改良事業で整備された国営造成施設



施設名	前歴事業名	供用開始年度	経過年数 (R7)
幹線水路徳永2号線 (制水門等)	筑後川下流	H19	18
徳永1号線排水樋門	筑後川下流	H24	13
朝日排水樋門	筑後川下流	S63	37
幸搦排水樋門	筑後川下流	S61	39
徳永線排水機場	筑後川下流	H16	21
南里線排水機場	筑後川下流	H12	25
幹線水路徳永1号線 (制水門等)	筑後川下流	H19	18
幹線水路南里線 (制水門等)	筑後川下流	H19	18
城原金立線揚水機場	筑後川下流	H20	17
諸富線排水樋門	筑後川下流	H7	30
三田川線排水樋門	筑後川下流	H4	33
千代田線排水樋門	筑後川下流	H11	26
千代田線排水機場	筑後川下流	H3	34
幹線水路城原金立線 (管水路)	筑後川下流	H20	17
幹線水路三田川線 (制水門等)	筑後川下流	H20	17
幹線水路千代田線 (制水門等)	筑後川下流	H20	17
幹線水路諸富線 (制水門等)	筑後川下流	H19	18
千代田線揚水機場	筑後川下流	H20	17
中央管理所 (水管理システム)	筑後川下流	H19	18

〔嘉瀬川ダム掛〕

施設名	前歴事業名	供用開始年度	経過年数 (R7)
佐賀西部導水路	筑後川下流	H30	7
佐賀西部高域線、揚水機場	筑後川下流	H30	7
多久導水路、揚水機場	筑後川下流	H30	7
有明1号排水機場	筑後川下流白石	H15	22
有明2号排水機場	筑後川下流白石	H15	22
有明3号排水機場	筑後川下流白石	H15	22
白石平野導水路山脚線	筑後川下流白石	H15	22
白石平野導水路白石東線	筑後川下流白石	H15	22
白石平野導水路福富線	筑後川下流白石	H15	22
白石平野導水路福富支線	筑後川下流白石	H15	22
有明水路、有明支線水路	筑後川下流白石	H15	22
白石平野揚水機場	筑後川下流白石平野	H24	13
佐賀西部導水路白石線	筑後川下流白石平野	H24	13
白石導水路	筑後川下流白石平野	H24	13
山脚導水路	筑後川下流白石平野	H24	13

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

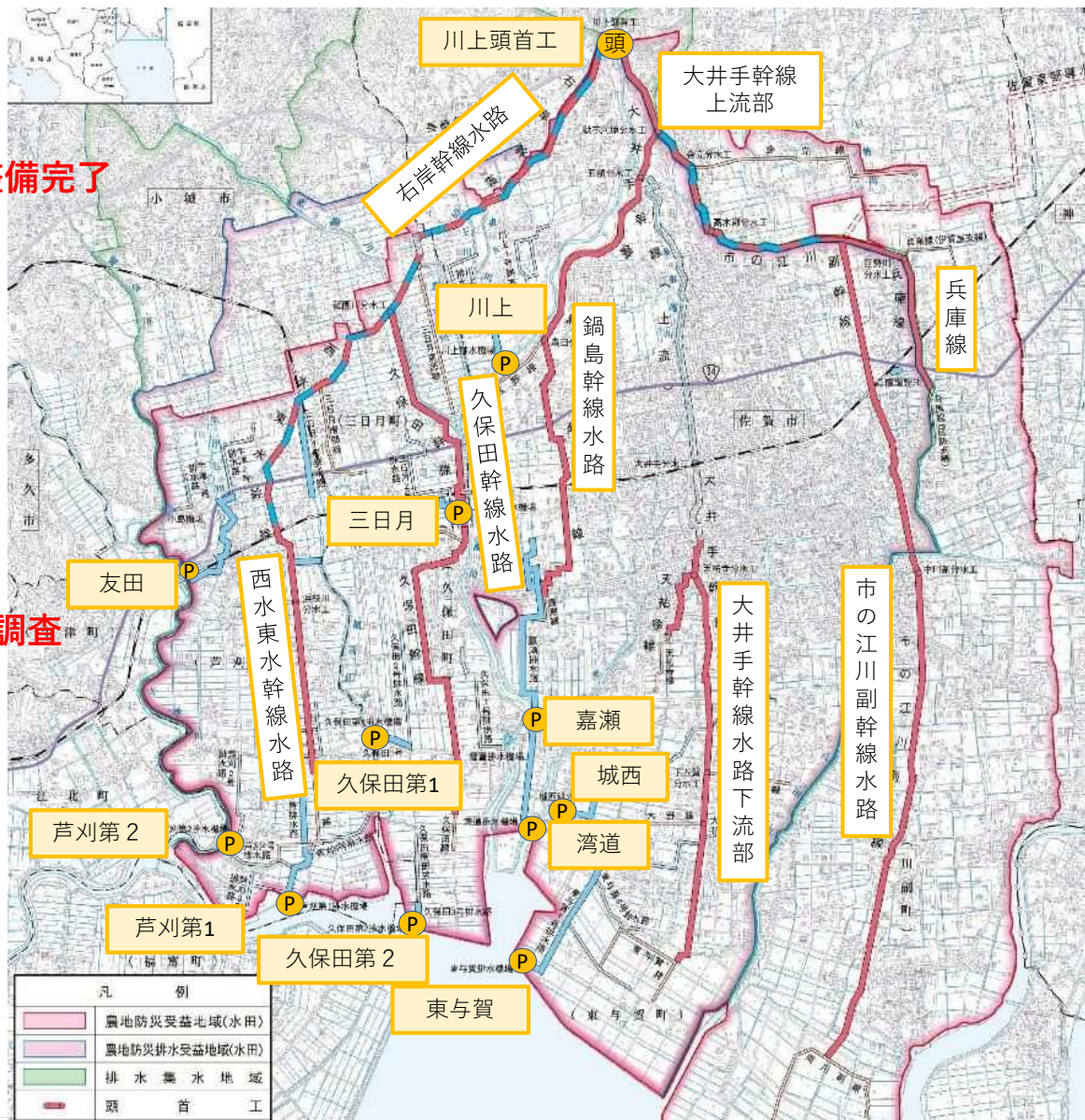
○佐賀中部地区

佐賀中部地区国営造成施設一覧

施設名	前歴事業名
水管理施設	佐賀中部
川上頭首工	佐賀中部
友田排水機場	佐賀中部
三日月排水機場	佐賀中部
芦刈第1排水機場	佐賀中部
芦刈第2排水機場	佐賀中部
久保田第1排水機場	佐賀中部
久保田第2排水機場	佐賀中部
川上排水機場	佐賀中部
嘉瀬排水機場	佐賀中部
湾道排水機場	佐賀中部
東与賀排水機場	佐賀中部
城西排水機場	佐賀中部
大井手幹線水路（上流部）	佐賀中部
大井手幹線水路（下流部）	佐賀中部
市の江川副幹線水路	佐賀中部
鍋島幹線水路	佐賀中部
右岸幹線水路	佐賀中部
久保田幹線水路	佐賀中部
西水東水幹線水路	佐賀中部
兵庫線	佐賀中部

👉 R7整備完了

R5～
地区調査
着手



地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○国営多良岳地区

- ・早急な調査及び必要な対策の検討



○多良岳地区



ため池から揚水するポンプの老朽化（約50年経過）

現状

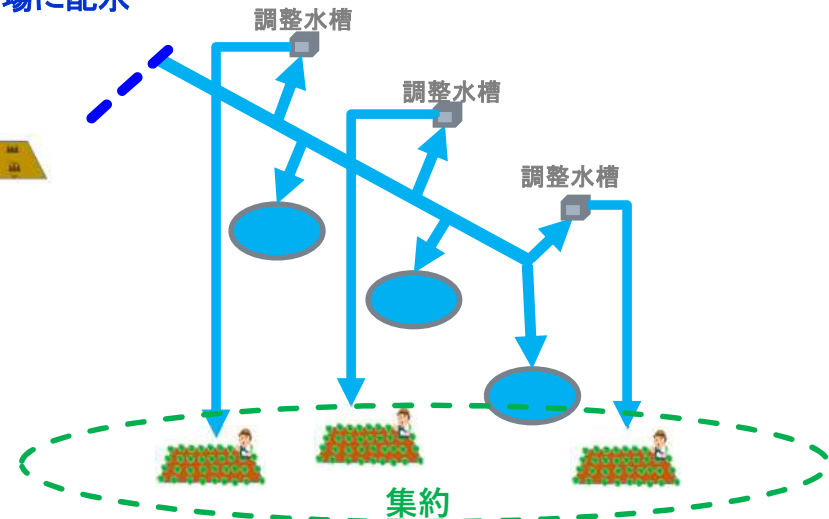
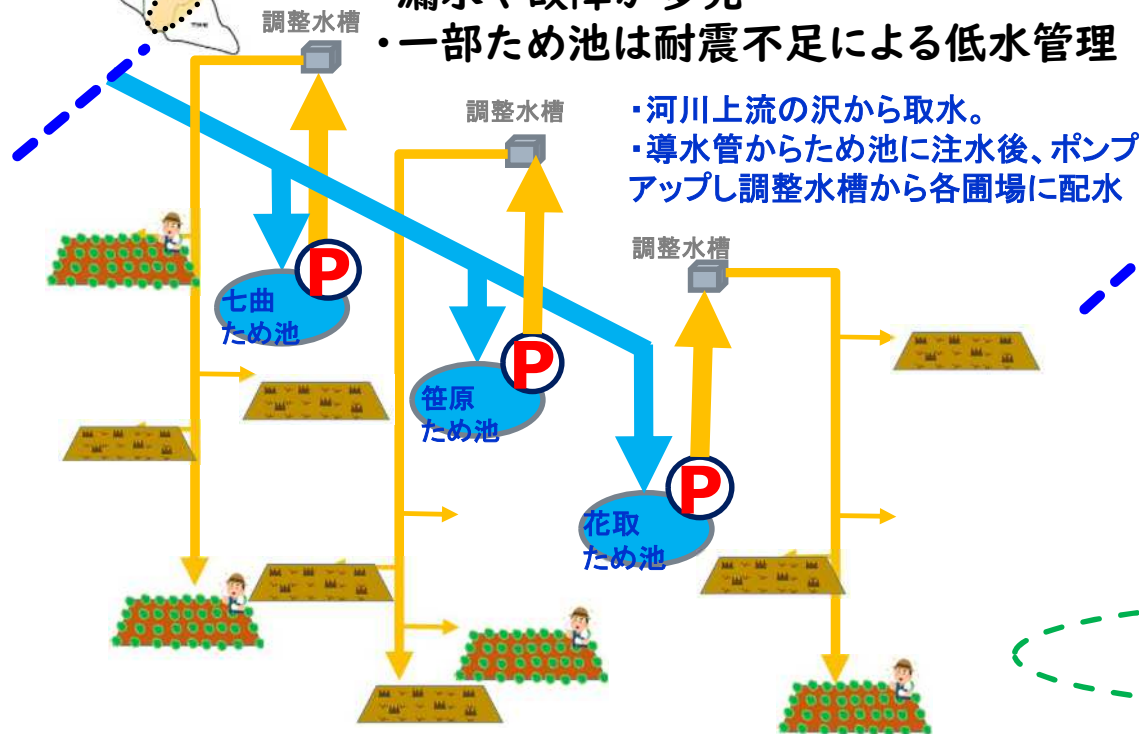
- ・耕作放棄地が散在
- ・漏水や故障が多発
- ・一部ため池は耐震不足による低水管理



笹原ため池の低水管理状況

農業振興ビジョン

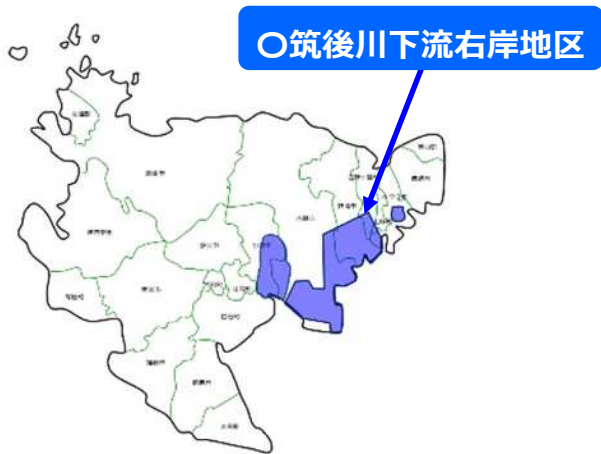
- ・土地利用の最適化
- ・農業水利施設の再編
- ・土地改良区の安定運営



地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○国営総合農地防災事業筑後川下流右岸地区

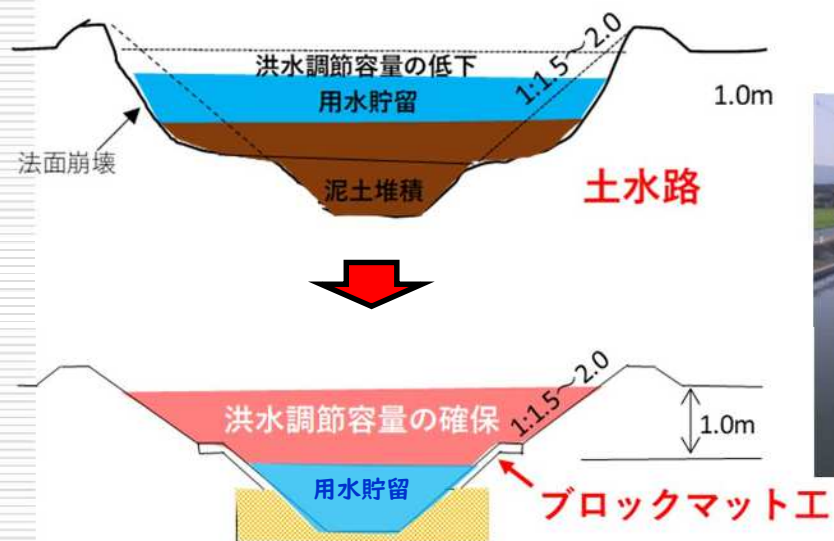
- ・未だ、法面崩壊により洪水貯留機能が低下しているクリークが多く残っていることから、引き続き必要な予算を確保し、一層の工事促進が必要。



崩壊したクリーク法面



崩壊したクリーク法面



整備されたクリーク

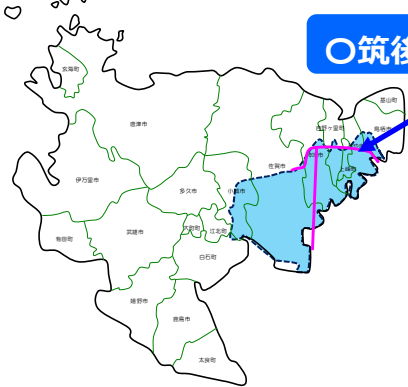


整備されたクリーク

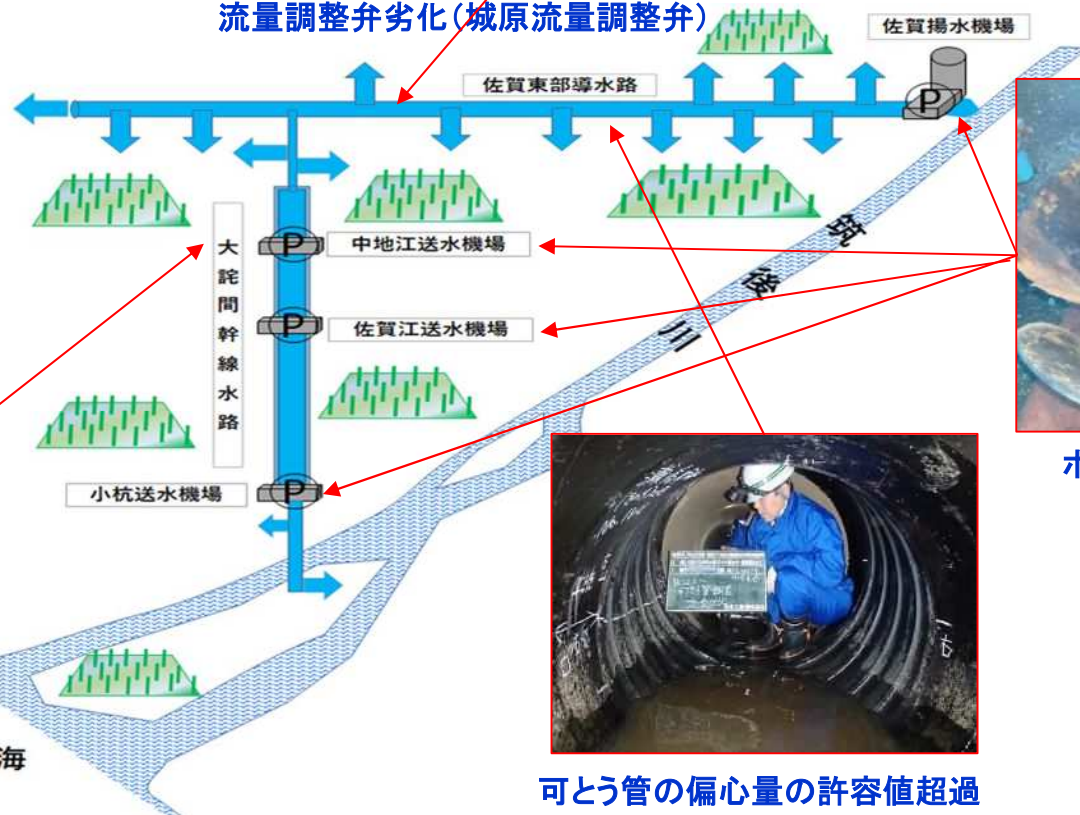
地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○水資源機構かんがい排水事業筑後川下流用水地区

- ・老朽化対策や耐震対策などを着実にを行うために必要な予算を確保し、**一層の工事促進が必要。**



筑後川右岸の約1万7000ヘクタールの農地に筑後川から農業用水を導水



農業農村整備事業に係る当初予算の確保

農林水産省

提案事項

人口減少や気候変動に対応した農地・農業水利施設等の整備と合わせ、農業構造転換や適正な管理体制を構築できるよう、当初予算で必要額を確保すること。

現状と課題

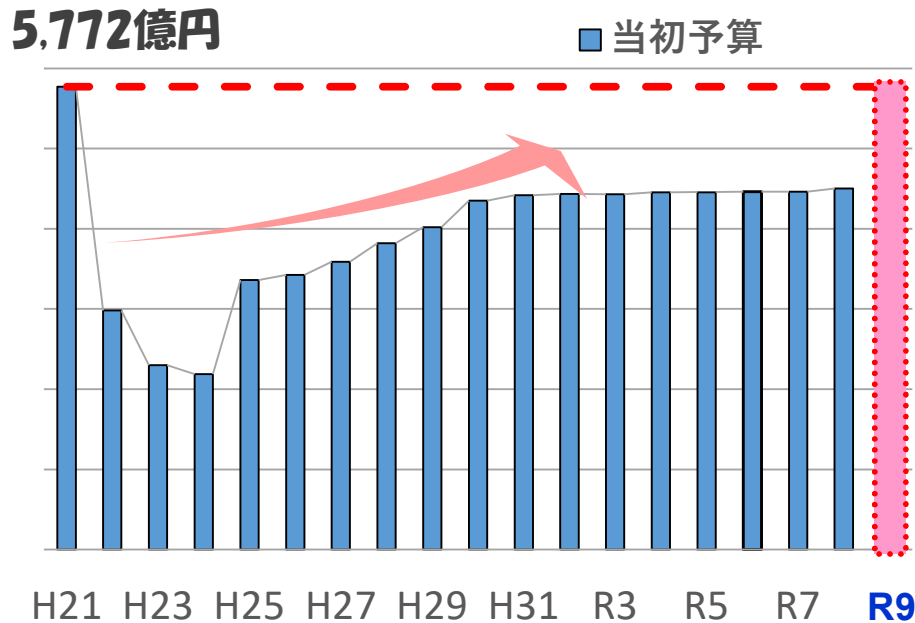
- 農業生産現場では、農業従事者の減少が進み、加えて、資材価格や燃料、人件費等の高騰など、農業農村を取り巻く環境が大きく変化。地域農業を持続的なものとしていくためにも、農業構造の転換を集中的に推し進め、農地の集約化や大区画化、スマート農業技術の導入による省力化など生産コストを低減する整備が必要。
 - 近年の気候変動により自然災害が多発しており、農地・農業水利施設を活用したクリークやため池の事前放流、田んぼダムなどのソフト対策を後押しする気候変動対応型のハード整備が必要。
 - 土地改良区は、造成当時の施設を体制を変えず管理してきたことから、運営基盤が脆弱化。今後、これらの施設を将来にわたり、適正に保全管理していくためには、人口減少や気候変動などの情勢変化に対応しつつ、それぞれの地域農業の将来を見据えた管理体制への早急な見直しが必要。
- 人口減少に対応した効率・効果的な「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業」の実現
- 近年の気候変動に対応した農村地域の防災・減災力の強化
- 将来にわたる農地・農業水利施設等の保全管理体制の再構築

農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 令和9年度当初予算の確保について

地域が描く農業・農村の将来像を実現するための農業農村整備を計画的に行うためには、近年の物価高騰の中でも地域のニーズに応えられるよう、当初予算の確保が必要。

農業農村整備事業の当初予算の推移(全国)

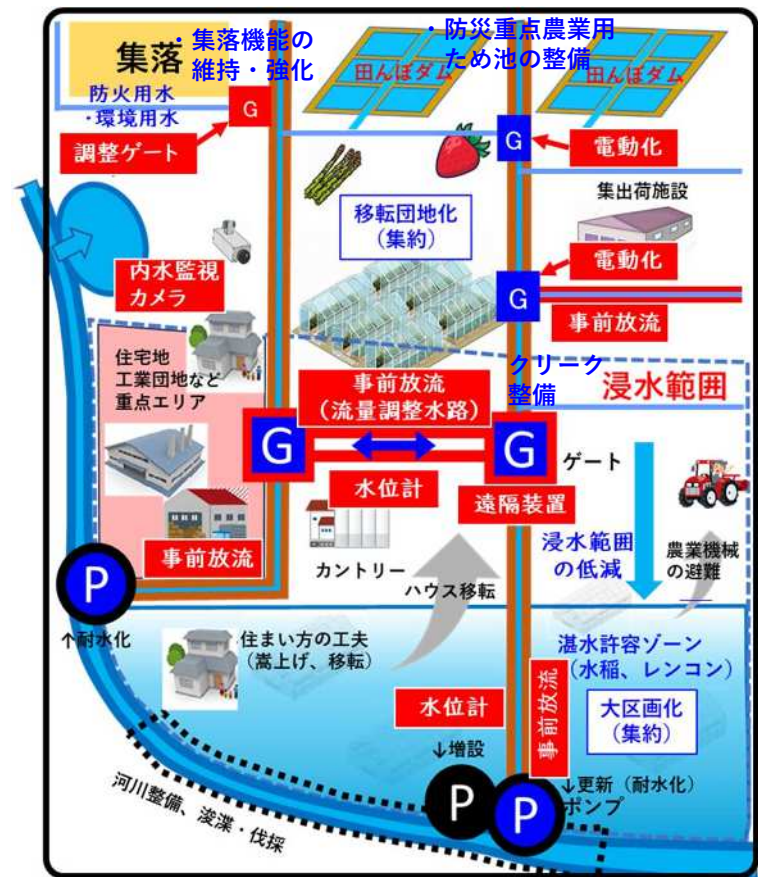


当初予算の確保

ニーズに応じた農業農村整備を計画的に実施

地域が描く農業・農村の将来像の実現

地域が描く農業・農村の将来像の実現



農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けた農業農村整備

- ①人口減少に対応した効率・効果的な「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業」の実現
- ・担い手への農地集約で実現する園芸団地整備



農地耕作条件改善事業 武雄市



施設きゅうり
2.3ha増



- ・トレーニングファーム制度を活用した担い手の確保



トレーニングファーム
修了生6名が入植

・効率・効果的な農業が実践できる基盤整備



農業競争力強化農地整備事業 伊万里市



自動操舵モニター



自動操舵システム搭載トラクタ



GNSS基地局

スマート農業技術
導入に向けた整備



ターン農道設置

農地耕作条件改善事業 江北町

農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けた農業農村整備

② 近年の気候変動に対応した農村地域の防災・減災力の強化



R6年度取組面積
西日本1位!

	R6	R7
取組面積	2,603ha	⇒ 2,914ha
貯留容量	260万m ³	⇒ 291万m ³

・防災重点農業用ため池の整備



・クリークの護岸整備・堆積土砂の撤去



整備したクリークでの事前放流による貯留容量 997万m³ (R7)

気候変動対応型の防災減災対策

農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けた農業農村整備

③ 将来にわたる農地・農業水利施設等の保全管理体制の再構築



協議会

多様な関係者
による話し合い



地域の話し合い



施設の点検

管理体制の
適正化



堰の統廃合
(管理施設のスリム化)



土地改良区の巡回指導

構成組織の
運営基盤強化



土地改良区の経営診断



施設の操作



水土里ビジョン策定部会

※水土里ビジョンを策定する
土地改良区の数

R7年度 15

R8年度 15

R9年度 14 (予定)



農道の補修

国営土地改良事業上場地区の再整備

提案事項

農林水産省

上場農業を次世代に継承し、将来にわたって農産物を安定的に生産できるよう、上場地区における国営土地改良施設の再整備について、早期の工事着手に向けて、必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 当県では、国営事業と併せて区画整理や農業水利施設の整備を行い、全国でも代表する食料供給産地として一役を担ってきた。
- 上場地区の国営土地改良施設は造成後約30年以上経過し、漏水や故障の頻発により維持管理負担が増大。
- 上場地区はイチゴやハウスみかん等の園芸作物の主要産地であり、国による調査により、施設管理の省力化が図れる将来を見据えた事業構想が描かれたところ。
- さが農業の重要拠点である上場地区の農業を次世代の担い手に継承していくためには国営土地改良施設の再整備が不可欠であり、早期工事の着手が必要。

老朽化した国営施設の再整備により「稼ぐ農業」と「活力ある農村」の実現

国営土地改良事業上場地区の再整備

上場地区における
国営事業による効果

- ・国営土地改良施設により農業用水の7割を安定的に供給
- ・佐賀県内有数の農業地帯へと成長(農業産出額は県全体の1/4*)

国にとって不可欠な
食料供給産地

* 率の分子は唐津市・玄海町

しかし、造成後約30年以上経過し、施設の老朽化

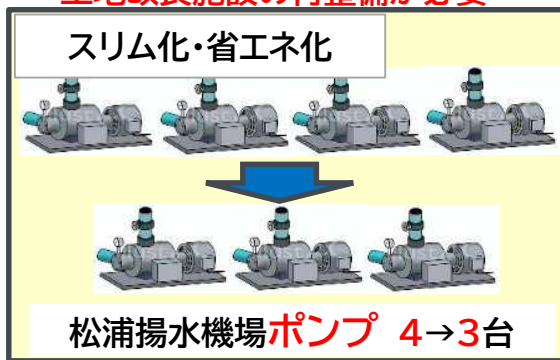
漏水や故障の頻発
維持管理費の増



+

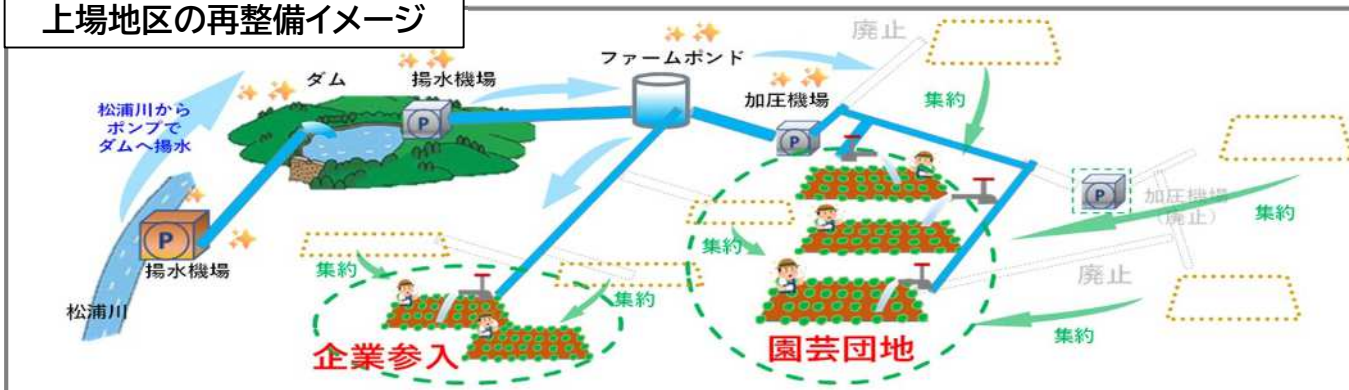
老朽化対策
と合わせ

将来を見据えた
土地改良施設の再整備が必要



「稼ぐ農業」「活力ある農村」の実現!

上場地区の再整備イメージ



提案

上場農業を次世代に継承し、将来にわたって農産物を安定的に生産できるよう、上場地区における国営土地改良施設の再整備について、早期の工事着手に向けて、必要な予算を確保すること。

森林整備・林業振興対策の強化

農林水産省・林野庁

提案事項

- (1) 適切な森林整備と森林資源の循環利用を促進するため、「森林整備事業（造林、林道）」の十分な予算を確保すること。
- (2) 林業の担い手の確保・育成のため「森林・林業担い手育成総合対策」の十分な予算の確保及び支援を強化すること。
- (3) 森林施業の集約による計画的な森林整備を促進するため、森林整備地域活動支援交付金の制度を見直すこと。
- (4) 民間建築物の木質化や木製家具の整備に対して支援すること。

現状と課題

- 森林の公益的機能の発揮と資源の循環利用を進めるため、間伐や再造林に対する継続的な支援と共に、林道等の生産基盤の計画的な整備が必要。
- 担い手の確実な定着とキャリアアップを推進するため、就業後のOJTを行う林業事業体に対する継続的な支援が必要。
- 森林整備地域活動支援交付金を有効に活用するため、現場の実情を踏まえた制度の見直しが必要。
- 建築分野での木材利用は公共建築物が主体となっているが、より波及効果の高い民間建築物の木造化を推進し、一層の木材需要拡大を進めることが必要。

森林資源の適切な管理と利用が進み、森林の多面的機能の発揮

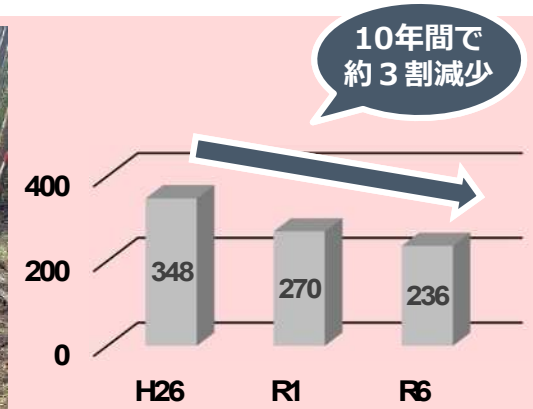
森林整備・林業振興対策の強化

森林整備事業の 予算確保



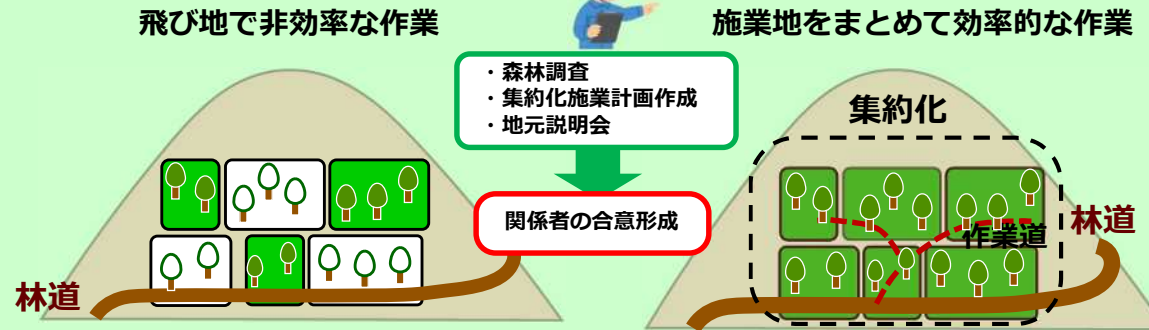
高い林道密度
12.4m/haを
活かした木材生産

森林・林業担い
手育成総合対策
「緑の雇用」を活用する林業経営
体への十分な支
援



森林整備地域活動支援 交付金事業の制度改正

森林整備地域活動支援交付金事業



民間建築物における木材利用例

木造化に対する支援を
民間建築物まで拡充
一体的に整備する木製
家具の整備まで拡充



リモートセンシング技術導入による森林計画制度の適切な運用強化

農林水産省・林野庁

提案事項

適切かつ効率的な森林計画制度の運用のため、国において県や市町が活用できるリモートセンシング技術を活用した精度の高い森林資源情報公開システムを構築すること。

現状と課題

- 主伐・再造林が進む中、当県の再造林率は低下傾向（R5末：約4割）。
- 森林計画制度実務を担う市町では伐採造林届出等の現地確認等の時間を確保できず、造林未済地の把握や森林所有者への指導等に苦慮。
- 職員が直接現場へ行かなくても、衛星画像等を活用して伐採や再造林の状況が視覚的に把握（検知）できるよう効率的な森林管理体制の構築が不可欠。
- 当県では、全国に先駆けて航空レーザによる森林資源情報を取得（R6から2回目）し、その情報を森林計画制度の適切な運用に活用。
- さらに、令和2年度からは県・市町・森林組合等の林業事業者が森林に関する情報を一元的に管理できる森林クラウドシステムを導入。
- これらに係る費用の負担が大きく、更新や維持管理の支障となっている。

再造林率の向上による持続可能な森林経営の確立
森林状況が適時に把握できる環境の整備、事務負担軽減と業務効率化

リモートセンシング技術導入による森林計画制度の適切な運用強化

現状（県）

✓ 森林資源情報の取得・更新

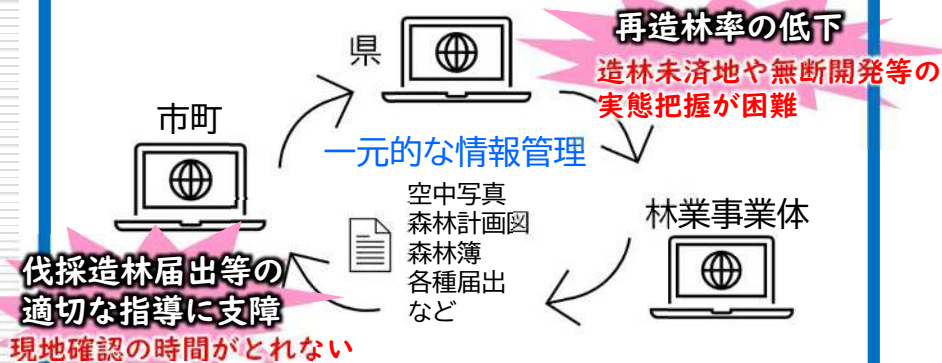


航空レーザ計測⇒立木本数・樹種・樹高等の森林資源解析
⇒地形判読用の赤色立体図等

データ搭載・更新

✓ 森林クラウドシステムの構築

課題：定期的なデータ更新ができない
最新の森林状況が確認できない



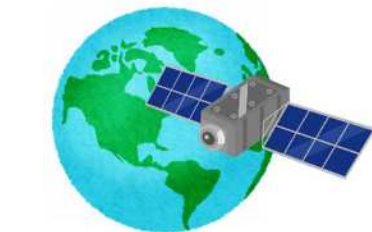
今後（国）

都道府県単位ではなく、国が必要なデータを取得・提供

✓ 衛星画像データの定期的な取得・更新



伐採箇所の検知



JAXAが運用する人工衛星による定期的な観測データ

航空レーザ測量データ
(空中写真等)

- ✓ 解析結果等をオープン化
- ✓ 県へデータ共有ができるシステム構築

業務効率化・事務負担の軽減

森林の変化を高頻度にかつ正確に把握可能
伐採箇所の現地確認の軽減（現地調査の代替）

森林計画制度の適切な運用

森林保全による防災・減災対策の強化

農林水産省・林野庁

提案事項

- (1) 頻発・激甚化する豪雨災害に対する防災・減災、国土強靱化のため、「治山事業」の十分な予算を確保すること。
- (2) 「森林整備事業」の積算体系を気象や現場に即した内容に見直すこと。
 - ・ 傾斜や猛暑等による作業効率の低下を考慮した歩掛補正の設定
 - ・ 週休2日制の対象工事への追加
 - ・ 共通仮設費等の間接工事費における対象額を細分化し、それに応じた諸経費率の設定
 - ・ スズメバチ等の刺傷事故発生リスクの高い現場において、調査や駆除費用を共通仮設費の積上計上項目へ追加

現状と課題

- 全国的に気候変動に伴う気象災害が激甚化・頻発化する中、当県においても令和5年7月豪雨災害により甚大な被害が発生しており、山地災害危険地区等における計画的な治山対策や施設の老朽化対策を講じ、大規模自然災害に備えた耐力強化が必要。

森林保全による防災・減災対策の強化

農林水産省・林野庁

現状と課題

- 森林整備の現場は急峻な地形が多く重労働であるとともに、高温・多雨で植生の生育が旺盛な九州地域においては、夏場の猛暑下で行う下刈り等の過酷な作業が現場技術者の離職につながるなど、雇用定着の障害となっている。
- 林業事業体における雇用形態は、通年雇用化や月給制の導入など改善されてきており、近年では週休2日制の導入を検討する事業体も出てきている。しかし、週休2日制は事業体の経営に大きく影響することから導入が進んでいない状況であり、現場技術者の雇用を促進し定着を図るためには、更なる労働環境の改善が必要。
- 当県における森林整備は、事業費が小さく点在している事例が多い。特に、下刈り等においては共通仮設費率の最低対象額以下が多く、現場毎の安全管理や現場間の移動など受注者の負担となっている。
- 温暖化の影響により、作業現場では攻撃性が高いスズメバチ類の営巣箇所の拡大や活動時期の長期化等によって、作業中の刺傷事故が年々増加しており、現場の事前調査や駆除などに要する費用が発生し、これまで以上に受託者の負担が増加している。

森林の維持・造成による安心安全な生活環境の確保

森林保全による防災・減災対策の強化

大雨の激化・頻発化によって激甚化する山地災害

被害状況



令和5年7月九州北部豪雨災害(唐津市)

<被災>住民3名死亡
人家(全壊2戸、半壊1戸)、市道



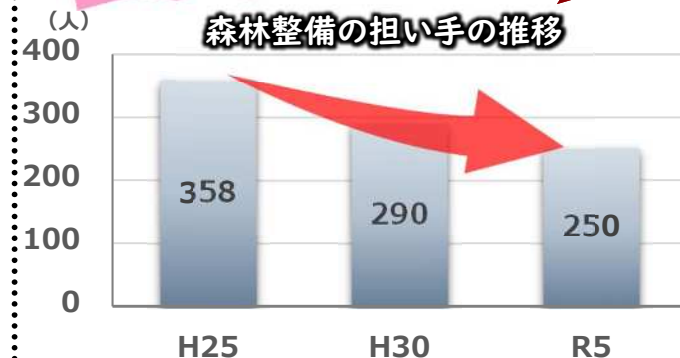
令和5年7月九州北部豪雨災害(佐賀市)

<被災>
林道、人家(1戸)

山地災害の復旧と未然防止に向けて
計画的な治山対策が必要

減少する担い手

10年間で
3割減少



猛暑下での過酷な
森林整備作業



作業効率が
低下!

猛暑下での下刈作業

駆除などの
負担増大



スズメバチ類の営巣状況

気象や現場に即した
積算体系の見直しが必要

玄海・有明海の水産振興対策の強化

農林水産省・水産庁

提案事項

- (1) 漁業構造改革を推進するため、「水産業競争力強化緊急事業」や「浜の活力再生・成長促進交付金」など必要な予算を確保すること。
- (2) 新規就業者確保を推進するため、「漁業担い手確保・育成事業」など必要な予算を確保するとともに、新たに漁業経営を開始する者に対して、初期投資及び経営自立を支援する給付金制度を創設すること。
- (3) 水産政策の改革に伴う新たな資源管理制度を推進するため、「資源管理協定高度化推進事業」など必要な予算を確保すること。
- (4) TAC管理にあたっては、資源評価の精度向上を図るとともに、地域の漁獲実態等を踏まえた柔軟な対応を検討すること。
- (5) クロマグロの資源管理に伴う漁獲量の各県上限枠については、現状の資源状況に応じた適切な漁獲枠となるよう、引き続き配慮すること。
- (6) 中国による日本産水産物の輸入停止措置の影響を受ける漁業者等に対して、引き続き必要な支援を行うとともに、中国向け輸出の早期再開を実現すること。
- (7) 漁業で使用される軽油引取税の免税措置については、恒久的な制度とすること。

玄海・有明海の水産振興対策の強化

農林水産省・水産庁

現状と課題

- 水産業における就業者の高齢化・担い手不足は、特に、玄海地区で深刻な状況にあることから、労力の軽減・コスト削減に繋がる漁業構造改革の取組や新規就業者確保の取組は重要。
- 水産資源の減少により漁業生産力が低下していることから、漁業者の自主的な取組や関係機関の連携強化による水産資源の適切な管理が必要。
- 小型するめいか釣り漁業の令和7年度TAC管理において、豊漁により漁獲が先行する地域で漁獲枠が消化されたため、佐賀県を含むその他の地域で操業できなくなるといった不公平な状況が発生。
- 近年、クロマグロの漁獲量が増加しているため、資源管理を目的として各県へ配分されている漁獲枠が不足している状況。
- 中国への日本産水産物の輸入再開の可能性が示されたが、輸入再開に向けた具体的な事項は不明のままであり、輸入停止措置による水産業への影響は継続。
- 将来にわたって漁業経営の安定を図るためには、令和8年度まで延長されている軽油の引取税の免税措置を恒久的な制度とすることが必要。

漁業所得の向上、経営の安定による活力ある佐賀県水産業の創生

有明海におけるノリの安定生産対策の充実

農林水産省・水産庁

提案事項

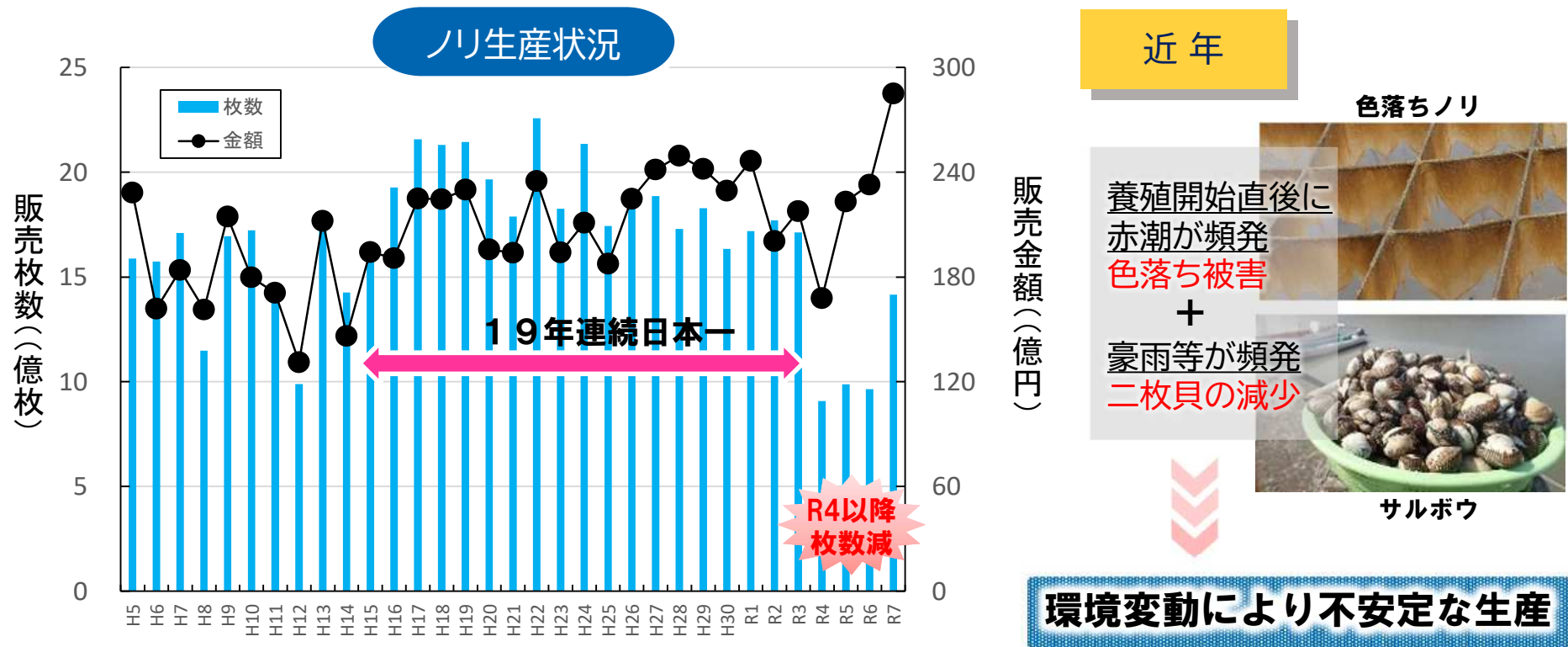
漁業者が安心してノリ養殖に取り組めるよう、「赤潮発生の原因究明と対策」や「赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復」等の、気候変動に伴う環境変化に対応したノリの安定生産に向けた対策を一層充実すること。

現状と課題

- 近年、高水温による養殖開始時期の遅れのほか、その直後から赤潮が発生し、ノリ芽が小さい時期から全域で色落ちが発生。令和7年度は、秋芽網期では赤潮の発生が少なく好調であったものの、冷凍網期では赤潮の発生等により厳しい生産状況となり、漁業者は将来に不安を抱いている。
- また、タイラギやアゲマキ等に加え、近年の豪雨等の影響により、令和4年度以降は、サルボウの漁獲がなくなるなど、二枚貝の資源量が更に減少。
- 漁業者からは「近年、新たな種類の赤潮が発生しており、その原因と対策を急いでほしい」「底質の環境が悪く、二枚貝が育たない」といった切実な声。
- 漁業者が安心してノリ養殖を営むためには、環境変化に対応した対策が急務。

ノリの安定生産による漁業者の経営安定

有明海におけるノリの安定生産対策の充実



漁業者の皆さんが安心してノリ養殖に取り組めるために

提案 赤潮発生の原因究明と対策

- ・ 広域的な赤潮発生の原因究明に係る調査研究
- ・ 赤潮の拡大抑制に係る対策の確立

提案 赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復

- ・ 資源回復に向けた取組への継続した予算の確保
- ・ 豪雨等のリスクがある中でも増殖可能な環境改善技術の開発



県土整備部

SAGA Prefectural Government

強くて、しなやかな、佐賀の未来へ ～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～

総務省・財務省・国土交通省

提案事項

交通安全対策や防災対策、インフラ老朽化対策など国土強靱化の加速に必要な予算を確保すること。

その際、人件費・資材価格の高騰を踏まえた必要な事業量確保に努めること。

- ① 地域の飛躍や安全・安心な暮らしを支える道づくりの推進
- ② 治水対策の推進
- ③ 土砂災害防止対策の推進
- ④ 海岸保全対策の推進
- ⑤ 無電柱化の推進
- ⑥ インフラ老朽化対策等の推進

①地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道づくりの推進

提案事項

財務省・国土交通省

地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道路の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 直轄道路における交通安全対策事業等の着実な推進
- (2) 補助及び交付金事業による通学路などの歩道整備や地域活動を支える生活圏内道路の渋滞対策などの着実な推進

現状と課題

- 人口密度が高く、都市が点在する分散型県土を形成している佐賀県では、人・モノの移動が自動車交通に大きく依存。くらしに身近な道路の整備が地域の飛躍や安全・安心なくらしのために不可欠。
- 人口10万人当たりの人身交通事故発生件数は、全国ワースト1位（H28）を脱却したものの、未だワースト5位（R7）と多い状況。
- 通学路の安全を一層確保するため、通学路合同点検や未就学児の移動経路の緊急点検における要対策箇所の重点的な整備が必要。
- 災害時に避難や物資輸送の確保が必要な道路上の法面の防災・減災対策が必要。

- 安全・安心な道路空間の構築
- 道路における災害を未然に防止（防災・減災、国土強靱化）

①地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道づくりの推進

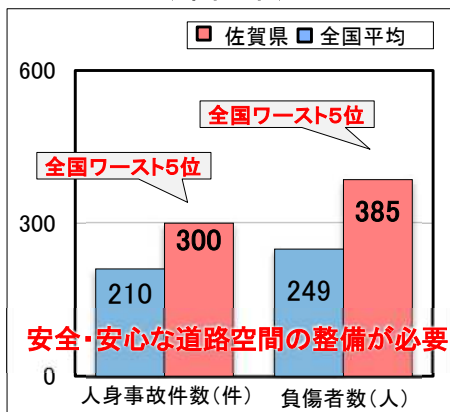
人身事故発生件数
H28 R7
「全国ワースト1位」⇒「5位」
(人口10万人当たり)



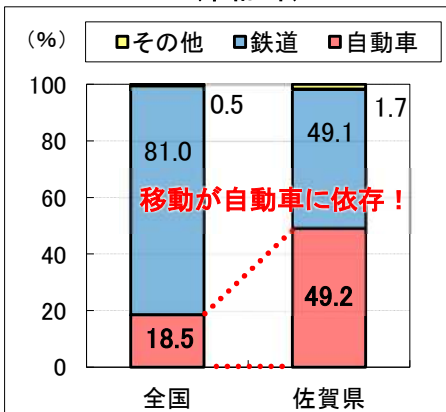
【生活圏内道路の整備】

通勤、通学等で混雑する道路の機能や安全性の向上のための整備を推進

＜人口10万人当たりの交通事故状況＞
(令和7年)



＜旅客移動手段＞
(令和4年)



一般県道 佐賀環状東線

【防災・減災対策】

災害リスクに対する防災・減災対策を推進



国道323号

【自歩道整備】

ユニバーサルデザインを考慮した道路の改良や歩道の整備等を推進

【通学路の安全対策】

通学路合同点検の結果に基づいた安全対策を推進



国道444号



国道264号

②治水対策の推進

財務省・国土交通省

提案事項

『流域治水』の取組の加速化・深化のため、水災害による被害の最小化に必要な予算を確保すること。

- (1) 直轄河川事業のより一層の加速（筑後川、嘉瀬川、六角川、松浦川）
- (2) 個別補助事業及び防災・安全交付金による河川事業・下水道事業のより一層の加速

現状と課題

- 佐賀県は自然排水が困難な低平地を多く抱えており、河川整備に多くの費用と年月が必要（整備率は未だ51.8%）。また、都市浸水対策も達成率49%と全国平均63%に比べ低く整備が遅れている（各数値はR7.3時点）。
- 近年は未改修区間の外水氾濫や市町を跨ぐ内水氾濫で、甚大な被害が発生。
- 佐賀県では、流域治水の取組を加速化・深化させるために市町の協議会等へ参加し支援を実施。
- ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組む必要がある。

- 安全で安心して暮らせる県土づくり
- 企業立地の促進などに貢献

③土砂災害防止対策の推進

総務省・財務省・国土交通省

提案事項

『流域治水』の取組の加速化・深化のため、土砂災害防止対策に必要な措置を講じること。

- (1) 個別補助事業等によるハード整備に必要な予算を確保すること。
- (2) ソフト対策の推進のため、基礎調査に係る補助率の嵩上げや起債の充当を認めること。

現状と課題

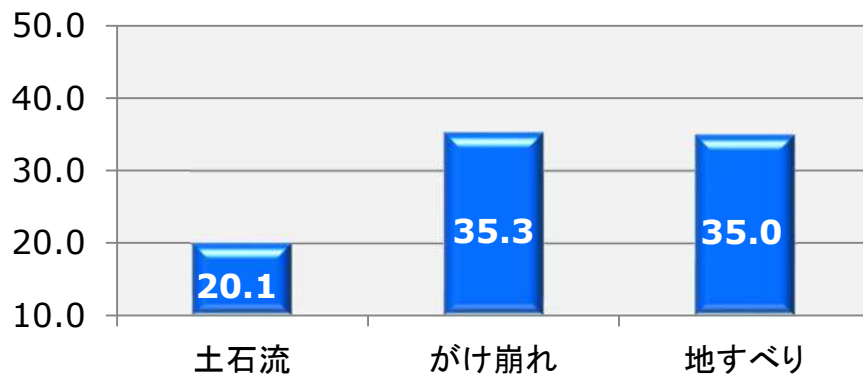
- 佐賀県では、要対策箇所（3,610箇所）の整備率は令和7年度末で27.9%と低い状況。
- 県の土砂災害警戒区域（12,909箇所）のうち90%の箇所が土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定。
- 令和5年7月九州北部豪雨では、記録的な大雨により県北部地域を中心に土砂災害が多数発生しており、早急に土砂災害防止施設の整備が必要。
- ソフト対策の更なる推進には、基礎調査に係る地方負担の軽減が必要。

安全で安心して暮らせる県土づくり

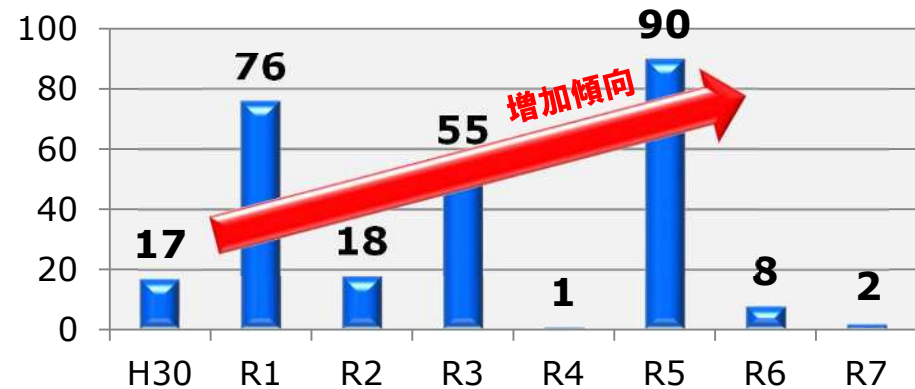
③土砂災害防止対策の推進

- 県内の土砂災害危険箇所(土石流、がけ崩れ、地すべり)の整備率は低い状況。
- 令和5年7月九州北部豪雨では、県内の山間部で土砂災害が多発し、近年増加傾向！

(%) 佐賀県の土砂災害防止施設の整備率 (R7年度末)



(箇所) 佐賀県の土砂災害の発生件数



- 令和5年7月九州北部豪雨の主な土砂災害



④ 海岸保全対策の推進

財務省・国土交通省

提案事項

気候変動による近年の激甚化・頻発化する災害に対し、被害の最小化に必要な「海岸メンテナンス事業」の予算を確保すること。

現状と課題

- 佐賀県では、有明海の干満の影響を受ける佐賀・白石平野等で高潮や津波等の被害を受けてきたことから、昭和35年から令和4年まで海岸堤防の整備を実施。
- かつて整備した排水機場、水門や海岸堤防などの海岸保全施設は老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づく機能の維持が必要。
- 気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等を踏まえた、今後の海岸保全と整備のあり方について検討を進めている。

安全で安心して暮らせる県土づくり

④ 海岸保全対策の推進

佐賀県の低平地は、有明海の潮汐とあわせて高潮や津波等の影響を大きく受ける自然排水が困難な水害常襲地帯



国土交通省 武雄河川事務所 佐賀平野大規模浸水危機管理計画より

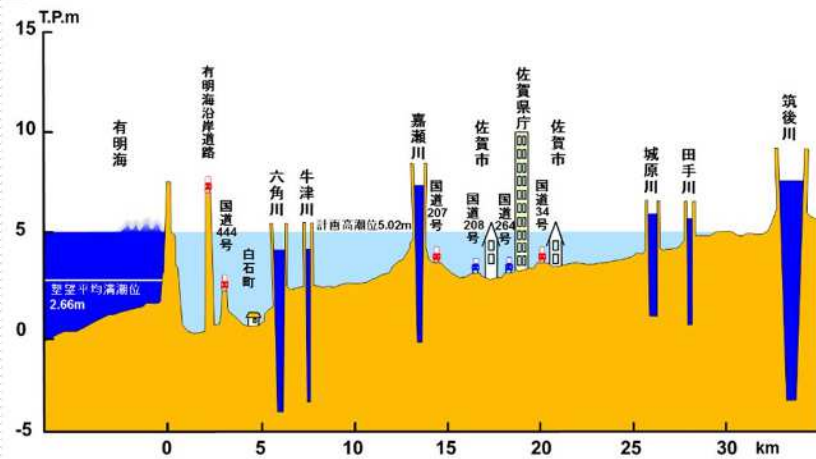
過去の高潮による被害と整備状況



▲平成17年9月台風14号（太良海岸）



海岸堤防整備後（太良海岸）



佐賀平野概念図

海岸保全施設の老朽化状況



ポンプ内部の腐食状況



護岸（飛沫水路）の破損状況

⑤無電柱化の推進

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 無電柱化事業の着実な整備推進のために必要な予算を確保すること。
- (2) 多様な整備手法・更なるコスト縮減の推進等により、電線管理者が無電柱化に取り組みやすい環境整備を促進すること。

現状と課題

- 佐賀県には、歴史情緒ある街並みを有する地域などが多数あり、美しい景観づくりや地域特性を活かしたまちづくりを進めている。
- この中で、無電柱化推進計画に基づいた整備や、新設電柱の制限などで無電柱化に取り組んでいる。
- 地方公共団体及び電線管理者の整備費用などが負担となっていることから、コスト縮減を推進する必要がある。

良好な景観・住環境の形成や安全で快適な歩行空間の確保、道路の防災性の向上など、安全で地域特性を活かしたまちづくりの推進

無電柱化の推進による安全で地域特性を活かしたまちづくり

整備前



唐津くんちの曳山行事／大手口佐志線
(ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財)



小城駅千葉公園線
(小城駅前)



市道三溝線
(SAGAサンライズパークへのアクセス)

整備後



安全で快適な歩行空間の確保・道路の防災性の向上、
良好な景観形成など、安全で地域特性を活かしたまちづくりの推進

⑥ インフラ老朽化対策等の推進

総務省・財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 「予防保全型のインフラメンテナンスの実現」に向けて、予防保全型の維持管理・更新を計画的かつ持続的に行うため、必要な予算を確保すること。
- (2) インフラ老朽化対策と併せて実施する耐震化、排水機場の耐水化の推進に必要な予算を確保すること。
- (3) 令和8年度までの措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」について、令和9年度以降も財政措置の継続を行うこと。

⑥ インフラ老朽化対策等の推進

財務省・総務省・国土交通省

現状と課題

- 佐賀県の社会資本の多くは整備から時間を経ており、施設の老朽化や機能の低下により、更新費用の増大や集中的な財政負担が必要。
- 老朽化対策のコストの最小化、平準化を図るため、橋梁や排水機場等の公共土木施設及び公営住宅で長寿命化計画を策定し、公共施設等適正管理推進事業債なども活用しながら、維持管理・更新を実施。
- 能登半島地震を踏まえ、災害時に避難や物資輸送の確保が必要な道路の橋梁（15m以上）や、県民生活に直結する上下水道施設に対して、一体的な耐震化を進めていくことが必要。
- 気候変動により豪雨災害が激甚化・頻発化する中、既設排水機場の機能を最大限活用できるよう耐水化を進めていくことが必要。
- 今後、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けた老朽化対策を加速させ、社会資本の機能向上を推進するためには予算の確保が必要。

安全で安心して暮らせる県土づくり

⑥ インフラ老朽化対策等の推進

財務省・総務省・国土交通省

インフラ老朽化の現状



- 橋梁 : 長寿命化修繕計画に基づき、3,184橋の維持管理を実施中
橋齢50年を超える橋梁数は加速的に増加
- 排水機場・水門、ダム : 地形的特徴から排水機場や水門が多く、ダムとともに施設の老朽化が進行
 - ✓ 排水機場数は全国1位の53施設のうち、37施設が建設後30年以上経過
 - ✓ 県管理13ダムのうち、8ダムが建設後30年以上経過
- 海岸保全施設 : 佐賀県が管理する排水機場、水門や海岸堤防などの重要な海岸保全施設は、建設後30年以上経過
- 砂防関係施設 : 県が管理する砂防関係施設は計1,003箇所うち852箇所が建設後30年以上経過
- 港湾施設 : 主要な港湾施設（防波堤、係留施設、橋梁）129施設のうち、103施設が建設後30年以上経過
- 上水道 : 建設後40年を経過した上水道の管路延長は約1,380km
- 公共下水道 : 建設後30年を経過した公共下水道の管路延長は約632km
- 都市公園 : 長寿命化計画を策定し、予防保全型の維持管理を実施中

国土強靱化に資する道路関係補助制度の拡充

財務省・国土交通省

提案事項

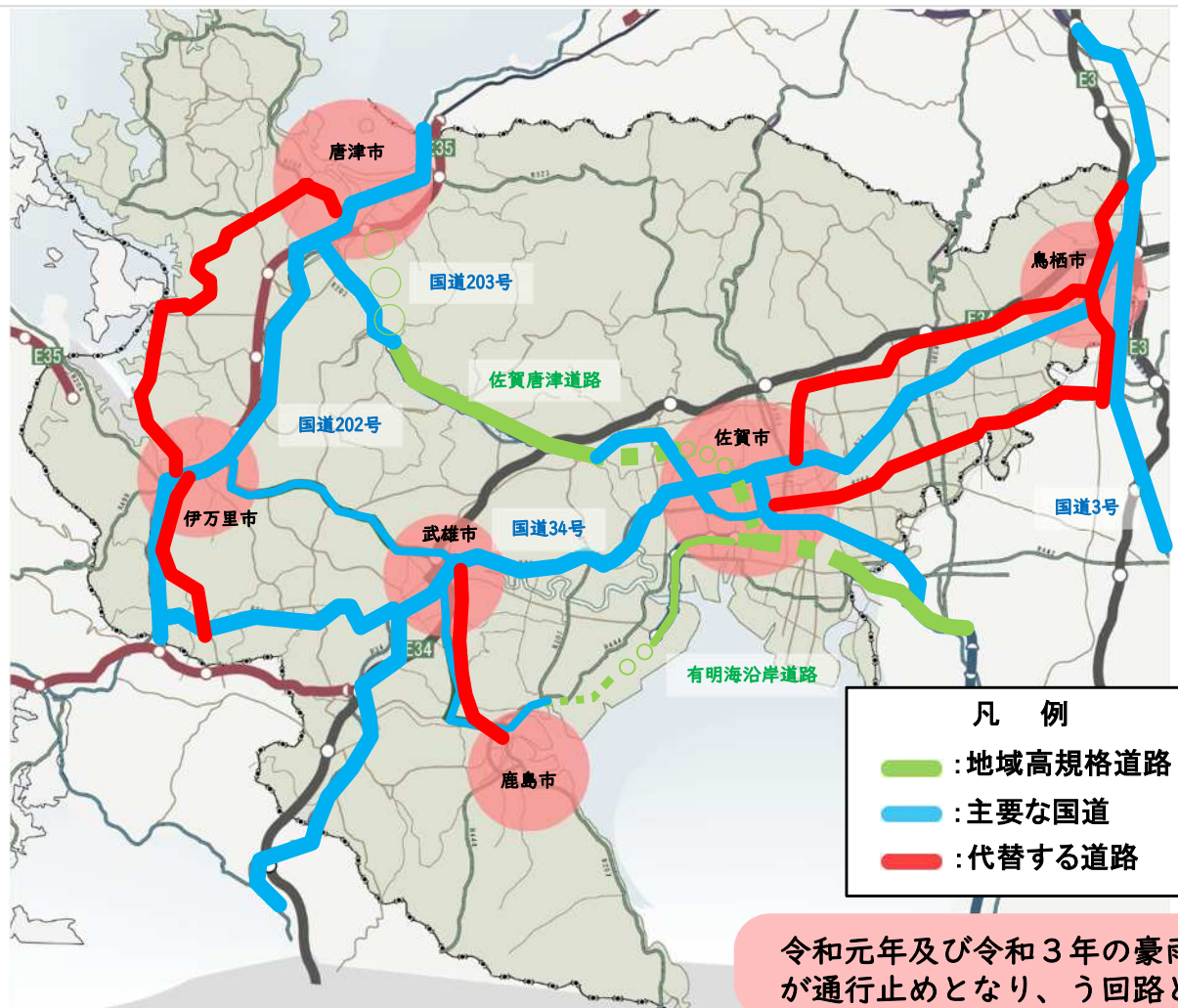
- (1) 道路網の強靱化を図るため、国管理の道路（直轄国道）と代替機能を発揮する県管理道路とのダブルネットワークの整備を重点的に進められるよう、補助制度の拡充を行うこと。
- (2) 流域治水対策と一体となって防災・減災に効果を発揮する道路事業について重点的に進められるよう、補助制度の拡充を行うこと。

現状と課題

- 佐賀県は、県下に主要都市が適度に分散。県管理道路は直轄国道と連携し、県内の主要都市間をつなぐ道路ネットワークを形成。
- 災害時・緊急時には、県管理道路は、直轄国道と一体となって地域の救命救急や避難などの役割を担っており、計画的で着実な整備が必要。
- 流域治水計画を策定した地域は、避難等の意識が総じて高い。豪雨による浸水から人命を守るためには、堤防整備や遊水地などの流域治水対策だけでなく、住民避難の可否に直結する道路による対策を一体的に進めることが必要。
- しかし、そのための重点的な補助制度がなく、計画的な事業進捗へ影響。

災害に強い道路網の構築

国土強靱化に資する道路関係補助制度の拡充



直轄国道等の幹線道路が
災害・事故等による通行止

渋滞状況 (イメージ)



国道3号 (R6.1) の状況

並行する県管理道路が機能を代替
(地域間の物流維持や救命救急、
避難路の機能を発揮)

地域間のダブルネットワーク
整備が必要

令和元年及び令和3年の豪雨災害では、高規格道路や国道34号などが通行止めとなり、う回路として並行する県管理道路が役割を代替

提案

(1) 道路網の強靱化を図るため、国管理の道路(直轄国道)と代替機能を発揮する県管理道路とのダブルネットワークの整備を重点的に進められるよう、補助制度の拡充を行うこと。

国土強靱化に資する道路関係補助制度の拡充

浸水から県民の命を守る地域全体の対策

浸水の軽減

円滑な避難救援

流域治水対策

- ・堤防整備
- ・遊水地整備
- ・家屋嵩上げ 等

道路による対策

- ・道路改良+嵩上げ
- ・バイパス (浸水区域回避) 等

流域治水対策前



< 対策イメージ >

道路による対策

治水対策

避難の円滑化

道路改良+嵩上げ、バイパス

家屋嵩上げ

▽ 現況道路

嵩上げ後 現況

流域治水対策後でも

道路浸水が残る



提案

(2) 流域治水対策と一体となって防災・減災に効果を発揮する道路事業について重点的に進められるよう、補助制度の拡充を行うこと。

ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

財務省・経済産業省・国土交通省

提案事項

県営ダムの老朽化対策における国庫補助制度の拡充を行うこと。

- ① ダムメンテナンス事業（堰堤改良）について国庫補助率を引き上げること。
- ② 多目的ダムの改良事業に伴う利水事業者負担に対する国庫補助制度を創設すること。

現状と課題

- 佐賀県は多くの県営ダム（13ダム）を有しており、令和元年佐賀豪雨及び令和3年8月豪雨等においても効果を発揮してきたが、建設後、相当年数が経過しており、予防保全による計画的な設備改良が必要。
- ダムメンテナンス事業（堰堤改良）については、治水上重要な施設にもかかわらず、事業規模等によって他の河川管理施設（排水機場等）に比べ補助率が低く、設備改良の進捗を図るうえで課題。【堰堤改良事業40%、他の河川管理施設50%】
- 多目的ダムの改良事業に伴う負担金については、治水目的や農業用水目的には国庫補助制度がある一方で、上水道や工業用水などの利水目的に対する国庫補助制度はない。
- 利水事業者においては、既存施設の更新や耐震化等に費用を要している中、ダムの改良事業に伴う更なる負担増が懸念される。

ダムの適切な設備改良による県民の安全で安心して暮らせる県土づくり

ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

堰堤改良事業（事業費内訳）

公共事業費	
国補助	40%
県負担	60%
利水者負担金	
国補助	0%
利水者	100%



公共事業費	
国補助	50%※
県負担	50%
利水者負担金	
補助制度の創設	

※河川・砂防・海岸メンテナンス事業は 国庫補助率50%

- 国庫補助率の引き上げ
- 利水者負担金（利水事業者）への補助制度の創設



有田ダム



コンクリート剥落

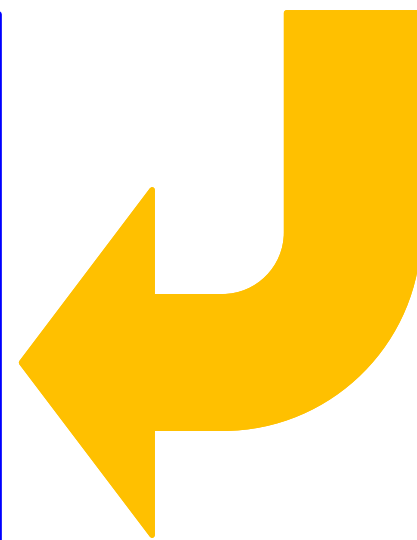


非常用洪水吐管理橋梁



支承部の劣化

ダムの機能回復や向上



ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

佐賀県内の県営ダム一覧

目的	ダム名称	完了年度	利水事業者負担率
多目的ダム	有田ダム	S36	上水:有田町 5.05%
	竜門ダム	S50	上水:有田町 2.93% 上水:伊万里市 37.87%
	伊岐佐ダム	S54	上水:唐津市 3.1%
	平木場ダム	S58	上水:唐津市 11.6%
	本部ダム	S63	上水:佐賀西部広域水道企業団 49.3%
	矢筈ダム	H5	上水:佐賀西部広域水道企業団 17.7% 工水:武雄市 12.6%
	狩立・日ノ峯ダム	H13	上水:佐賀西部広域水道企業団 5.6%
	都川内ダム	H14	工水:伊万里市 70.4%
	中木庭ダム	H19	上水:鹿島市 8.7% 発電:(株)ニシコー 0.1%
	井手口川ダム	H24	上水:伊万里市 9.6%
治水ダム	岩屋川内ダム	S48	—
	深浦ダム	H元	—
	横竹ダム	H13	—



出典：佐賀県のダム（佐賀県ホームページ）

筑後川水系ダム群連携事業の推進

財務省・国土交通省

提案事項

筑後川水系ダム群連携事業(水資源機構事業)に予算を確保し、より一層事業を推進すること。

現状と課題

- 筑後川では、都市用水が優先的に確保されてきたため、夏場の河川環境の保全や既得取水の安定を図るために必要な水(不特定用水)の確保が遅れている。
- このため、農業用水の取水が集中する“かんがい期”に降雨が少ない場合は、令和3年度以降、概ね2年に1回程度の割合で取水制限などの渇水調整が実施されている。
- 令和7年12月から渇水調整を実施し、佐賀、福岡両県では取水制限を10～55%まで強化。しかし、朝倉3ダムの貯水率は5.6%まで低下するなど厳しい状況に至っており、より一層の水資源の確保が必要。



ポリタンクで給水。稲は枯死寸前



田面がひび割れし枯死した稲

「不特定用水」
を確保するための
施設整備が
急務



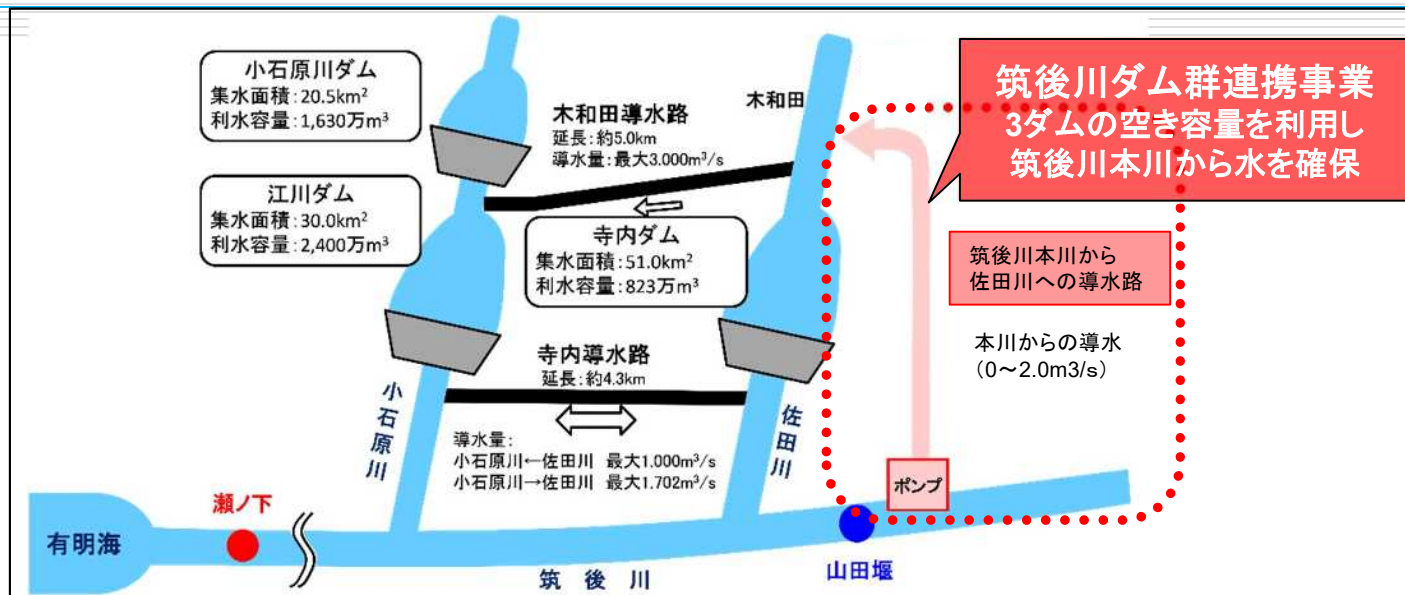
小石原川ダム(令和3年10月運用開始)

令和5年12月19日～令和6年 4月24日渇水調整 (ダム統合運用、取水制限3%)
令和7年 8月 8日～令和8年 8月26日渇水調整 (ダム統合運用)
令和7年12月12日～渇水調整継続中 (ダム統合運用、取水制限10%)

河川環境の保全や農業などの産業活動の源となる良質な水を安定的に供給

筑後川水系ダム群連携事業の推進

事業概要図

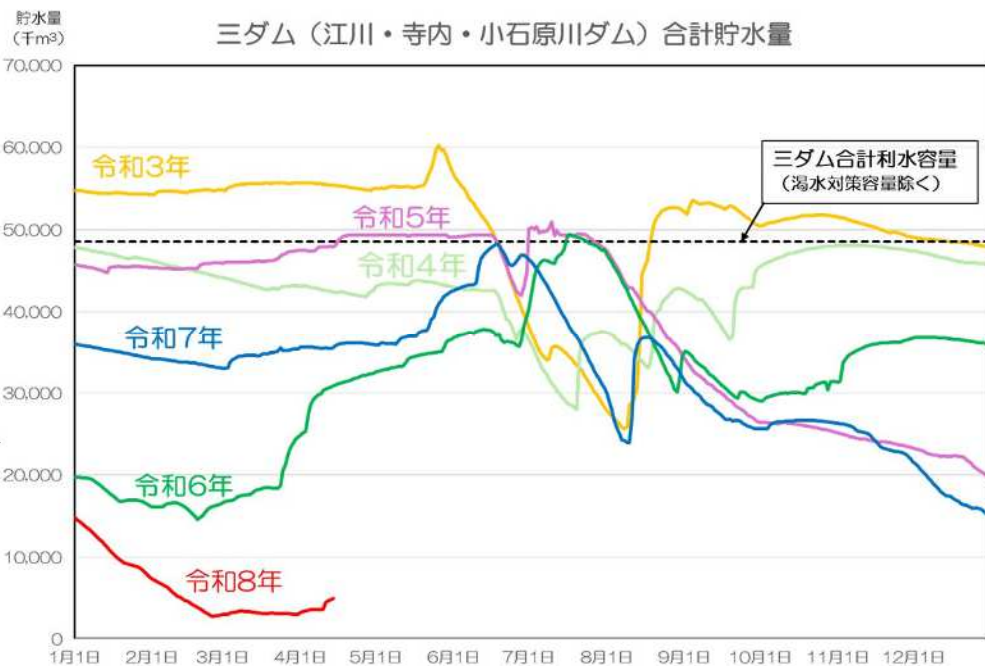


筑後川の水は有明海の漁業も下支え



令和7~8年渇水状況

小石原川ダム運用開始
(R3年) 後、
朝倉3ダムの貯水率は
過去最低



安全・安心な建物と住まいの推進

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 老朽化した公営住宅の建替・改善事業に必要な予算を確保すること。
- (2) 建築物の耐震化に必要な予算を確保すること。
- (3) 建築物の耐震改修にかかる補助制度の拡充等を行うこと。

現状と課題

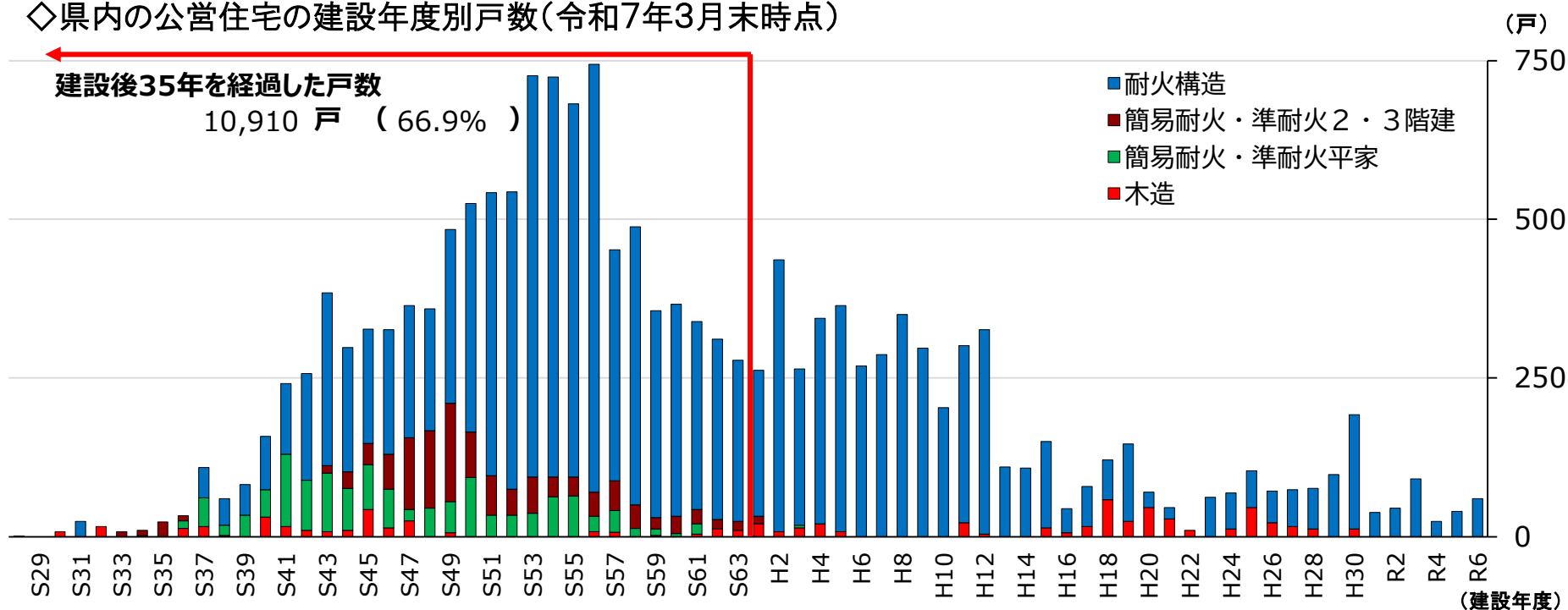
- 公営住宅は更新時期を迎えており、また、高齢者世帯の増加等の新たな課題を踏まえ、既存ストックの建替・改善を計画的に進める必要がある。
- 建築物の耐震化を進めるうえで、解体先行による空洞化や駐車場化を防ぎ、更なるまちの賑わいにつながる建替えへ誘導するための継続的な支援が必要。
- 沿道建築物等の建替えや耐震改修を円滑に進めるため、営業補償や移転費（移転先の改修費を含む）の支援が必要。

- 高齢世帯や子育て世帯等、多様化する住宅困窮者の安全で快適な住まいを確保
- 地震発生時の建築物や住まいの安全・安心の確保

安全・安心な建物と住まいの推進

- 県内の公営住宅ストックの半数以上が建設後35年以上経過
- 計画的な建替や改善事業が急務

◇ 県内の公営住宅の建設年度別戸数(令和7年3月末時点)



《老朽化した公営住宅の建替事業》
R5～6年度佐賀市光法団地建替工事



《住戸内部の改善事業》
R6年度県営中折団地住戸改善工事

地籍調査費の予算確保

財務省・国土交通省

提案事項

地籍調査の推進に係る必要な予算（地籍調査費負担金）を確保すること。

現状と課題

- 佐賀県の地籍調査は全国一位の進捗率だが、権利関係が複雑な中心市街地や森林荒廃が進む山村部の調査が残っている。
- 佐賀市の中心市街地において所有者が不明のため開発や取引等、土地の流動化を妨げている事例が多数存在。
- 所有者不明土地の発生抑制のため、早期の調査完了が必要。

筆界未定となっている土地(イメージ)



土地取引の円滑化や土地資産の保全
地籍調査情報を基にした公共事業や民間開発事業の円滑化

猛暑に対応した建設現場の多様な働き方の実現

提案事項

農林水産省・国土交通省

持続可能な建設業等の実現に向けて、猛暑に対応した積算基準の見直し等、建設現場の多様な働き方を実現すること。

現状と課題

- 夏期における真夏日や猛暑日が長期化。
- 労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が義務化（R7.6）。
- 県委託業務の除草作業中に、熱中症の疑いで死亡事故が発生（R7.8）。
- 施工現場は暑熱環境下での作業が多く、こまめな水分補給や定期的な休憩等の対策が必要であるため、日当たり施工量が低下。
- このように夏期においては標準的な施工が困難な状況にあるため、施工状況にあった、積算基準の見直しや作業時間帯の柔軟化等、建設現場の多様な働き方の実現が必要。

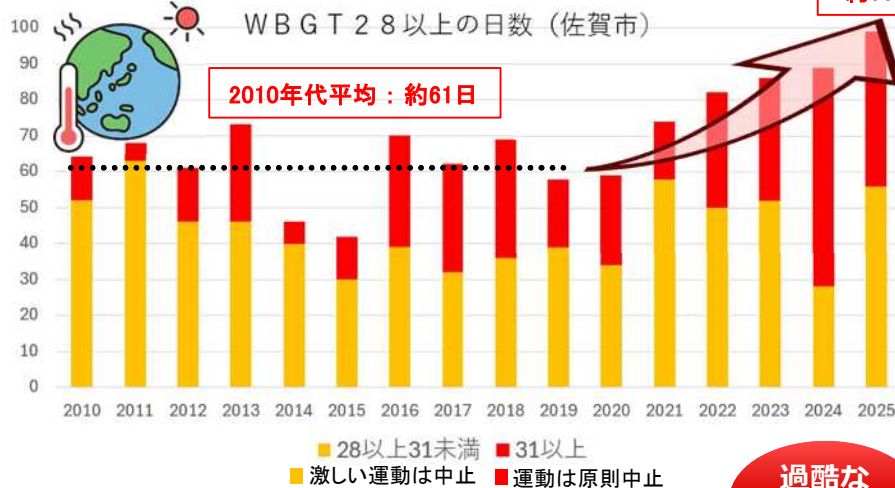
持続可能な建設業等による、安全で安心して暮らせる県土づくり

猛暑に対応した建設現場の多様な働き方の実現

現状

猛暑 熱中症対策 作業効率低下

2025年：
約99日

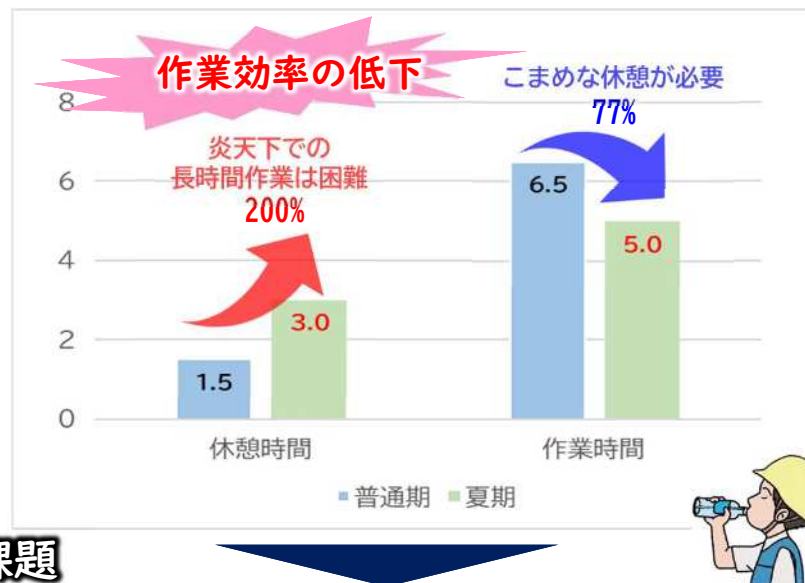


2025年と2010年代平均を比較

WBGT28以上 約38日(約1.6倍)増

※WBGT(暑さ指数)とは、人体と外気との熱のやりとりに着目し、「湿度」、「日射・輻射など周辺の熱環境」、「気温」の3つを取り入れた指標。

1日(8h)の休憩時間と作業時間の関係【県内事例】



課題

猛暑日の増加により作業効率が低下
作業効率の低下を考慮した歩掛がない

業界の声

- ・夏場は熱中症対策のため、こまめに休憩をとることから、作業効率が低下する。
- ・除草作業などは通常の2割程度低下する。
- ・舗装工事は昼間作業では施工時間が確保できない。
- ・標準歩掛(日当たり施工量)が実態と合っていない。



提案

持続可能な建設業等の実現に向けて、猛暑に対応した積算基準の見直し等、建設現場の多様な働き方を実現すること。

猛暑に対応した建設現場の多様な働き方の実現

猛暑下での過酷な作業



熱中症の対策強化

休憩場所
で体温調整

こまめな
休憩

水分や塩分
の補給



熱中症は生命にかかわる事があるため、
早めの措置や体調への配慮が最優先

作業効率の低下

下水道施設の整備及び改築・更新の促進と支援の充実

財務省・国土交通省

提案事項

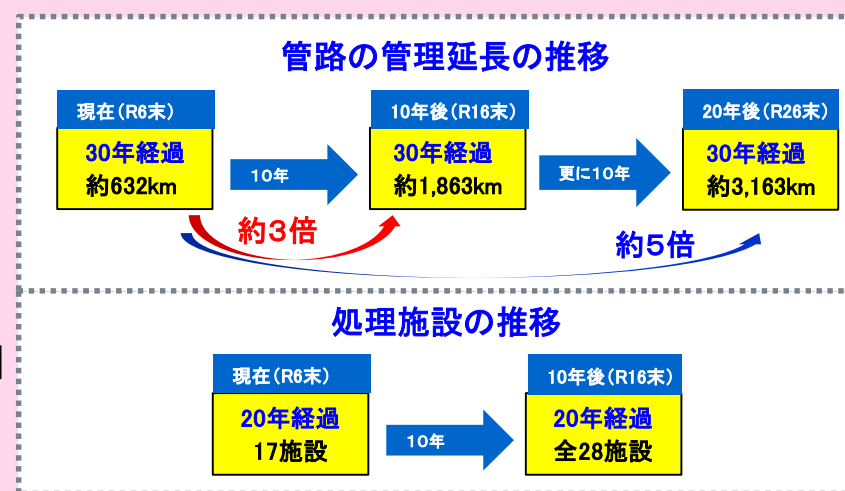
- (1) 下水道施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に確保すること。
- (2) 今後急激に増加が見込まれる下水処理場を始めとした老朽化施設の改築・更新を計画的かつ効率的に行うために、補助制度の充実など必要な予算を確保すること。
- (3) 下水道の持続可能な事業運営や施設の老朽化対策に向けて、計画的・戦略的な改築・更新やその基盤となる複数自治体による事業運営の一体化等の経営改善等に係るハズオン支援制度などの支援を一層充実すること。

下水道施設の整備及び改築・更新の促進と支援の充実

財務省・国土交通省

現状と課題

- 佐賀県の汚水処理人口普及率（88.3％）は、全国平均（93.7％）に比べて低く、整備が遅れている。（R7.3）
このため公共下水道の更なる整備促進が必要。
- 佐賀県の下水道施設（管路〔約3,645km(R7.3)〕処理場〔28箇所〕）は、今後、施設の老朽化が進行し、改築・更新費用の増大が見込まれる。
- 適切な維持管理のため、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な点検、調査、改築・更新が必要。
- 大規模な改築・更新の時期を迎える（建設後20年経過）処理場施設が増加しているが、防災・安全交付金事業の重点配分の対象外となっているため、新たな補助事業の創設が必要。
- 複数自治体による事業運営の一体化による運営の強化が打ち出され、都道府県がけん引役として経営基盤の強化等の取組が一層求められているが、本県は、経営のノウハウが無い。



下水道施設の整備促進と計画的な改築等による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

生活排水処理施設の整備促進

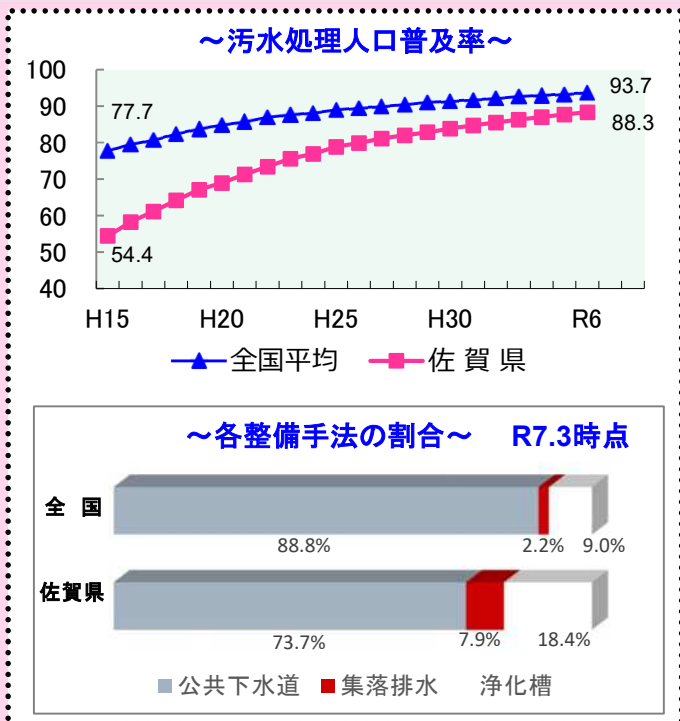
内閣府・財務省

提案事項

生活排水処理施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。

現状と課題

- 佐賀県の汚水処理人口普及率（88.3%）は、全国平均（93.7%）に比べて低く整備が遅れている。（R7.3）
- 特に、浄化槽区域が全国に比べ割合が高いため、普及率向上が重要である。
- 地域住民の生活環境の改善を図り、地域再生を果たすため、市町が策定した地域再生計画に基づく、生活排水処理施設の整備をより一層促進する必要がある。



生活排水処理施設の整備促進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

合併処理浄化槽の整備促進及び維持管理への支援

財務省・環境省

提案事項

- (1) 合併処理浄化槽の整備促進及び維持管理への支援に必要な予算を確保すること。
- (2) 公共浄化槽等整備推進事業の国費負担率を1/3から1/2へ引き上げること。
また、維持管理負担軽減事業の補助要件を緩和すること。
- (3) 浄化槽設置整備事業の基準額（補助限度額）の上限や補助対象内容を見直すこと。

現状と課題

- 佐賀県の浄化槽区域における汚水処理人口普及率（60.3%）は、公共下水道区域（97.0%）と比べて著しく低く、整備が遅れている状況。（R7.3）
- 人口減少・過疎化等の社会情勢の変化の中、公共下水道区域から浄化槽区域への適切な見直しが必要。
- 公共浄化槽は、公共下水道に比べて事業に対する補助率が低いことから市町の財政負担が大きく、整備の進捗が伸び悩んでいる。
- 公共浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）への国の支援（維持管理負担軽減事業）は、限定的（高齢世帯、対象期間など）であることなどから制度が活用しにくい。
- 個人が設置する浄化槽の普及率が低い地域においては、高齢者世帯が多く、設置費用や、補助対象外であるトイレの水洗化等の費用が大きな負担となっている。

合併処理浄化槽の整備促進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

農業・漁業集落排水施設の整備促進及び改築・更新

財務省・農林水産省

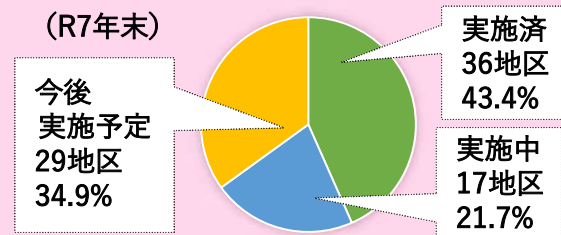
提案事項

農業・漁業集落排水施設の老朽化対策について、計画的な改築・更新ができるよう、必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 佐賀県の農業・漁業集落排水施設は人口減少の影響による使用料の減少が見込まれるなか、処理場80箇所について統廃合を行い、運営の効率化を図っている。
- 農業・漁業集落排水施設は、整備後20年以上経過し、老朽化した施設が増加しており、機能保全計画に基づき、改築・更新が必要。

農排・漁排事業（改築・更新）整備状況(%)
(R7年末)



ポンプの更新

農業・漁業集落排水施設の整備促進と計画的な改築等による生活環境の改善と公共用水域の水質保全



教育委員会事務局

SAGA Prefectural Government

教育の情報化推進のための環境整備

財務省・文部科学省

提案事項

学校におけるICT環境整備については、国の「GIGAスクール構想」に応じて地方自治体が端末等整備した経緯を踏まえ、今後のクラウド時代の教育DXの実現に向け、端末の更新、校務支援システムの刷新、通信ネットワークの増強、セキュリティの強化、ICT支援員の拡充等を実施する必要があるため、新たな国庫負担制度を創設・拡充するなど国が責任を持って県や県域の地方自治体に対し、支援の継続かつ拡充を行うこと。

現状と課題

県や県域の地方自治体が国が推進する教育DXを実現するためには、以下のとおり、国の予算措置の継続・拡充が無ければスムーズに実現できない状況である。

- 端末更新、クラウド型校務支援システムへの刷新、通信ネットワークの増強、セキュリティ強化など、各地方自治体は必要な環境の検討・構築に多くの費用がかかること。
- 県主導で端末や校務支援システムの共同調達を進めるには、各自治体の状況に応じた技術的な確認・調整が発生し、専門知識を持つ事業者の伴走支援が必要であること。
- ICT支援員について、現行の配置割合での配置継続にも財政負担が大きい状況の中、今後の教育DXの普及・促進にはICT支援員の更なる配置が必要であること。

教育や学校運営のデジタル化等の教育のDXを確実に推進することにより

- ・誰もがいつでもどこでも誰とでも自分らしく学ぶことができる子どもの主体的な学びを実現
- ・Society5.0のデジタル社会でたくましく生き抜く子どもの育成

体育館への空調設備整備促進に向けた財政支援の拡充

財務省・文部科学省

提案事項

- (1) 学校施設環境改善交付金の「屋内運動場の空調設備整備事業」の補助対象を高等学校まで拡充すること。
- (2) 私立学校の体育館に係る整備に対しても、支援を同程度に拡充すること。
- (3) 空調設備整備に係る調査研究費用及び空調設備整備後に生じる維持管理、将来的な改修等に係る費用についても財政措置を検討すること。

現状と課題

- 近年の猛暑により、熱中症対策は、児童生徒の健康確保の面から重要であり、安全・安心な学習環境を確保するために、校種・公私の別や避難所指定の有無に関わらず、学校体育館への空調設備整備を急ぎ進める必要がある。
- また、体育館は教室とは異なる特徴があることから、空調設備整備に当たっては事前に専門家による検討が必要であり、整備後は点検・修繕等も含めた維持管理費（ランニングコスト）が発生する。また、将来の更新時は改めて多額の費用を要するため、学校設置者に対する継続的な財政支援が必要。

全ての児童生徒が安全・安心に授業や部活動に取り組める環境の整備

体育館への空調設備整備促進に向けた財政支援の拡充

【県立学校】

(現状) 高等学校は、屋内運動場の空調設備整備事業の対象外

学校設置者負担 (1/1)

--



屋内運動場の空調設備整備事業の対象を、高等学校まで拡充

国庫補助 (1/2)

学校設置者負担 (1/2)

--	--

【私立学校】

(現状) 公立よりも補助率が低い

国庫補助 (1/3)

学校設置者負担 (2/3)

--	--



公立と同程度まで支援を拡充

国庫補助 (1/2)

学校設置者負担 (1/2)

--	--

特別支援学校の教室不足解消に向けた財政支援

財務省・文部科学省

提案事項

- (1) 特別支援学校の教室不足解消に向けた取組を恒常的措置とすること。
- (2) 資材・人件費高騰の実情を踏まえた補助単価の設定を行うこと。

現状と課題

- 当県では依然として、特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にある。特別支援学校の教室不足解消への集中取組期間が令和9年度まで延長されたものの、施設の整備を行い教室不足を完全に解消するためには、さらに長い時間を要する。
- 国庫補助事業の補助単価は継続的に引き上げられているものの、資材や人件費が高止まりしていることから、依然として実勢単価との間に乖離があり、その差が地方自治体にとって大きな財政負担となっている。

- 特別支援学校の教室不足の解消
- 特別支援学校で学ぶ児童生徒の教育環境の整備

特別支援学校の給食施設整備に係る財政支援

文部科学省

提案事項

特別支援学校幼稚部及び高等部を、学校給食施設の整備に係る国庫補助事業の対象とすること。

現状と課題

- 特別支援学校における給食施設の整備に対しては国庫補助事業（学校給食施設整備事業）があるものの、交付要綱上、小学部及び中学部の児童生徒に係る部分のみ補助対象とされている。一方で、教室棟の整備や長寿命化改修については、幼稚部及び高等部に係る部分を含む施設全体が補助対象とされている。
- 特別支援学校における給食は、幼児児童生徒が障害による学習上、又は生活上の困難を改善・克服して自立を図るために必要な知識、技能、態度及び生活習慣を養うための教育活動である。給食を通じた教育活動は、小学部・中学部のみならず全ての幼児児童生徒に対して行われ、給食施設はこの教育指導を行うために欠かせないものである。

- 給食施設の整備の促進
- 幼児児童生徒の自立・社会参加につながる教育の充実

市町村による主体的な支援員等の配置

文部科学省

提案事項

市町村が、所管する公立の小学校・中学校及び義務教育学校に、地域の実情に応じた教員業務支援員、放課後等補充学習指導員、学校生活支援員の配置、支援体制を整備できるようにすること。

現状と課題

- 教員業務支援員等の補助制度は、実施主体が都道府県・指定都市とされ、市町村が行う事業に対し都道府県が補助する事業を対象としている。
- このため、市町村が地域の実情に応じて主体的に教員業務支援員等の配置を推進しようとした場合、補助制度を十分に活用できていない。
- 給特法改正等に伴い、教育職員の働き方改革をより一層推進していくことが求められる中、多くの義務教育学校を設置する市町村の主体性を推進する必要がある。

地域の実情に応じた、きめ細かな教育の実現

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援

文部科学省

提案事項

- (1) 学校現場で帰国・外国人児童生徒に寄り添う「日本語指導担当教員」を地域の実情を踏まえて配置できるよう、定数の拡充を図ること。
- (2) 高等学校で帰国・外国人生徒が安心して学ぶことができるよう、生徒の日本語能力に応じた「特別の教育課程」の運用の柔軟化を図ること。

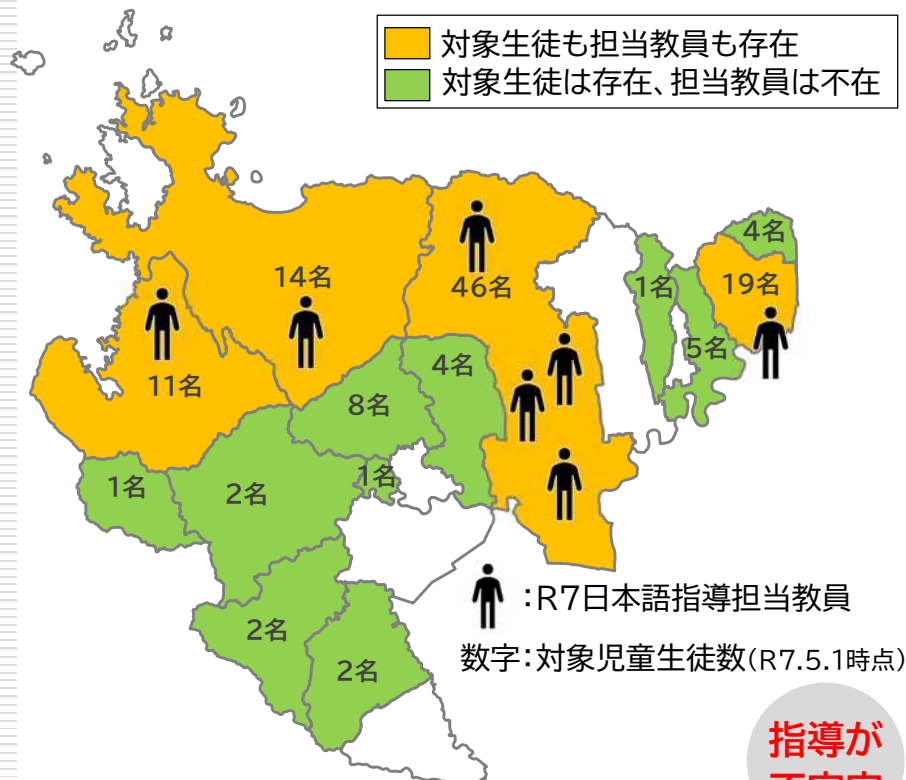
現状と課題

- 日本語指導に必要な教員の基礎定数化が図られているが対象児童生徒数が散在する地域では、学校現場が真に必要な教員数との間に乖離が生じている。
- 安定的に日本語の指導を実施するためには、地域の実情を踏まえ、日本語指導担当教員を配置することが可能となるよう、定数拡充が不可欠である。
- 高校においても「特別の教育課程」が作成可能となったが、日本語指導で替えられない必修科目が、多くの高校で第1学年の教育課程に組込まれており、日本語能力が十分でない帰国・外国人生徒にとって負担になると考えられる。
- 「特別の教育課程」において必修科目の一部についても日本語指導で替えることが可能とするなどの対応が必要である。

日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実及び進路保障

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援

(1) 日本語指導が必要な児童生徒分布状況



県内全域に対象児童生徒が散在…

- 1人の教員が空白地域へ巡回指導をせざるを得ない
- 空白地域に県負担で講師を配置せざるを得ない

(2) 「特別の教育課程」による指導

一般的な3年間の教育課程(74単位)

必履修科目	総合的な探究の時間	選択科目	特別活動
-------	-----------	------	------

日本語能力に応じた特別の指導

パターンA(教育課程の一部に替える)

必履修科目	総合的な探究の時間	選択科目	特	特別活動
-------	-----------	------	---	------

パターンB(教育課程に加える)

必履修科目	総合的な探究の時間	選択科目	特別活動	特
-------	-----------	------	------	---

- 日本語の学習と並行して必履修科目の学習を行うため、単位修得・進級の不安…
- 放課後や長期休業中の指導となり、生徒の学校生活に影響、教員も負担増

提案

- (1) 「日本語指導担当教員」を地域の実情を踏まえて配置できるよう、定数の拡充を図ること
- (2) 生徒の日本語能力に応じた「特別の教育課程」の運用の柔軟化を図ること

インクルーシブ教育の推進

総務省・文部科学省

提案事項

- (1) インクルーシブ教育の環境整備促進のため、以下の場合に加配措置を行うこと。
 - ① 専任の特別支援教育コーディネーターを配置する場合
 - ② 通級指導教室の実施に当たり、複数の学校に巡回による指導を実施する場合
 - ③ 複数の児童生徒が特別支援学級から通常の学級に転級する際に、通常の学級を支援する教員を配置する場合
- (2) 幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を更に拡充すること。

現状と課題

- 障害のある児童生徒の就学先は、市町村教育委員会が決定。本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが原則となっている。
- 近年、特別支援教育の理解の広がり等により、特別支援学級を希望する保護者、推奨する関係者が増加した結果、特別支援学級に在籍する児童生徒が急増。
- 特別支援学級でなければ、本人・保護者との合意形成ができない状況が多く発生している。

特別支援学級でなくても、本人・保護者との合意形成ができる体制を構築することで
障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことの実現

給与制度による教員の処遇及び環境改善

文部科学省

提案事項

- (1) 学級担任加算の義務教育費国庫負担金の最高限度額算定方法を現状の学級数ではなく担任数に乗じた額とするとともに、学級担任加算の金額の増額を行うこと。
- (2) 定年の引上げに伴い、給与等が7割程度に縮減される教員に対する給与等の処遇改善を行うこと。

現状と課題

- 「チームとしての学校」の体制づくりが進められる中、よりきめ細かな指導をするため、学級担任を複数の教員で担う「チーム担任制」を導入する学校が全国的に増えてきている。この取組を一層推進するためにも学級担任という『枠』ではなく、『人』に加算する仕組みとする必要がある。
 - 中堅の教員が少ない上に、担っている業務が多種多様である中、長年の教員経験に基づくスキルやノウハウを活かすとともに、それらを若手教員に直接伝達していくためには、60歳以降も継続して勤務したいと思える処遇に改善する必要がある。
- ▼
- チーム学校の推進、チーム担任制の検証促進、給与面の処遇改善
 - 処遇改善による継続勤務希望者の増加（教員不足の改善）

教育職員免許の一括管理による利便性等の向上

提案事項

文部科学省

教育職員免許の管理・運用を一括で取り扱う仕組みを構築すること。

現状と課題

- 偽造免許状により任用される事件が昨年発生。偽造免許状の行使等を未然に防止するためには、全国で統一された教育職員免許状の管理・運用が効果的である。
 - デジタル資格証の導入や手数料決済の電子化などが進められ、また、本年12月には「こども性暴力防止法」に基づく体制や、システム等の設備整備に対応するための経費や労力を、各都道府県がそれぞれで負担することとなる。
 - 免許保有者が、免許状交付時とは異なる都道府県に在住している場合、再交付等にかかる申請、発行に時間と経費（関係資料の郵送料等）を要している。
 - 保育士免許は、社会福祉法人・日本保育協会が全国一律で管理・運用している。
-
- 偽造された教育職員免許状行使の抑制、こども性暴力防止法や教員性暴力等防止法に基づく各種の対応は、全国一括管理されることにより効果的・効率的となる。
 - 再交付等の申請者が、どこに住んでいてもオンラインでの申請ができ、同一の手数料で免許状の発行等を受けられることができる。
 - オンライン等の設備整備にかかる事務や経費の効率化が図られるとともに、都道府県の免許事務担当者が、他の業務に従事することで学校の働き方改革等が推進される。

きめ細かな指導体制確立のための教職員の定数改善

文部科学省

提案事項

- (1) きめ細かな指導体制を確立するため、教職員定数の算定における乗ずる数の見直しを行うことにより、小中学校の定数を改善すること。
- (2) 養護教諭、栄養教諭及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ること。
- (3) 指導方法工夫改善加配の継続により、教育の質の維持と向上を図ること。

現状と課題

- 小中学校において、きめ細かな指導体制の構築や学校体制の強化のために、教職員定数の算定における乗ずる数の見直しを行うことは急務である。
- いじめ・不登校対応、感染症対策、食物アレルギー対応、学校の働き方改革など、様々な学校課題へ対応するために、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の専門的な職についても、安定的配置のために定数を改善することは重要である。
- これまで取り組んできているきめ細かな指導体制を継続していくために、引き続き、チームティーチング（TT）等の指導方法工夫改善加配の継続・維持が必要である。

きめ細かな指導体制の確立により、個に応じた質の高い教育を推進

夜間中学における教育環境の充実

文部科学省

提案事項

夜間中学の安定した教育環境の実現のため、生徒の実態や特別な教育課程を踏まえた弾力的な配置ができるような制度の見直しを行うこと。

現状と課題

○現状

- ・ 10歳代から80歳代まで幅広い年齢層が在籍
- ・ 不登校経験者や日本語指導が必要な外国籍の方など多様な方々が在籍
- ・ 入学者数や入学時の学年、原級留置の有無等、学級編制の予測が困難

○課題

- ・ 現行の教職員定数措置基準は、在籍生徒数のみを基準とした画一的な算定となっている。実際の算定では、教員が一度に2名減となる場合があり、一人一人に寄り添ったきめ細かな対応を安定して行うことが困難
- ・ 年齢や国籍に関わらず誰もが安心して学べる夜間中学の教育環境の充実が必要

- 生徒の想いに応える授業や体験活動の充実
- 多様性の尊重と個々のニーズや事情への柔軟な対応
- 誰もが安心して学ぶことができる教育環境の整備

不登校対応等の推進

財務省・文部科学省

提案事項

- (1) 校内教育支援センターについて、補助希望額の全額を補助すること。
- (2) チーム学校としての支援体制を十分に機能させる人材を確保するため、SSWの基礎配置時間数を拡充すること。

現状と課題

- 当県では支援員の配置がない公立小中学校の校内教育支援センターが多く、市町からは支援員の配置を望む声が多い。
- 国からの補助額は、補助希望額の3割程度に止まっており、市町の負担が大きいため、校内教育支援センターの設置を見送った市町もある。
- SSWの中学校区に対する国の基礎配置時間は週3時間となっており、現状の各学校へのSSWの配置時間では全てのニーズに十分に応えることができていない状況であり、独自予算でSSWを配置せざるを得ない市町もある。

- 市町の財政負担の軽減による、校内教育支援センターの設置の促進
- SSWの基礎配置時間数の拡充による、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援の充実

第三者委員会への財政支援等

財務省・文部科学省

提案事項

- (1) いじめの重大事態・学校事故・自死事案が発生した際に設置する調査委員会の第三者性を確保するために必要な経費（委員報酬等）に対する補助等、新たな財政制度の創設に取り組むこと。
- (2) 専門職への報酬や調査実務に係る費用の適正な目安を国として示し、公金執行の透明性と持続可能性を確保すること。

現状と課題

- 文科省が定めているガイドラインや指針では、いじめの重大事態や学校事故、自死事案が発生し、保護者等が詳細な調査を希望した場合、学校又は学校の設置者の下に調査委員会を設置し調査を行うよう定めている。
- 自殺や学校事故は発生の予測が不可能でありながら、発生すれば数千万円単位の多額の経費が必要となる。
- 調査を担う弁護士会等の職能団体による報酬単価や委員の調査費について、国としての標準的な算定基準が存在しないため、多額の経費が掛かっており、苦慮している状況にある。

抜本的な制度改善や構築による、財政状況に左右されない適切な調査の実施

学校給食費の抜本的な保護者負担の軽減

文部科学省

提案事項

- (1) 中学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の早期実現を図るとともに、地方負担分の恒久的な安定財源を確保すること。
- (2) 学校の設置主体にかかわらず、国立・私立学校も給食費負担軽減の対象とすること。

現状と課題

- 公立小学校については、令和8年度から給食費の抜本的な負担軽減が開始されるが、中学校の実施時期や地方負担分の財源確保については今なお不透明である。
- 国立・私立学校は支援の対象外であり、平等な子育て支援を受けられない状態となっている。



地方の安定財源を確保したうえで、国立・私立を含む小・中学校の給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が図られることで、本事業の本来の目的である「子育て世帯への支援」を実現することができる。

全国高等学校総合体育大会の参加資格の緩和

スポーツ庁

提案事項

複数校合同チームが全国高等学校総合体育大会（インターハイ）に安定的・継続的に参加可能となるよう、参加資格緩和を（公財）全国高等学校体育連盟に要請すること。

現状と課題

- 部活動は生徒数減による学校の小規模化や教員の働き方改革など多くの課題を抱えており、地域との連携や複数校合同部活動など、様々な形態での活動へ転換する部活動改革が急務である。
- 令和5年度から、部員不足に伴う複数校合同チーム（9競技）が認められたが、「人数に上限がある」「競技によっては合同になる相手校がない場合は出場できない」「同様の課題が該当競技以外にもある」という課題も見られる。
- 導入の目的は「学習成果を発表する機会を確保すること」であるが、今の規程ではすべての生徒が発表する機会を確保されているとは言い難い。
- インターハイで複数校合同チームが安定的・継続的に参加できる環境が必要であり、参加資格緩和が必要である。

- 多様な形態での活動へ転換する部活動改革の推進
- スポーツにおける生徒の選択肢の拡大
- 持続可能なスポーツ環境の確立